

企業向けサービス価格指数（2020 年基準）

調査対象サービス一覧

2024 年 6 月

日本銀行調査統計局

目 次

	ページ
(基本分類指数)	
金融	1
保険	5
不動産仲介・管理	11
不動産賃貸	12
旅客輸送	20
陸上貨物輸送	24
海上貨物輸送	27
航空貨物輸送	30
倉庫・運輸附帯サービス	31
サードパーティーロジスティクス	36
郵便・信書便	37
通信	38
放送	42
情報サービス	43
インターネット附随サービス	47
映像・文字情報制作	50
リース	52
レンタル	56
広告	58
下水道・廃棄物処理	68
自動車整備・機械修理	69
専門サービス	71
技術サービス	75
職業紹介・労働者派遣サービス	79
建物サービス・警備	81
その他諸サービス	83
(参考指数)	
卸売サービス価格指数	87
研究開発価格指数	92
輸出サービス価格指数	94
輸入サービス価格指数	95
知的財産ライセンス価格指数	96
基本分類構成項目	102

※本資料では、2024年3月時点における主な調査対象サービスを掲載している。

※本資料内のサービス名称等は、参考情報であり、実際の価格調査で使用しているものとは必ずしも一致しない。

※情報の秘匿が必要と判断される場合については、価格情報を掲載していない。

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料	
為替業務手数料	※内国為替取引サービスおよび外国為替取引サービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 内国為替手数料 - 振込・振替手数料 - 代金取立手数料 - 仕向銀行からの銀行間手数料 - 外国為替手数料 - 外国送金手数料 - 輸出・輸入関係手数料 ＜価格調査方法＞ - 業務内容を特定した「銘柄指定調査」。１．①では、振込・振替種類を特定したうえで全取引を対象とした「平均価格調査」も一部採用。
銀行業務手数料 (除為替)	※預金業務や貸出業務に関連するサービス（ＦＩＳＩＭを除く）、および銀行の固有業務に付随するサービス（保険業務、金融商品関連業務、信託業務を除く）。 ＜対象とする調査価格＞ - 預金・貸出業務手数料 - 口座振替手数料 - インターネットバンキング月額基本手数料 - シンジケート・ローン手数料 *参加金融機関の代理人（エージェント）に委任される資金決済、各種連絡、担保管理等の事務処理サービス。 - 代理業務手数料 *金融機関が代理業務として資金の受渡しを行うサービス。 - ＡＴＭ委託手数料 *自社のＡＴＭを用いて、他の金融機関の預金の受払い等を代行するサービス。 - 両替手数料 ＜価格調査方法＞ １．、３．では、手数料種類毎にサービス・案件内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または取引先金融機関の業態を特定した「平均価格調査」を採用。４．では、取引条件（両替枚数）を想定した「モデル価格調査」を採用。 ２．では、取引先の金融機関を特定した「銘柄指定調査」、または「料率型調査」を採用。「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 - 代理業務取扱いに対する手数料率（銘柄指定調査）を調査。 - 取引先の金融機関を特定した手数料率を調査。 ①の手数料率に、一般物価の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 - 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 - 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ４．の一部では、公表情報（「窓口円貨両替手数料」）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料（続き）	
証券業務手数料	※有価証券の委託売買、引き受け販売、募集または売り出しなどを行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 証券委託手数料 ＊有価証券の委託売買サービス。 - 証券引受手数料 ＊有価証券を引き受け、販売するサービス。 - 証券募集取扱手数料 ＊有価証券の募集または売り出しを行うサービス。 - 投資顧問手数料 - 信託報酬 ＜価格調査方法＞ ・ 1. ～ 3. 、 5. では、「料率型調査」を採用。 4. では、代表的な資金運用額を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・ 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ① 1. では約定代金、 2. では公社債発行額、 3. 、 5. では申込価額、に対する手数料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 2. では、外部データを使用。例えば、株式会社アイ・エヌ情報センターの『事業債の引受手数料』と『財投機関債の引受手数料』を採用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 —— 3. では、公表情報（「証券募集取扱手数料」）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ② 手数料率に、一般物価の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 —— 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・ 「モデル価格調査」では、基準時に代表的な資金運用額を想定し、当該資金運用額に対応する料金（価格）を調査。 —— 基準時以降の代表的な資金運用額は、一般物価と連動して変動すると想定。一般物価の動きを表す価格指数として、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料（続き）	
証券事務委託手数料	※有価証券に関する事務を受託するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 証券代行事務手数料 - 株式等の振替に関する業務 - 株主名簿管理人業務 - 特別口座管理業務 - 社債発行事務委託手数料 - F A債 ＊財務代理人（Fiscal Agent）だけを置いて起債する社債管理会社不設置債。 - 社債管理会社設置債 ＜価格調査方法＞ １．では、業務内容を特定した「銘柄指定調査」を採用。２．では、発行体を特定した「平均価格調査」を採用。
リテール決済加盟店手数料	※加盟店に対し、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード等による決済を提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - クレジットカード・デビットカード加盟店手数料 - 電子マネー加盟店手数料 - コード決済加盟店手数料 ＜価格調査方法＞ 「料率型調査」を採用。 - 決済金額に対する手数料率（銘柄指定調査または平均価格調査）を調査。 —— 加盟店を特定した料率、または全加盟店の平均料率を調査。 - 手数料率に、取扱商品の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 —— 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。

類別：金融

小類別 品目	調査価格の内容
金融手数料（続き）	
取引所業務手数料	※金融商品や商品先物の取引に必要な場を提供するサービスおよび有価証券の清算を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 取引関連手数料 * 金融商品や商品先物（農産物や鉱工業品等）の取引の場を提供するサービス。 2. 清算関連手数料 * 約定した金融商品や商品先物の清算を行うサービス。 3. 上場関連手数料 * 取引所が提供する株式の上場に関連するサービス。 ＜価格調査方法＞ ・ 1. では取引内容（取引商品の種類および取引規模、または取引商品）を、2. では清算対象商品を、3. ではサービス内容を特定した、「銘柄指定調査」を採用。 ・ 1. の一部では、取引内容（取引商品、取引金額）を想定した「料率型調査」または「モデル価格調査」を採用。 ・ 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①特定の取引条件を想定した手数料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 取引内容（取引商品の種類および取引金額）を特定した手数料率を調査。 ②手数料率に、一般物価の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 —— 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・ 「モデル価格調査」では、基準時に標準的な取引金額を想定し、当該取引金額に対応する料金（価格）を調査。 —— 基準時以降の標準的な資金運用額は、一般物価と連動して変動すると想定。 一般物価の動きを表す価格指数として、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 ・ 3. では、公表情報（「上場審査料」、「年間上場料」）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。

類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容
損害保険	
信用保証	※中小企業等が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 信用保証料 ①一般融資 ②都道府県制度融資 ＜価格調査方法＞ ・「料率型調査」を採用。 ①貸付金額に対する保証料率（モデル価格調査）を調査。 —— 信用リスクを基に設定されている料率表（全区分の保証料率）の平均的な改定率を調査。 —— 料金表には反映されないものの、信用保証料への影響が大きい制度要因（保証料減免等）は、別途反映している。 ②保証料率に、一般物価の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
火災保険	※火災や落雷、物体の落下などの災害や事故によって、建物およびその収容動産等に発生した損害を補償する保険サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 火災保険料 *補償対象（一般物件/工場物件、動産/建物）と、水災リスク区分を特定した調査。 ＜価格調査方法＞ ・「料率型調査」を採用。 ①保険金額に対する保険料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 補償対象（一般物件/工場物件、動産/建物）と、水災リスク区分を特定した料率を調査。 ②保険料率に、補償対象となる建物あるいは動産の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、建物物件には、一般財団法人建設物価調査会『建築費指数』、動産物件には、総務省『消費者物価指数』の財・サービス分類指数「財」（全国）、「耐久消費財」（全国）や、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数と輸入物価指数の各指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別：保険

小類別
品目

調査価格の内容

損害保険（続き）

自動車保険
（任意）

※自動車事故による損害を補償する保険サービス。

＜対象とする調査価格＞
1. 自動車保険料

①自家用普通乗用車
②自家用小型乗用車
③営業用普通貨物車
④自家用普通貨物車
⑤自家用小型貨物車
⑥自家用軽四輪車

＜価格調査方法＞
・各種補償内容（対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害、人身傷害など）を特定した「銘柄指定調査」を採用。
・保険のリスク量に係る品質変動を調整した価格指数を作成（詳細は、【こぼれ話】保険「損害保険における品質調整方法」を参照）。
・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

自動車保険
（自賠償）

※自動車事故による被害者の治療費、慰謝料等の人身損害を補償する保険サービス。
※自動車損害賠償責任保険。加入が義務づけられている強制保険。

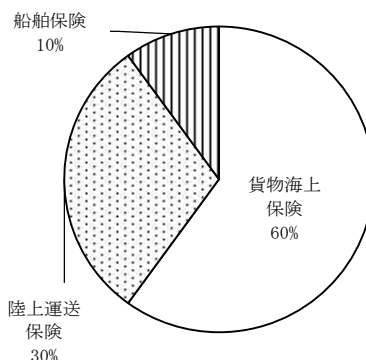
＜対象とする調査価格＞
1. 自賠償保険料（本土）

①自家用乗用自動車
②軽自動車
③営業用普通貨物自動車
④自家用普通貨物自動車
⑤自家用小型貨物自動車

＜価格調査方法＞
・複数の契約者（車種、保険期間）の価格を調査し、契約内容別ウエイト（2020年時点）により加重平均した「銘柄指定調査」を採用。
※契約者（車種、保険期間）の構成は下表のとおり。○印に該当する契約価格を調査。契約価格には、外部データを使用。
—— 例えば、損害保険料率算出機構『離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する車種別の基準料率』を採用。
—— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。
※契約内容別ウエイトは、損害保険料率算出機構および各社ディスクロージャー資料から入手したデータをもとに、日本銀行が独自に推計。
・保険のリスク量に係る品質変動を調整した価格指数を作成（詳細は、【こぼれ話】保険「損害保険における品質調整方法」を参照）。
・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

車種		保険期間				
		12か月契約	24か月契約	25か月契約	36か月契約	37か月契約
自家用乗用自動車			○	○	○	○
軽自動車	検査対象車		○	○	○	○
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの				
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの				
小型貨物自動車	自家用		○	○	○	

類別：保険

小類別 品目	調査価格の内容								
損害保険（続き）									
海上・運送保険	※積荷（海上運送・陸上運送）や船体の損害を補償する保険サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 輸入貨物にかかる外航貨物海上保険料 2. 陸上運送保険料 3. 船舶保険料 ＜価格調査方法＞ ・ 1.、2. では、「料率型調査」を採用。 ・ 3. では、保険金額が一定である分損補償契約については、船型、船齢、その他の契約条件を特定した「建値調査」を、それ以外の契約については、「料率型調査」を採用。 ・ 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①保険金額に対する保険料率（銘柄指定調査、建値調査、または平均価格調査）を調査。 —— 1.、2. では、貨物種類を特定した料率、または全取引を対象とした平均料率を調査。3. では、船型、船齢、その他の契約条件を特定した料率、または船型、船齢を特定した平均料率を調査。 ②保険料率に、保険対象となる船体の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、海上保険（繊維品）の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の輸入物価指数の類別「繊維品」、陸上運送保険（電気製品）の価格指数には、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数の「電気機器」「情報通信機器」の加重平均指数、船舶保険（外航貨物船）の価格指数には、マリンネット株式会社『バルカーマーケットReview』の「外航船舶の新造船船価の合成値」（円換算ベース）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・ 既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。 ＜調査価格の構成＞ ・ 調査価格の構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>保険種別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物海上保険</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>陸上運送保険</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>船舶保険</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	保険種別	割合	貨物海上保険	60%	陸上運送保険	30%	船舶保険	10%
保険種別	割合								
貨物海上保険	60%								
陸上運送保険	30%								
船舶保険	10%								

類別：保険

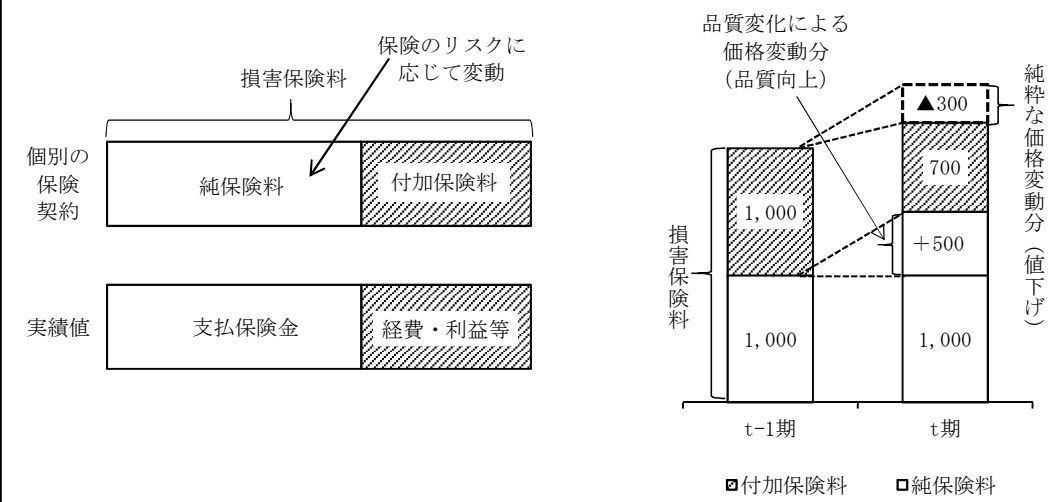
小類別 品目	調査価格の内容
損害保険（続き）	
賠償責任保険	※被保険者が他人に対して一定の財産的給付をなすべき法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 賠償責任保険料 ①請負業者賠償責任保険 ＊請負工事や請負作業の遂行中に発生した対人・対物事故にかかる賠償責任を補償する保険サービス。 ②生産物賠償責任保険 ＊国内で製造・販売した生産物が原因で発生した国内の対人・対物事故にかかる賠償責任を補償する保険サービス。 ③海外生産物賠償責任保険 ＊国内で製造・販売した生産物が原因で発生した海外の対人・対物事故にかかる賠償責任を補償する保険サービス。 ④施設所有・管理者賠償責任保険 ＊施設等の管理不備や企業の業務活動等が原因で発生した対人・対物事故にかかる賠償責任を補償する保険サービス。 ⑤企業総合賠償責任保険（パッケージ商品） ＊企業の事業活動を取り巻く各種の賠償責任を包括的に補償する保険サービス。 ⑥サイバー保険 ＊サイバー攻撃等が原因で生じた賠償責任を補償する保険サービス。 ＜価格調査方法＞ ・支払限度額、被保険者の業種、売上高（または補償対象施設の規模）を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

【こぼれ話】保険

損害保険における品質調整方法

§ 保険サービスの品質は、その保険がカバーする事象のリスク量の変動とともに変化すると考えられます。例えば、自動車の安全性能向上による事故率の低下を反映した自動車保険料の値下げは、リスク量の低下に伴う保険サービスの品質変化を反映したものと捉えることができます。このため、企業向けサービス価格指数では、保険のリスク量が変動した場合には、原則、表面価格から品質変化による価格変動分を差し引く品質調整を行い、指数を作成します。

§ 「損害保険」の品質調整は、概念的には、損害保険料（表面価格）の変動分から純保険料の変動分を差し引くことで実施することができます。純保険料は、損害保険料のうち保険会社が支払う保険金に充てられる部分であり、保険のリスク量の変動に対応して変化します。一方、損害保険料から純保険料を除いた付加保険料は、保険会社が保険事業を行うために必要な経費などに充てられる部分であり、付加保険料の変化は、原則として、純粋な価格変動として捉えます。



§ 具体的には、以下の式により、t-1期からt期までの「純粋な価格変動分」を算出します。
なお、ここでの「純保険料率」は、純保険料が損害保険料に占める割合を指します。

$$\begin{aligned}
 \text{純粋な価格変動分}_t &= \text{損害保険料の変化}_t - \text{純保険料の変化}_t \\
 &= (1 - \text{純保険料率}_t) \times \text{損害保険料}_t - (1 - \text{純保険料率}_{t-1}) \times \text{損害保険料}_{t-1}
 \end{aligned}$$

§ 企業向けサービス価格指数では、保険のリスク量の変化を適切に捉える指標（純保険料またはその代理変数）が入手可能な「自動車保険（自賠償）」および「自動車保険（任意）」において、こうした品質調整を行います。

*自動車保険（自賠償）

「自動車保険（自賠償）」では、自賠償保険の保険料が改定された際、損害保険料率算出機構が算出した改定前後の純保険料率を用いて純保険料の変化を算出し、品質調整を行います。

—— 公表情報をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、品質調整に用いる純保険料率を算出しています。

—— 例えば、純保険料率算出にあたり、金融庁自動車損害賠償責任保険審議会『自賠償保険基準料率改定の届出について』に掲載されている「2. 基準料率の改定率計算」のうち、「純保険料率」「社費」「代理店手数料」の改定率と割合、および「基準料率改定率」を用いて算出します。

*自動車保険（任意）

「自動車保険（任意）」では、毎年1月に、各社の決算情報から得られる前年度の実績損害率を純保険料率の代理変数として用いることで、品質調整を実施します。例えば、2024年1月の保険料改定に際しては、改定後の純保険料率が2022年度（2022年4月～2023年3月）の損害率と一致することを前提として、品質調整を行います。

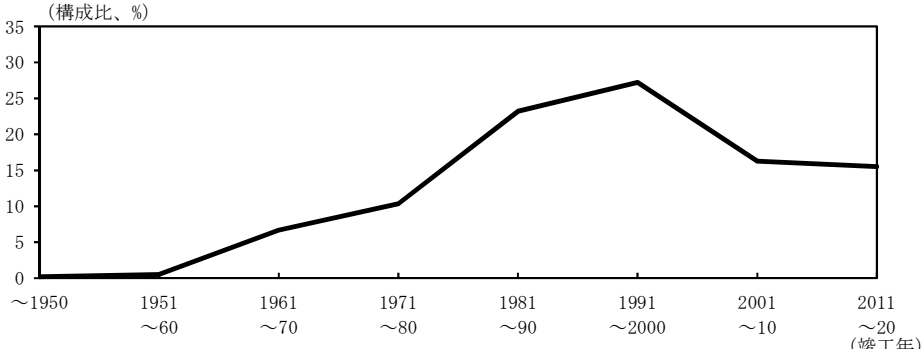
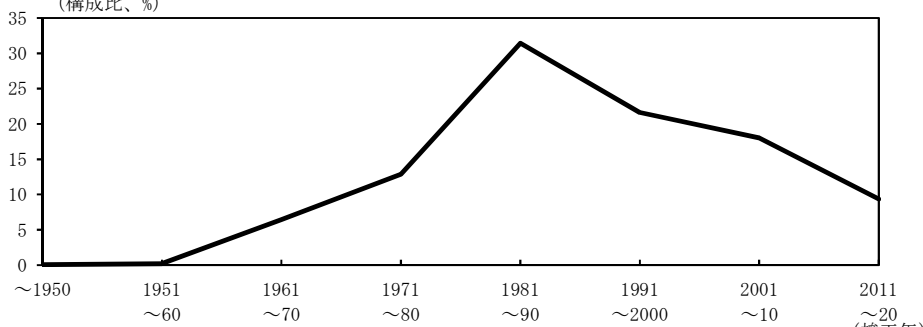
類別：保険

【こぼれ話】保険（続き）	
損害保険における品質調整方法（続き）	—— 公表情報をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、品質調整に用いる純保険料率を算出しています。 —— 例えば、IR資料で公表されている「正味収入保険料」、「正味支払保険金」、「支払備金（増減額）」を用いて算出します。 —— 実績損害率としては、「アーンド・インカード・ベイス損害率（incurred to earned basis loss ratio）」を用います。この損害率は、損害保険料の算出に用いられる指標の一つで、以下のように、期間中に発生した損害額を、当期の補償に充当すべき保険料（既経過保険料）で割ることで算出されます。 $\text{アーンド・インカード・ベイス損害率} = \frac{(\text{当期支払保険金} + \text{当期末未払保険金} - \text{前期末未払保険金})}{\text{既経過保険料}}$ —— 分母の既経過保険料は、各年の保険契約の始期がすべて年央にあるとみなす「1/2法」により算出します。 § その他の損害保険（「火災保険」「海上・運送保険」「賠償責任保険」）については、保険のリスク量の変化を適切に捉える指標が入手できないことから、品質調整を見送っています。 ＊品質調整を見送っている例：火災保険 ・火災保険では、自然災害による予測不能な支払いが生じる結果、事後的に測定される損害率は、想定されるリスク量から大きく乖離する可能性。 ⇒ 実績損害率を純保険料率の代理変数として使用するの是不適当。

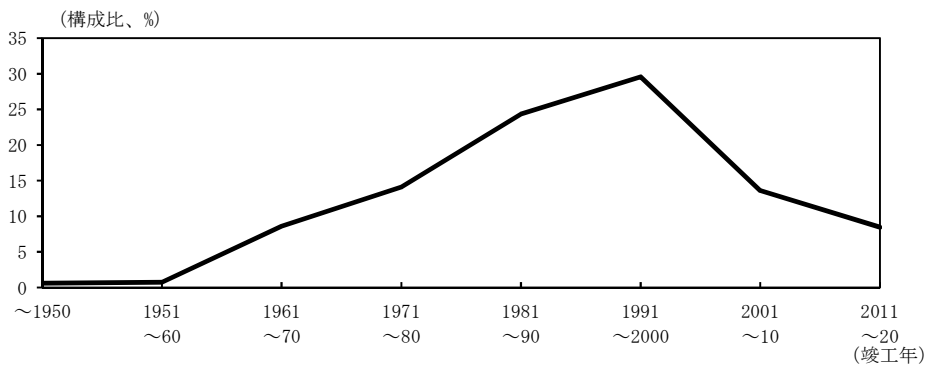
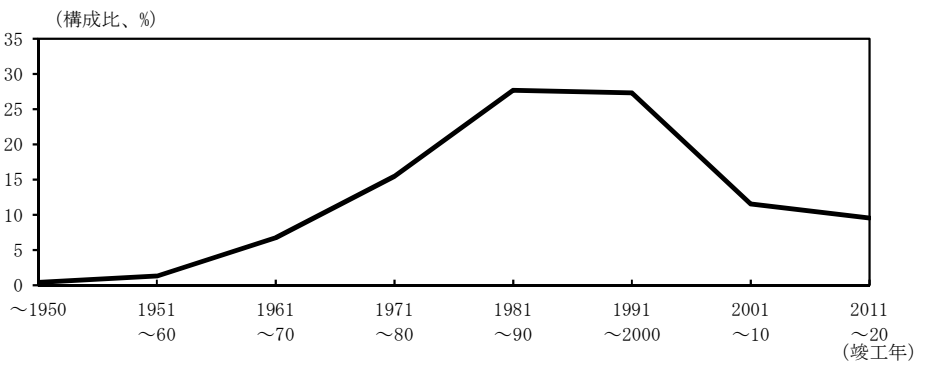
類別：不動産仲介・管理

小類別 品目	調査価格の内容
不動産仲介・管理	
不動産仲介	※不動産の売買や賃貸の仲介を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 不動産仲介手数料 ＊物件の評価、取引相手の選定、契約書作成などを行い、不動産の売買・賃貸契約を仲介するサービス。 ①売買仲介 ②賃貸仲介 ＜価格調査方法＞ ・「料率型調査」を採用。「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①仲介物件の価格に対する仲介手数料率（平均価格調査）を調査。 —— 仲介手数料率は、売買仲介では、取引条件（両側取引／片側取引）のほか、必要に応じて仲介物件の価格帯も特定した平均料率を、賃貸仲介では、全取引の平均料率を調査。 ②仲介手数料率に、取引物件の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、売買仲介の価格指数には、国土交通省『不動産価格指数（商業用不動産）』、賃貸仲介の価格指数には、三鬼商事株式会社『オフィスマーケットデータ』、株式会社東京カンテイ『分譲マンション賃料』、一般財団法人日本不動産研究所『市街地価格指数』を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ※不動産仲介サービスでは、同一のサービスが同一の取引先に対して提供されることが少ないため、物件の種類（オフィスビル、商業施設などのほか、土地も含む）を特定しないなど、料率（平均価格調査）の条件固定を緩めている。
不動産管理	※不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 不動産管理料 ＊不動産の所有者から委託を受けて、入居者（テナント）に対する賃料回収等の金銭管理、入退去管理、入居者間の紛争解決、新規入居者の募集といった経営業務のほか、清掃、修繕工事、警備といった保全業務の外注にかかる取次・監理などを行うサービス。 ①オフィスビル ②商業施設 ③倉庫 ④駐車場 ⑤居住用物件 ＜価格調査方法＞ ・管理内容、管理対象物件、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または「料率型調査」を採用。 ＊原則として、臨時報酬を除く基本報酬を調査。 ・「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①賃料に対する管理手数料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 管理手数料率は、管理内容、管理対象物件、取引先を特定した料率を調査。 ②管理手数料率に、対象物件の賃料の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、不動産管理（オフィスビル、商業施設、倉庫、駐車場）の価格指数には、日本銀行『企業向けサービス価格指数』の小類別「事務所賃貸」（品質劣化率反映前）、品目「店舗賃貸」、「倉庫賃貸」、「駐車場賃貸（月極）」、不動産管理（居住用物件）の価格指数には、一般財団法人日本不動産研究所『不動産住宅価格指数』を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容																		
事務所賃貸																			
事務所賃貸 (東京圏)	※首都圏整備法による既成市街地および近郊整備地帯を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス（時間または日数単位で賃貸するものは除く）。 ※具体的には、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県が対象。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事務所賃貸料 ＜価格調査方法＞ - 調査対象ビルを特定して新規契約と既存契約の両方を含めた平均賃料を調査する「平均価格調査」を採用。 ※平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 ※原則として、敷金・保証金および共益金を除く。 - 特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加による品質劣化分を補正する品質調整を行っている（詳細は、【こぼれ話】不動産賃貸「事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法」を参照）。 ＜調査価格の構成＞ 5年毎に公表されている国土交通省『法人土地・建物基本調査』を基に算出した下図の築年数分布（現在は、2020年に公表された2018年1月時点のデータを、2020年まで延長推計して算出）と整合的になるように、調査価格の構成を適正化している（詳細は、【こぼれ話】不動産賃貸「事務所賃貸における築年数分布の作成方法」を参照）。  <table border="1"> <caption>事務所賃貸（東京圏）の築年数分布（構成比、%）</caption> <thead> <tr> <th>竣工年</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1950</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>～1960</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>～1970</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>～1980</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>～1990</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>～2000</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>～2010</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2011（竣工年）</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	竣工年	構成比 (%)	～1950	0	～1960	0	～1970	10	～1980	23	～1990	27	～2000	16	～2010	15	2011（竣工年）	15
竣工年	構成比 (%)																		
～1950	0																		
～1960	0																		
～1970	10																		
～1980	23																		
～1990	27																		
～2000	16																		
～2010	15																		
2011（竣工年）	15																		
事務所賃貸 (名古屋圏)	※中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス（時間または日数単位で賃貸するものは除く）。 ※具体的には、愛知県、三重県が対象。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事務所賃貸料 ＜価格調査方法＞ - 品目「事務所賃貸（東京圏）」を参照。 ＜調査価格の構成＞ - 品目「事務所賃貸（東京圏）」を参照。築年数分布は以下のとおり。  <table border="1"> <caption>事務所賃貸（名古屋圏）の築年数分布（構成比、%）</caption> <thead> <tr> <th>竣工年</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1950</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>～1960</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>～1970</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>～1980</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>～1990</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>～2000</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>～2010</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2011（竣工年）</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	竣工年	構成比 (%)	～1950	0	～1960	0	～1970	13	～1980	32	～1990	22	～2000	18	～2010	10	2011（竣工年）	10
竣工年	構成比 (%)																		
～1950	0																		
～1960	0																		
～1970	13																		
～1980	32																		
～1990	22																		
～2000	18																		
～2010	10																		
2011（竣工年）	10																		

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容																		
事務所賃貸（続き）																			
事務所賃貸 （大阪圏）	※近畿圏整備法による既成都市区域および近郊整備区域を含む市区町村のある都道府県に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス（時間または日数単位で賃貸するものは除く）。 ※具体的には、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県が対象。 ＜対象となる調査価格＞ 1. 事務所賃貸料 ＜価格調査方法＞ - 調査対象ビルを特定して新規契約と既存契約の両方を含めた平均賃料を調査する「平均価格調査」を採用。一部の調査価格では、調査対象ビル（一部フロア）とテナント（事務所）を特定して継続賃料を調査する「銘柄指定調査」を採用。 ＊平均賃料：調査対象ビルを特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 ＊原則として、敷金・保証金および共益金を除く。 ・特定のオフィスビルを継続して調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加による品質劣化分を補正する品質調整を行っている（詳細は、【こぼれ話】不動産賃貸「事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法」を参照）。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「事務所賃貸（東京圏）」を参照。築年数分布は以下のとおり。  <table border="1"> <caption>事務所賃貸（大阪圏）の築年数分布（構成比、%）</caption> <thead> <tr> <th>築年数</th> <th>構成比（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1950</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>1951～60</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1961～70</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>1971～80</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>1981～90</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1991～2000</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>2001～10</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>2011～20（竣工年）</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table>	築年数	構成比（%）	～1950	0.5	1951～60	1.0	1961～70	8.0	1971～80	14.0	1981～90	24.0	1991～2000	30.0	2001～10	14.0	2011～20（竣工年）	8.0
築年数	構成比（%）																		
～1950	0.5																		
1951～60	1.0																		
1961～70	8.0																		
1971～80	14.0																		
1981～90	24.0																		
1991～2000	30.0																		
2001～10	14.0																		
2011～20（竣工年）	8.0																		
事務所賃貸 （その他地域）	※品目「事務所賃貸（東京圏）」「同（名古屋圏）」「同（大阪圏）」の対象範囲外の地域に立地する事務所向け不動産物件の賃貸サービス（時間または日数単位で賃貸するものは除く）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事務所賃貸料 ＜価格調査方法＞ ・品目「事務所賃貸（東京圏）」を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「事務所賃貸（東京圏）」を参照。築年数分布は以下のとおり。  <table border="1"> <caption>事務所賃貸（その他地域）の築年数分布（構成比、%）</caption> <thead> <tr> <th>築年数</th> <th>構成比（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1950</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>1951～60</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1961～70</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>1971～80</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>1981～90</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>1991～2000</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>2001～10</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>2011～20（竣工年）</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table>	築年数	構成比（%）	～1950	0.5	1951～60	1.0	1961～70	7.0	1971～80	15.0	1981～90	28.0	1991～2000	28.0	2001～10	12.0	2011～20（竣工年）	10.0
築年数	構成比（%）																		
～1950	0.5																		
1951～60	1.0																		
1961～70	7.0																		
1971～80	15.0																		
1981～90	28.0																		
1991～2000	28.0																		
2001～10	12.0																		
2011～20（竣工年）	10.0																		

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
その他の不動産賃貸	
店舗賃貸	※店舗向け不動産物件の賃貸サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 店舗賃貸料 ＜価格調査方法＞ ・調査対象ビルないし商業施設を特定して新規契約と既存契約の両方を含めた平均賃料を調査する「平均価格調査」、または賃貸スペースとテナント（店舗）を特定して継続賃料を調査する「銘柄指定調査」を採用。 ＊平均賃料：調査対象ビルないし商業施設を特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 ＊原則として、敷金・保証金および共益金を除く。 ＊賃料設定方法には、固定制（固定賃料）と売上歩合制（売歩賃料）がある。 —— 売歩賃料での契約は、固定分に加えて、小売店や飲食店などの各月のテナント売上に関連して決まる売上歩合分の合計で設定されることが一般的。 ＜調査価格の構成＞ ・地域構成は、固定賃料、売歩賃料ともに、東京近郊（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、大阪府、愛知県が中心。
倉庫賃貸	※倉庫向け不動産物件の賃貸サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 倉庫賃貸料 ①マルチテナント型物流施設 ＊複数のテナントの入居を想定した汎用施設。 ②ビルド・トゥ・スーツ型物流施設 ＊特定顧客の依頼により建設される専用施設。 ＜価格調査方法＞ ・調査対象倉庫を特定して新規契約と既存契約の両方を含めた平均賃料を調査する「平均価格調査」、または調査対象倉庫とテナントを特定して継続賃料を調査する「銘柄指定調査」を採用。 ＊平均賃料：調査対象倉庫を特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 ＊原則として、敷金・保証金および共益金、付随事務所などの倉庫以外の賃料を除く。 ＜調査価格の構成＞ ・地域構成は、関東地方、近畿地方、中部地方が中心。
ホテル賃貸	※ホテル向け不動産物件の賃貸サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. ホテル賃貸料 ＜価格調査方法＞ ・調査対象ビルとテナント（ホテル）を特定して継続賃料を調査する「銘柄指定調査」を採用。 ＊賃料設定方法には、固定制（固定賃料）、売上歩合制（売歩賃料）、GOP（Gross Operating Profit、ホテル売上からホテル運営に係る経費を除いた収益）連動制がある。 ＜調査価格の構成＞ ・地域構成は、固定賃料では東京都、大阪府、愛知県、売歩賃料・GOP連動制賃料では東京都、大阪府が中心。

類別：不動産賃貸

小類別 品目	調査価格の内容
その他の不動産賃貸（続き）	
会議室等賃貸	※短期（時間または日数単位）で利用される会議室および事務所向け不動産物件の賃貸サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 会議室賃貸サービス料（短期貸） 2. オフィス賃貸サービス料（短期貸） ①シェアオフィス ②個室型ブース ＜価格調査方法＞ ・ 1.、2. では、調査対象ビルなどを特定して時間当たり単価を調査する「銘柄指定調査」、調査対象地域を特定して平均賃料を調査する「平均価格調査」、時間当たり単価の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ＊平均賃料：調査対象地域を特定し、賃料収入合計を実稼動床面積で除した単位面積当たり平均単価。 ・ 1. の一部では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等（企業がホームページ上に掲載している料金表）を組み合わせる調査価格を作成。
駐車場賃貸 （月極）	※駐車場向け不動産物件の賃貸サービス（月極契約）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 駐車場賃貸料 ＜価格調査方法＞ ・ 調査対象駐車場を特定して新規契約と既存契約の両方を含めた平均賃料を調査する「平均価格調査」、または駐車場スペースと借り手企業を特定して継続賃料を調査する「銘柄指定調査」を採用。 ＊平均賃料：調査対象駐車場を特定し、賃料収入合計を駐車契約台数で除した駐車1台当たり平均単価。 ＜調査価格の構成＞ ・ 地域構成は、平均賃料、継続賃料ともに、東京都、大阪府、愛知県が中心。

類別：不動産賃貸

【こぼれ話】不動産賃貸 事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法	§ 「事務所賃貸」では、特定のオフィスビルを継続して調査対象としています。同一のオフィスビルであっても築年数の増加に伴い経年劣化が生じることから、事務所賃貸サービスの品質は低下します。このため、「事務所賃貸」の4品目では、調査対象オフィスビルの経年によって生じる品質劣化分を補正する品質調整を行っています。 ＜「事務所賃貸」の価格調査において生じる品質バイアス＞ ○ 事務所賃貸サービスの品質は、以下の①～④の属性によって大きく左右されます。このため、①～④の属性は、賃料水準に大きな影響を与えます。 ①立地 ：都市（東京、大阪、名古屋、・・・） ：都市内のエリア（丸の内、新宿、六本木、・・・） ：駅からの徒歩時間（近いほど高品質） ②規模 ：ビルの賃貸床面積（広いほど高品質） ③設備 ：エレベータの台数、OAフロアの有無、空調のタイプ、耐震強度等 ④築年数：築年数が増加すると品質劣化 ○ 特定のオフィスビルの賃料を継続して調査する場合、①～③に基づく品質はほぼ一定ですが、④に基づく品質は長期的には低下します。 （メリット） ○同一のオフィスビルを調査対象とすることで、 ①立地 } を完全に固定できる。 ②規模 } ③設備についても、改装が実施されない限り、品質は一定。 ⇒ 短期的には、ほぼ「品質一定」。 （デメリット） ○同一のオフィスビルを調査対象とするため、オフィスビルの築年数の増加に伴い経年劣化。すなわち、オフィスビルの品質が低下する。 ⇒ 長期的には、大きな「品質バイアス」（指数の下方バイアス）が生じる可能性。 ＜オフィスビルの経年による品質劣化分を補正する品質調整方法＞ ○ 以下の2段階の手順で品質調整を実施します。 ① 築年数の増加に伴うオフィスビルの資産価値の減耗パターンから、築年数毎に品質劣化率を算出。 ② ①で算出した品質劣化率を用いて、「事務所賃貸」各品目を構成するオフィスビルの品質劣化分を補正。 ○ オフィスビルの品質劣化率は以下の方法で算出します。 （1）オフィスビルの資産価値を、以下のように想定します。 （想定） i）事務所の品質は、オフィスビルの資産価値に比例して変動する。すなわち、事務所の品質は、築年数の増加に伴って、オフィスビルの資産価値に比例して低下していく。 ii）オフィスビルの資産は、ビルが立地している土地、建物本体、付属設備の3つから構成され、その資産価値は、土地、建物本体、付属設備、各々の資産価値の合計である。 （2）築年数の増加に伴うオフィスビルの品質劣化率は、オフィスビルの資産価値の減少率と一致することから、西暦S年に築T年となるオフィスビルの品質劣化率を、以下のよう

【こぼれ話】不動産賃貸（続き）

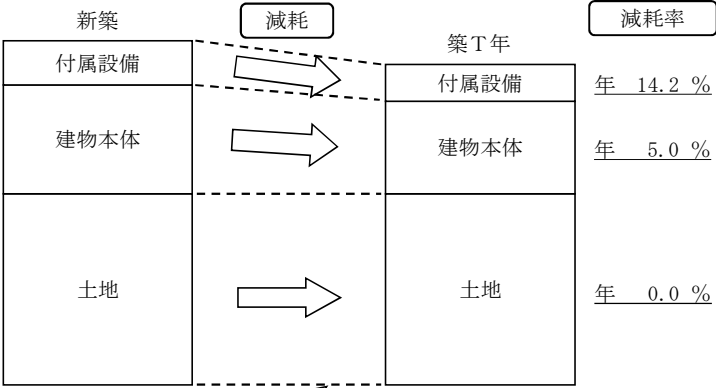
事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法（続き）

西暦S年に築T年となる
オフィスビルの品質劣化率

=

西暦S年に築T年となるオフィスビル減耗額
＜建物本体・付属設備＞

西暦S年に築T－1年となるオフィスビル資産額
＜土地・建物本体・付属設備＞



新築オフィスビル資産に占める土地、建物本体、付属設備の比率は、地価や建物価格の変動によって、年毎に変化します。

西暦S年に新築されたオフィスビル資産に対する土地比率、建物本体比率、付属設備比率に基づいて、西暦S年に各々築0年から築T年となるオフィスビル資産額ならびに減耗額を以下の手続きに沿って算出し、西暦S年における築年数毎の品質劣化率を算出します。

※この算出方法では、中古オフィスビルの資産額が、新築オフィスビルの資産額に連動すること、すなわち、築T年の中古オフィスビルの資産額には、建築年（西暦S－T年）の建設コスト（簿価）が影響しないことを仮定しています。

① 西暦S年、築T年の建物本体・付属設備の減耗額や資産額を、以下のように算出します。

===== T＝0年（新築）の場合 =====

（西暦S年に新築されたオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）

=

（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額）

×

（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額のうち建物本体、付属設備が占める比率）

===== T≥1年の場合 =====

（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の減耗額）

=

（西暦S年に築T－1年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）

×

（建物本体、付属設備の減耗率）

（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）

=

（西暦S年に築T－1年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の資産額）

－

（西暦S年に築T年となるオフィスビルの建物本体、付属設備の減耗額）

② 土地の資産額は減耗せず不変であることから、以下のように算出します。

=====

（西暦S年に築T年となるオフィスビルの土地資産額）

=

（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額）

×

（西暦S年に新築されたオフィスビル資産額のうち土地が占める比率）

③ 西暦S＋1年には、西暦S＋1年に新築されたオフィスビル資産に対する土地・建物本体・付属設備比率に基づいて、同様の手続きで品質劣化率を算出します。

17

類別：不動産賃貸

【こぼれ話】不動産賃貸（続き） 事務所賃貸における経年劣化の品質調整方法（続き）	（３）「事務所賃貸」の４品目について、各品目を構成する調査価格（調査対象オフィスビル）の構成に応じた品質劣化率を算出します。 （「事務所賃貸」各品目における品質劣化率） $= \sum \left(\text{「事務所賃貸」各品目における築年数毎の品質劣化率} \right. \\ \left. \times \left(\text{「事務所賃貸」各品目における調査対象オフィスビルの築年数別構成比率} \right) \right)$ （４）「事務所賃貸」各品目指数は、品質劣化分を補正することによって、算出します。 （品質劣化分を補正した品目指数）＝（補正前の品目指数）／（１＋品質劣化率） ※土地・建物比率の算出方法 ① 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社・シービー・リチャードエリス総合研究所株式会社『MUTB-CBRE不動産投資インデックス』の各調査地点における新築オフィスビルの土地資産額ならびに建物（建物本体・付属設備の合計）資産額のデータを基に、2010年の土地・建物比率を算出。 ② 上記①のデータは更新停止となったことから、2011年以降の土地・建物比率については、国土交通省『地価公示』、建設物価調査会『建築費指数』を使って日本銀行にて独自に推計。 <経年劣化の品質調整スキーム> ○ 各品目の品質劣化率は年１回更新し、毎年１月指数（２月公表分）から適用します。 <pre> graph LR A[土地比率（t-2年時点）] --> D[t年1月～12月における品質劣化率] B[築年数別構成比率（t年1月時点）] --> D C[建物本体・付属設備の減耗率] --> D E[更新投資パターン] --> D subgraph "年1回更新" A B end subgraph "基準中是不変" C E end </pre>

類別：不動産賃貸

【こぼれ話】不動産賃貸（続き）

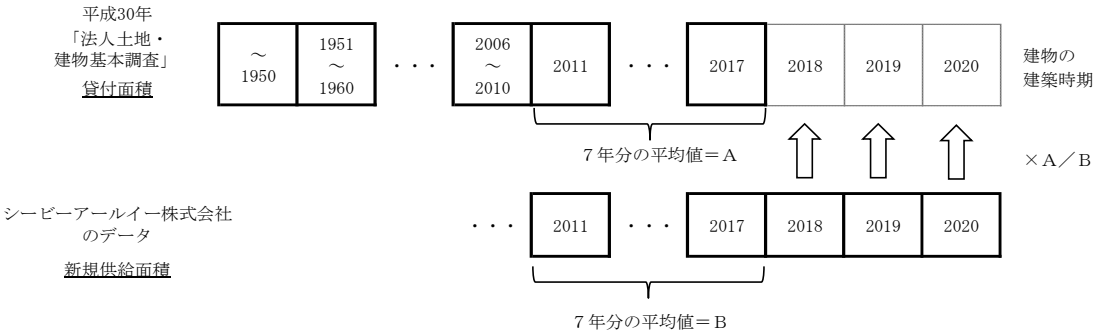
事務所賃貸における築年数分布の作成方法

§ 「事務所賃貸」では、5年毎に公表されている国土交通省『法人土地・建物基本調査』のデータを用いて、築年数分布を適正化しています。

＜築年数分布の作成手順＞

- ① 『法人土地・建物基本調査』の「全ての法人業種が保有する建物における事務所用の現在貸付面積」をもとに、「事務所賃貸」各品目毎に築年数別の貸付面積を算出。
- ② 『法人土地・建物基本調査』の調査年以降、直近年までの貸付面積のデータについては、シービーアールイー株式会社の新規供給面積を用いて延長推計。
 - ・シービーアールイー株式会社の新規供給面積を各品目の地域毎に足し合わせる。
 - ・「法人土地・建物基本調査」の足もと7年分の貸付面積の平均値（A）と、Aと同期間におけるシービーアールイー株式会社の新規供給面積の平均値（B）をそれぞれ算出。
 - ・平均値の比率（A/B）を直近3年分の新規供給面積に掛け合わせ、貸付面積を推計。

（延長推計のイメージ）



- ③ ①、②より得られた築年数別の貸付面積を、貸付面積合計で除することにより、各品目毎に築年数分布を算出。

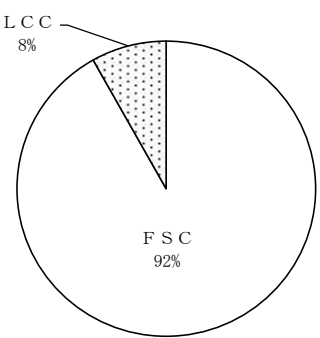
類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容
鉄道旅客輸送	
新幹線	※新幹線による旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 新幹線運賃・料金 ＜価格調査方法＞ ・定期外運賃（乗車券）および料金（指定席券等）の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ・基準年の日並びに固定したうえで、季節性料金を反映（詳細は、【こぼれ話】旅客輸送「季節性料金の指数への反映」を参照）。
鉄道旅客輸送 （除新幹線）	※新幹線以外の鉄道による旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 普通列車運賃 ＜価格調査方法＞ ・定期外運賃（乗車券）の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。
道路旅客輸送	
乗合バス	※路線を定めて定期的に運行する自動車により、有償で行う旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 路線バス運賃 2. 高速乗合バス運賃 3. 空港連絡バス運賃 ＜価格調査方法＞ ・1. では、運賃の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ・2. 、3. では、区間、運賃種類（普通運賃／割引運賃）を特定した「銘柄指定調査」を採用。
貸切バス	※乗用定員11人以上の自動車を貸し切り、有償で行う旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 貸切バス契約料金 ＜価格調査方法＞ ・バスの種類、輸送地域、旅程日数などを特定した「平均価格調査」を採用。 ・平均価格は、「貸切バス輸送収入÷（稼働日数×稼働車両数、走行距離数、または稼働数）」から算出した「1日1車当たり、1km当たり、または1稼働当たりの契約料金」を採用。 *貸切バスのサービス内容は、オーダーメイド性が強く、同一のサービスが継続的に取引されることが少ないことから、一部の調査価格は平均価格の条件固定を緩めている。

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容																				
道路旅客輸送（続き）																					
ハイヤー・タクシー	※乗用定員10人以下の自動車を貸し切り、有償で行う旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ - ハイヤーの契約料金 - タクシー運賃 ＜価格調査方法＞ 1. では、取引先、契約条件（距離制契約／時間制契約）を特定した「銘柄指定調査」を採用。 2. では、地域を特定し、各地域における運賃の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 2. では、外部データを使用。 - 例えば、国土交通省『運賃改定率（増収率、公示ベース）』を採用。 - 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ - ハイヤー／タクシーの構成 <table border="1"> <caption>ハイヤー／タクシーの構成</caption> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハイヤー</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> - タクシーの地域別構成 <table border="1"> <caption>タクシーの地域別構成</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>北陸信越・中部</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	品目	割合	ハイヤー	3%	タクシー	97%	地域	割合	関東	46%	中国・四国	7%	北海道・東北	10%	北陸信越・中部	11%	九州・沖縄	11%	近畿	15%
品目	割合																				
ハイヤー	3%																				
タクシー	97%																				
地域	割合																				
関東	46%																				
中国・四国	7%																				
北海道・東北	10%																				
北陸信越・中部	11%																				
九州・沖縄	11%																				
近畿	15%																				

類別：旅客輸送

小類別 品目	調査価格の内容
海上旅客輸送	
内航旅客輸送	※内航における船舶による旅客輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 旅客フェリー運賃 2. 高速船運賃 3. 水中翼型超高速船運賃 ＜価格調査方法＞ ・航路、運賃種類（普通運賃／割引運賃）を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・「燃料油価格変動調整金」を設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。
国際航空旅客輸送	
国際航空旅客輸送	※日系航空会社が日本に所在する企業向けに航空機により旅客の国際輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 国際線の航空旅客運賃（ビジネスクラス） 2. 国際線の航空旅客運賃（エコノミークラス） ＜価格調査方法＞ ・原則、ビジネス需要が多い取引条件（①座席種類＜エコノミー／ビジネス＞、②航路、③運賃種類＜普通／正規割引／団体＞、④購入期限、⑤予約変更可否）を一部特定した、実売価格の「平均価格調査」を採用。 —— 具体的には、1席当たり平均実売単価＝当月の実績販売額／当月の有償稼働座席数。 ・一部の調査価格では、上記取引条件を特定した設定価格の「銘柄指定調査」を採用。 —— 具体的には、設定価格の当月全日分平均値（前月特定日）。 ・「燃油サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ・1.、2. では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等（航空会社のホームページに掲載されている日本発の燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ価格）・航空保険特別料金と、国税庁『国際観光旅客税』）を組み合わせる調査価格を作成。
国内航空旅客輸送	
国内航空旅客輸送	※航空機により旅客の国内輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 国内線の航空旅客運賃 ＜価格調査方法＞ ・原則、ビジネス需要が多い取引条件（①航路、②運賃種類＜普通／正規割引／団体＞、③購入期限、④予約変更可否）を一部特定した、実売価格の「平均価格調査」を採用。 —— 具体的には、1席当たり平均実売単価＝当月の実績販売額／当月の有償稼働座席数。 ＜調査価格の構成＞ ・FSC／LCCの構成 

類別：旅客輸送

【こぼれ話】旅客輸送

季節性料金の 指数への反映

§ 旅客輸送サービスでは、帰省や行楽シーズンなどによって料金が異なるサービスが存在します。一般的に、こうした季節性料金は、日並びにより適用日数が異なるほか、その時点の需給動向を反映して料金水準も調整されます。こうした多様な価格設定を指数に取り込むため、類別「旅客輸送」では、原則として「月中平均価格」を採用しています。

§ なお、品目「新幹線」では、調査時点の季節性料金体系をもとに、基準年の日並びに固定したうえで、季節性料金を算出しています。

7 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



$$\text{調査価格} = \frac{14 \text{ 日}}{31 \text{ 日}} \times 10,000 \text{ 円} + \frac{17 \text{ 日}}{31 \text{ 日}} \times 20,000 \text{ 円}$$

$$\approx 15,483 \text{ 円}$$

1～14日：通常運賃 10,000円

15～31日：割増運賃 20,000円

タクシーの価格 調査における 「平均改定率」 の使用

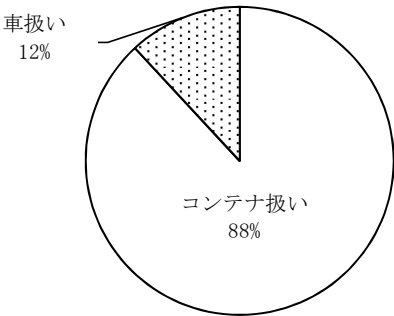
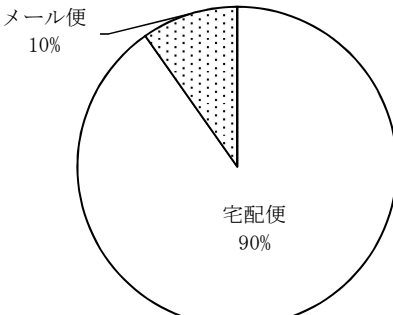
§ タクシー運賃は、初乗運賃と利用距離などに応じた加算運賃で構成されるほか、深夜早朝割増運賃といった利用時間帯に応じた運賃も設定されています。

＊東京23区における運賃設定の例（東京ハイヤー・タクシー協会ホームページより）

運賃種類	内 容	金 額
(a) 利用距離に応じた運賃	初乗運賃（1.096kmまで）	500円
	加算運賃（255m増すごとに）	100円
(b) 利用時間帯に応じた運賃	深夜早朝割増（22時から5時まで）	2割増

§ 需要者の利用形態により多様な価格が設定されている中では、代表的なビジネス需要のモデル（代表的な利用距離・利用時間帯等）を設定し、価格調査を行う必要があります。しかしながら、こうした情報を入手することは困難であるため、各地域における全ての取引を包含した「平均改定率」を利用した「モデル価格」を調査価格として採用しています。

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容						
鉄道貨物輸送							
鉄道貨物輸送	※鉄道による貨物の輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. コンテナ扱い運賃 *貨物をコンテナに集積して輸送するサービス。 2. 車扱い運賃 *有蓋車、タンク車等の貨車を1車単位で貸し切って輸送するサービス。 ①石油製品 ②石灰石 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間、貨物内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または輸送区間、貨物内容を特定した「平均価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ ・コンテナ扱い/車扱いの構成  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (鉄道貨物輸送)</caption> <thead> <tr> <th>扱い</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテナ扱い</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>車扱い</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	扱い	割合	コンテナ扱い	88%	車扱い	12%
扱い	割合						
コンテナ扱い	88%						
車扱い	12%						
道路貨物輸送							
宅配便・メール便	※自動車により宅配便、メール便を輸送するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 宅配便運賃 *宅配便とは、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うサービスが該当。 2. メール便運賃 *メール便とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了するサービスが該当。 ＜価格調査方法＞ ・1. では、輸送区間、貨物内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または取引先の種類を特定した「平均価格調査」、基本運賃の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ・2. では、貨物内容（重量区分）、取引先を特定した「銘柄指定調査」、基本運賃の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ ・宅配便/メール便の構成  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (道路貨物輸送)</caption> <thead> <tr> <th>扱い</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅配便</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>メール便</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	扱い	割合	宅配便	90%	メール便	10%
扱い	割合						
宅配便	90%						
メール便	10%						

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路貨物輸送（続き）	
自動車貨物輸送 （農林水産・食料工業品）	※自動車により農水産品、林産品、食料工業品を輸送するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 貨物運賃 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間、貨物内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、運送物や輸送区間などを特定した「平均価格調査」を採用。 ・「平均価格調査」を採用している一部の調査価格では、外部データを使用。 —— 例えば、公益社団法人全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会『求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）』において成約した運送取引データから、 ①各品目対象の運送物毎に、②4トン車以上と4トン車未満にデータを分けたうえで、③輸送区間を固定した成約運賃データを抽出し、それらを基に調査価格を算出。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・「燃油サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」「自動車貨物輸送（鉱産品・化学工業品）」「自動車貨物輸送（金属機械工業品）」「自動車貨物輸送（軽・雑工業品）」をすべて合算したときの大企業と中小企業の構成比。
自動車貨物輸送 （鉱産品・化学工業品）	※自動車により鉱産品、化学工業品を輸送するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 貨物運賃 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間、貨物内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、運送物や輸送区間を特定した「平均価格調査」、輸送距離や車種、積載率を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「平均価格調査」では、外部データを使用。 —— 外部データは、品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」を参照。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・「燃油サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」を参照。

類別：陸上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
道路貨物輸送（続き）	
自動車貨物輸送 （金属機械 工業品）	※自動車により金属機械工業品を輸送するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 貨物運賃 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間、貨物内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、運送物や輸送区間を特定した「平均価格調査」を採用。 ・「平均価格調査」では、外部データを使用。 ―― 外部データは、品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」を参照。 ―― 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・「燃油サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」を参照。
自動車貨物輸送 （軽・雑工業 品）	※自動車により軽工業品（食料工業品を除く）、雑工業品を輸送するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 貨物運賃 ＜価格調査方法＞ ・品目「自動車貨物輸送（金属機械工業品）」を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・品目「自動車貨物輸送（農林水産・食料工業品）」を参照。

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
外航貨物輸送	
外航貨物輸送 (除外航 タンカー)	※わが国商船隊（タンカーを除く）による輸入貨物の外航輸送サービス。 ※わが国商船隊は、わが国の外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 専用船契約による貨物（主に石炭、鉄鉱石等）輸送運賃 ※専用船契約は、船舶を長期間（10年程度）、特定の荷主に供する運送契約。 2. COA契約による貨物（主に石炭、鉄鉱石等）輸送運賃 ※COA契約（Contract of Affreightment、数量契約）は、期間、貨物、数量、積揚地を特定した運送契約。 3. 定期航路のコンテナ貨物輸送運賃（主にドライコンテナ（食料品その他）等） 4. スポット契約による貨物輸送運賃（主に鉄鉱石、穀物等） ※スポット契約は、1航海限りの短期契約。 ＜価格調査方法＞ ・1. ～3. では、航路、貨物等を特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」、または航路、貨物、船型等を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・主要航路は、ブラジルー日本、豪州ー日本、アジアー日本。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 調査価格 = 基本運賃 + (燃料油価格－基準燃料油価格) × 料率 ・4. では、外部データを使用。 —— 例えば、マリンネット株式会社『スポット契約による貨物輸送運賃』と、株式会社トランプデータサービス『スポット契約による貨物輸送運賃』を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・運賃に「サーチャージ」（主に燃料費、為替変動調整費等）を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ・外国貨物の運送に該当し、法令に定める輸出免税等の範囲に含まれるため、消費税は免税。
外航タンカー	※わが国商船隊のうちタンカーによる輸入貨物（主に原油、LNG、LPG）の外航輸送サービス。 ※わが国商船隊は、わが国の外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 専用船契約による貨物輸送運賃 2. スポット契約による貨物輸送運賃 ＜価格調査方法＞ ・1. では、航路、貨物等を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・主要航路は、中東ー日本。 ・2. では、外部データを使用。 —— 例えば、マリンネット株式会社『スポット契約による貨物輸送運賃』を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・外国貨物の運送に該当し、法令に定める輸出免税等の範囲に含まれるため、消費税は免税。

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
内航貨物輸送	
RORO船	※RORO船による内航貨物輸送サービス。 ＊RORO船（Roll-on/Roll-off ship）とは、船の船首または船尾に取り付けられたランプウェーから車両が自走して船内に入りし、船倉内で荷役する方式の船舶。 ＜対象とする調査価格＞ １．貨物輸送運賃 ①輸送用機械 ②その他の製造工業品 ＜価格調査方法＞ ・ 航路、貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または航路、貨物を特定した「平均価格調査」を採用。 ・ 運賃に「燃料油価格変動調整金」を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。
貨物船 （除RORO船）	※貨物船（RORO船を除く）による内航貨物輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ １．貨物輸送運賃（主に鋼材、輸送用機械、セメント等） ＜価格調査方法＞ ・ 航路、貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または標準的な積載量を想定した「モデル価格調査」を採用。 —— 「モデル価格調査」の価格算出式は品目「外航貨物輸送（除外航タンカー）」を参照。 ・ 運賃に「燃料油価格変動調整金」を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。
内航タンカー	※タンカーによる内航貨物輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ １．内航タンカー運賃（主に重油、揮発油、化学薬品、LPG等） ＜価格調査方法＞ ・ 航路、貨物、取引先、船型を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 運賃に「燃料油価格変動調整金」を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。
自動車航送船	※自動車航送船（フェリー）による内航貨物輸送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ １．自動車航送運賃 ①北海道地区－本州地区 ②本州地区－九州地区 ＜価格調査方法＞ ・ 航路、貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 運賃に「燃料油価格変動調整金」を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。

類別：海上貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
港湾運送	
港湾運送	※船内、港湾における荷役、はしけ運送、いかだ運送のサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. コンテナターミナル運営料 * コンテナの船舶への積荷または揚荷、船舶により運送されたコンテナのヤードへの搬入、船舶により運送されるコンテナのヤードへの搬出、コンテナのヤードでの荷捌き等を一貫して行う作業に対する料金。 2. 船内荷役料 * 貨物の船舶への積荷、船舶からの揚荷作業に対する料金。 3. 沿岸荷役料 * 船舶等で運送された貨物の上屋・野積場への搬入・搬出に対する積荷・揚荷作業、ならびに上屋その他の荷捌き場における貨物の保管に対する料金。 4. 機械荷役料 * 専用埠頭等に設置された大型荷役機械を使用して、船舶への積荷・揚荷を一貫して行う作業に対する料金。 5. サイロ港湾荷役料 * サイロ港湾での貨物の船舶への積荷、船舶からの揚荷作業に対する料金。 6. RORO船荷役料 * RORO船における貨物の搬入・搬出に対する料金。 ＜価格調査方法＞ ・ 貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 —— 保税地域における取引（輸入許可前・輸出許可後の貨物を対象とする契約）では、消費税は免税。

類別：航空貨物輸送

小類別 品目	調査価格の内容
国際航空貨物輸送	
国際航空貨物輸送	※日系航空会社が航空機により輸入貨物の国際輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 輸入貨物にかかる国際航空貨物運賃 ①北米航路 ②欧州航路 ③アジア航路 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間を特定した「平均価格調査（貨物重量当たり単価）」を採用。 ・運賃に「燃油サーチャージ」を適用している場合は、当該分を加算。 ・外国貨物（外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のもの）のため、消費税は免税。
国内航空貨物輸送	
国内航空貨物輸送	※航空機により貨物の国内輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 国内航空貨物運賃 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間・時間帯または輸送区間・取引先を特定した「平均価格調査（貨物重量当たり単価）」を採用。

類別：倉庫・運輸附帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
倉庫	
普通倉庫	※普通倉庫・トランクルームにおける貨物の保管・荷役サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 保管料 ① 1～3類倉庫（建屋型の倉庫） ② 貯蔵槽倉庫 ③ トランクルーム 2. 荷役料 ① 1～3類倉庫（建屋型の倉庫） ② 貯蔵槽倉庫 ③ トランクルーム ＜価格調査方法＞ ・ 倉庫の所在地（保税／非保税）、貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。
冷蔵・冷凍倉庫	※低温装置を施した倉庫における貨物（農・水・畜産物、冷凍食品等）の保管・荷役サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 保管料 2. 荷役料 ＜価格調査方法＞ ・ 倉庫の所在地（保税／非保税）、貨物、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 「電気料金サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。
こん包	
こん包	※輸送・保管などを目的に貨物を仕分、整理およびこん包するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. こん包料金（こん包に使われる資材価格を含む） ① 金属製容器 ② 木箱・木材資材 ③ 段ボール箱・紙製容器 ④ プラスチック製容器 ＜価格調査方法＞ ・ こん包方法、こん包物、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。

類別：倉庫・運輸附帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
道路輸送施設提供	
高速自動車国道	※有料で高速自動車国道を提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 車種別通行料金（ＥＴＣ利用） ＜価格調査方法＞ 「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 - 調査価格を「定価」「時間帯に関する割引」「利用頻度に関する割引」の積として構成し、定価や割引制度の変更時に、平均的な改定率を算出。 ①調査対象車種と調査対象期間 (1)調査対象車種 ＊全車種が対象。 (2)調査対象期間 ＊当月の全期間が対象。 ②調査価格の計算方法 調査価格＝（a）定価×（b）時間帯に関する割引×（c）利用頻度に関する割引 （a）定 価 （b） 時間帯に関する割引 （c） 利用頻度に関する割引 通行距離に応じた従量料金制（均一料金制の道路は、その定価）。 平日・土曜・日祝日ごとに各時間帯の割引率を算定。 多頻度割引、大口割引 各道路別の車種別・時間帯別シェアを乗じて集計する
都市高速道路	※有料で都市高速道路を提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 車種別通行料金（ＥＴＣ利用） ＜価格調査方法＞ 品目「高速自動車国道」を参照。
一般有料道路	※一般有料道路を提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 車種別通行料金（ＥＴＣ利用） ＜価格調査方法＞ 品目「高速自動車国道」を参照。

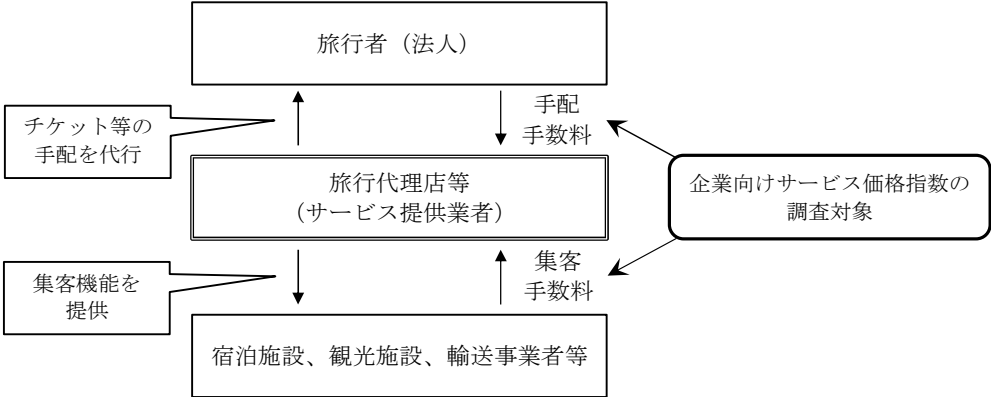
類別：倉庫・運輸附帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
道路輸送施設提供（続き）	
駐車場提供 （時間貸）	※自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス（時間貸契約）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 駐車場提供料 ＜価格調査方法＞ ・利用時間を特定した「銘柄指定調査」、または調査対象地域を特定して平均利用料金を調査する「平均価格調査」を採用。 ＊平均利用料金：特定地域内の全駐車場における、法人向け取引を対象とした総駐車料収入を、総駐車時間で除した平均単価。 ・駐車場提供料の一部では、公表情報をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ―― 例えば、「銘柄指定調査」の一部として、料金表がインターネット上に公表されている場合は、地域（ビジネス街/住宅街）や曜日（平日/休日）、時間帯（昼間/夜間）などの観点から、ビジネス用途で多く使用される条件を固定したうえで、ウェブスクレイピングによって料金表価格を多数収集。 ＜調査価格の構成＞ ・地域構成は、東京都、大阪府、愛知県が中心。

類別：倉庫・運輸附帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
水運附帯サービス	
水運附帯サービス	※海上輸送に附帯するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 検数料 ＊積荷・揚荷の箇数の計算または受渡の証明をするサービス。 2. 検量料 ＊積荷・揚荷の容積や重量を計算または証明するサービス。 3. 鑑定料 ＊積荷の積付に関する証明、調査および鑑定をするサービス。 4. 水先料 ＊船舶を安全かつ効率的に導くサービス。 ＜価格調査方法＞ ・水運附帯サービスでは、公表情報をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ―― 例えば、1. から3. までは、官公庁『検数料金表、検量料金表、鑑定料金表』、4. では、国土交通省『水先料に係る自動認可額公示』を用いて調査価格を作成。 ―― 1. 、2. は、積荷・揚荷を特定、3. は、検査種目、検査対象を特定。 ―― 4. は、取引（水先区、船舶サイズ、喫水）を想定している。 ―― 保税地域における取引（輸入許可前・輸出許可後の貨物を対象とした1. ～3. ）や外航船向けの水先（わが国商船隊の運航する外航船向けの4. ）が大宗を占めるため、消費税は免税。 ＊ わが国商船隊は、わが国の外航海運企業が運航する外航商船群。
航空施設管理・航空附帯サービス	
航空施設管理・航空附帯サービス	※航空会社等に対して空港施設の提供や航空機の運航を支援するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 着陸料 2. 保安料 ＊離陸空港の使用に対する料金。 3. 航行援助施設利用料 ＊航空機の航行を援助する航空管制等のサービス。 4. 給油施設使用料 ＜価格調査方法＞ ・機種、最大離陸重量、騒音値などの取引条件を特定した「銘柄指定調査」、「建値調査」を採用。

類別：倉庫・運輸附帯サービス

小類別 品目	調査価格の内容
旅行サービス	
旅行サービス	※旅行代理店等が旅行者に対して、航空機等のチケット等を代行して手配するサービスのほか、宿泊施設、観光施設、輸送事業者等に対して、集客機能を提供するサービス。 <対象とする調査価格> 1. 手配手数料 ＊旅行代理店等が法人の旅行者に対して、航空機等のチケット等の手配を代行して行うサービス。 2. 集客手数料 ＊旅行代理店等が宿泊施設や観光施設、輸送事業者等に対して、集客機能を提供するサービス。集客対象（旅行者）は、法人・個人を問わない。  <価格調査方法> ・ 1. では、取引先や手配内容を特定した「銘柄指定調査」、または「料率型調査」を採用。 ①手配を行う旅行代金に対する手数料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 取引先や手配内容を特定した料率を調査。 ②手数料率に、手配を行う旅行代金の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、国際航空チケットの手配サービスの場合には、日本銀行『企業向けサービス価格指数』の品目「国際航空旅客輸送」を価格指数に採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・ 2. では、「料率型調査」を採用。「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①集客機能を提供した施設や輸送事業者の利用料金等に対する手数料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 施設や輸送事業者の種類を特定した料率を調査。 ②手数料率に、集客機能を提供した施設に対応した宿泊料金や入場料金、輸送事業者に対応した利用料金の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、宿泊施設の場合は総務省『消費者物価指数』・品目「宿泊料」（全国）や日本銀行『企業向けサービス価格指数』・品目「宿泊サービス」、観光施設の場合は『消費者物価指数』・品目「文化施設入場料」（全国）や「テーマパーク入場料」（全国）、輸送事業者の場合は『消費者物価指数』・小分類「鉄道運賃（JR）」（全国）や『企業向けサービス価格指数』・品目「乗合バス」や「貸切バス」を価格指数に採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ＊当品目は、新型コロナウイルス感染症拡大期における価格設定行動を把握することを企図して、例外的に、調査先企業の協力のもと、2019年1月以降の指数を時系列データ検索サイトで公表。

類別：サードパーティーロジスティクス

小類別 品目	調査価格の内容
サードパーティーロジスティクス	
サードパーティーロジスティクス	※荷主企業に代わって、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. サードパーティーロジスティクスサービス提供料金 ＜価格調査方法＞ ・調査先毎に標準的な取引先、サービス内容や取引条件を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。調査先がサービスを提供する際の費用構造を踏まえて、各費用に対応した価格指数を加重平均した積み上げコストに、実績の利益率も考慮して調査価格を設定。 ・1. では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等を組み合わせて調査価格を作成。各費用に対応する価格指数や、各費用の割合は、調査先毎に取引実態に近いものを採用。 —— 例えば、配送費用に対応する価格指数には、日本銀行『企業向けサービス価格指数』の小類別「道路貨物輸送」、保管費用に対応する価格指数には、小類別「倉庫」、荷役費用に対応する価格指数には、品目「こん包」、人件費に対応する価格指数には、厚生労働省『毎月勤労統計調査』の「現金給与総額」を採用。 調査価格＝1単位のサービス提供に係る費用 × (1 / (1 - 利益率)) ＝ (配送費用に対応する価格指数 × 費用全体に占める配送費用の割合 + 保管費用に対応する価格指数 × 費用全体に占める保管費用の割合 + 荷役費用に対応する価格指数 × 費用全体に占める荷役費用の割合 + 人件費に対応する価格指数 × 費用全体に占める人件費の割合 :) × (1 / (1 - 利益率))

類別：郵便・信書便

小類別 品目	調査価格の内容
郵便・信書便	
内国郵便・信書便	※内国郵便または信書便を利用したサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 内国郵便の料金 ①第一種（封書） ②第二種（はがき） ③第三種（雑誌、新聞等の定期刊行物） ④第四種（通信教育用郵便物等） ⑤特殊取扱（速達、書留等） - 信書便事業のうち、特定信書便事業のサービスを利用した料金 ①1号役務（大型信書便サービス） ②2号役務（急送サービス） ③3号役務（高付加価値サービス） ＜価格調査方法＞ ・1. では、全ての取引を包含した「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ・2. では、サービス内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。
国際郵便	※国際郵便を利用したサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 通常郵便物の料金 - 国際スピード郵便物の料金 - 小包郵便物の料金 ＜価格調査方法＞ ・全ての取引を包含した「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容
固定電気通信	
固定電話	※固定電気通信サービスのうち、音声伝送サービス（専用線によるサービスを除く）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 加入電話サービス料 2. 中継電話サービス料（～2023年12月） 3. I P 電話サービス料（O A B J - I P 電話、O 5 O - I P 電話） 4. 直収電話サービス料 5. ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料 ＜価格調査方法＞ ・サービスの種類、利用条件を特定した「銘柄指定調査」、「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」、または通信事業者を特定し、利用内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{通話料金} = \text{基本料金} + (\text{固定電話から固定電話}) 1 \text{分あたり通話料} \times \text{想定通話量} \\ + (\text{固定電話から携帯電話}) 1 \text{分あたり通話料} \times \text{想定通話量}$ ・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料の調査では、外部データを使用。 —— 例えば、総務省ホームページに掲載されている『番号単価』を採用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。
インターネット 接続サービス	※固定電気通信サービスにおけるデータ伝送サービスのうち、インターネットへの接続のためのアクセスサービス。回線サービスと接続サービス（プロバイダーサービス）の両方を含む。 ＜対象とする調査価格＞ 1. F T T H サービス料（光回線サービス料） 2. インターネット接続サービス料（インターネットサービスプロバイダー＜I S P＞料） 3. 光コラボレーションサービス料 *プロバイダー事業者が、通信会社から卸販売を受けた光回線を使って提供するインターネット接続サービス。光回線サービス料とインターネットサービスプロバイダー料の両方を含む。 ＜価格調査方法＞ ・1.、2. では、サービスの種類、利用条件を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・3. では、外部データを使用し、サービスの種類を特定した「平均価格調査」を採用。 インターネット上に公表されている法人向け提示価格を対象に、ウェブスクレイピングによる価格収集を実施。1年に一度更新する通信速度帯域別シェアをもとに加重平均して価格指数に反映。 —— 通信速度帯域別シェアの反映に伴い、定期遡及訂正時に指数が訂正される場合がある。 詳細は、【こぼれ話】通信「インターネット接続サービスにおける品質の考え方」を参照。 —— 例えば、『価格.com』に掲載されている各種割引適用前の月額料金を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。
専用線	※固定電気通信サービスのうち、専用線による音声・データ伝送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 一般専用サービス料 2. 高速デジタル伝送サービス料 3. イーサネット専用サービス料 ＜価格調査方法＞ ・サービスの種類、利用条件を特定した「銘柄指定調査」、または「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容
固定電気通信（続き）	
WANサービス	※固定電気通信サービスにおけるデータ伝送サービスのうち、広域通信網（WAN）サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. IP-VPNサービス料 2. 広域イーサネットサービス料 ＜価格調査方法＞ ・サービスの種類、利用条件を特定した「銘柄指定調査」、「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」、およびサービスの種類、利用条件を特定した法人向け取引の平均割引率を使用した「平均価格調査」を採用。
インターネットデータセンター	※インターネットデータセンターにおいて、サーバやネットワーク機器などの設置・保管場所を提供するほか、サーバの保守・運用、仮想サーバを用いたプラットフォーム等を提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. サーバ・ホスティングサービス料 *サービス提供者が保有するサーバを貸し出すサービス。 2. サーバ・ハウジングサービス料 *顧客が保有するサーバ等の機材を保管するスペースを貸し出すサービス。 3. IaaS/PaaS型クラウドサービス料 *仮想サーバを用いて、ハードウェアリソース（CPU、メモリ、ストレージ）等のITインフラを、インターネット経由で提供するIaaS（Infrastructure as a Service）や、インフラだけでなく、アプリケーションを実行するためのプラットフォーム（OS等）もセットで提供するPaaS（Platform as a Service）といった、クラウドサービスの基盤サービス。総務省『サービス分野の生産物分類』における「ICT基盤共用サービス」に該当。 ＜価格調査方法＞ ・1. ～3. では、サービス内容、取引先、取引条件を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・3. では、「モデル価格調査」も採用。 ・「モデル価格調査」では、公表情報をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 —— 例えば、仮想サーバのスペックやディスク容量を固定したモデルを想定し、ウェブサイトから毎月の料金表価格を調査。

類別：通信

小類別 品目	調査価格の内容
移動電気通信	
移動電気通信	※移動電気通信による音声・データ伝送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 携帯電話向けサービス料（データ通信端末向けサービスや仮想移動体通信業者＜MVNO＞による提供サービスを含む） 2. 衛星移動通信サービス料 3. ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料 ＜価格調査方法＞ ・サービスの種類、通信事業者、通信規格（4G＜LTEを含む＞、5G）、利用端末（従来型携帯電話機、スマートフォン、データ通信端末）を特定し、利用内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 *サービスの種類、通信事業者、通信規格、利用端末の組み合わせは、新たな通信規格のサービス普及などサービスの利用状況に大きな変化が生じた場合、見直しの要否を検討。 *モデル価格の算出方法は、以下のとおり。 ① サービスの種類別、通信事業者別、通信規格別、利用端末別に、代表的と想定される法人利用者の通信量（通話量およびパケット量）を設定。 —— 利用の実態に応じて、一部の調査価格では、複数パターンの通信量を設定。 ② ①において設定した通信量を利用する場合に、調査時点において代表的な法人向け料金プランを用いて算出した料金を割引適用前価格とする。 —— 通信事業者による料金体系の変更は、新たな料金プランが利用者の中で代表的と確認された時点で指数に反映する。 ③ ②において算出した割引適用前価格に対し、法人向け全取引の平均割引率を乗じるなど、割引サービスを反映した利用料金を算出。 —— 法人向けに設定されている割引サービス（継続割引、回線数割引など）は複雑であるため、法人に適用されている割引率を全取引数で除した平均割引率を使用。平均割引率は年に1回調査し、年度毎に適用する。当該年度に適用する平均割引率を入手するまでの間、前年度分の平均割引率を使用したモデル価格を反映し、定期遡及訂正時に、当該年度分の平均割引率を使用したモデル価格に訂正する。このため、定期遡及訂正時に指数が大幅に訂正される場合がある。 ・ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料の調査では、外部データを使用。 —— 例えば、総務省ホームページに掲載されている『番号単価』を採用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。
アクセスチャージ	
アクセスチャージ	※通信事業者間の通信ネットワーク相互接続サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. アクセスチャージ（接続料） ①固定系通信（第一種指定電気通信設備） (1) 端末回線伝送機能 (2) 端末系交換機能 (3) 中継系交換機能 (4) 中継伝送機能 ②移動系通信（第二種指定電気通信設備） (1) 音声伝送交換機能 (2) データ伝送交換機能 ＜価格調査方法＞ ・サービス内容を特定した「銘柄指定調査」を採用。

類別：通信

【こぼれ話】通信

インターネット 接続サービス における 品質の考え方

§ インターネット接続サービスでは、通信速度が上昇した場合、それに伴って提供しているサービスの品質も向上しているものと考えられます。このため、通信速度の高速化が進む中で、通信速度を品質として適切に指数へ反映するために、ヘドニック法を用いた品質調整を行っています。

§ サービスの品質がそれを構成する複数の特性に分解可能であり、かつ、個々の特性を定量的に示す大量のデータを継続的に入手可能であることから、ヘドニック法を適用しています。
推計の対象となるデータセットの作成に際しては、インターネット上のショッピングサイト（価格.com）から、掲載されている通信プランの月額料金、契約期間、通信速度等を取得しています。

＊ ヘドニック回帰式の推計式は以下のとおり。

$$x^{(\lambda)} = \begin{cases} \frac{x^\lambda - 1}{\lambda} & (\lambda \neq 0) \\ \log x & (\lambda = 0) \end{cases} \quad y_i^{(\lambda_0)} = \beta_0 + \sum_{j=1}^{p_c} \beta_{cj} x_{cj,i}^{(\lambda_j)} + \sum_{k=1}^{p_d} \beta_{dk} x_{dk,i}$$

y_i : 理論価格、 $x_{cj,i}$: 連続変数（通信速度、契約年数など）、

$x_{dk,i}$: ダミー変数（戸建てダミーや法人ダミー、提供エリアダミーなど）、

β_0 : 定数項、 β_{cj} : 連続変数の係数、 β_{dk} : ダミー変数の係数、

λ_0 : 理論価格のBox-Coxパラメータ、 λ_j : 連続変数のBox-Coxパラメータ、

p_c : 連続変数の数、 p_d : ダミー変数の数

§ 上記より算出された推計結果をもとに、法人向けの各サービスプランの理論値と掲載価格を使用して指数を算出します。その際、大手通信会社の公表情報などから、1年に一度通信速度帯域別シェアを推計したうえで、適切なプラン構成比を考慮することで、高速化の影響を適切に指数に反映します。
—— 大手通信会社の公表情報を入手でき次第、通信速度帯域別シェアを推計し、価格指数に反映を行うため、価格指数は過去の長期間に遡って遡及訂正される可能性があります。

＊ 指数算出イメージ図



類別：放送

小類別 品目	調査価格の内容
放送	
公共放送	※公共の目的のための放送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 月額受信料 ＊テレビジョン放送の放送受信契約。 ①地上契約 ②衛星契約（地上契約含む） ＜価格調査方法＞ ・料金の「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。
有線放送	※有線の電気通信設備による放送サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 月額利用料 ①有線テレビジョン放送 ②有線ラジオ放送 ＜価格調査方法＞ ・利用条件を特定した「銘柄指定調査」を採用。

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容
ソフトウェア開発	
受託開発 ソフトウェア (除組込み)	※特定のユーザー（製造業、非製造業、官公庁等）からの受注により、オーダーメイドのソフトウェアの開発や、その保守・更新を請け負うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. システム開発料金 ①長期契約型 *取引先固有のソフトウェアの開発・保守・更新を、中長期にわたって請け負う形態。 ②単発契約型 *単発案件としてソフトウェアを開発し、納品する形態。 ＜価格調査方法＞ ・システム開発業務の品質は作業工数に比例するとみなし、1作業工数当たりの「労働時間当たり単価調査」を採用。 ・1. ①では、経験年数、職種ランク、業務内容または取引先業種を固定して1作業工数当たりの単価を調査する「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。 —— システムエンジニア（SE）などの技術者単価を多くの銘柄で採用。 ・1. ②では、取引先業種または取引先を固定したうえで、類似したシステム開発案件をグルーピングして集計した売上高を、作業工数合計で除した「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」を採用。 平均人月単価＝売上高合計／総作業工数 ・システム開発には複数月を要し、開発を行っている全期間にわたりサービス取引が発生しているため、単発契約型の「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」では、可能な限り「工事進行基準」ベースによる価格調査方法を採用。 工事進行基準：当該月に開発が進行している全案件が対象 ※案件毎に、売上高・作業工数・工期を入手できる場合 進捗率が毎月一定と仮定し、案件毎に、システム開発が行われた全期間に売上高と作業工数を均等に案分。 当該月に開発が進行している案件を対象に、案分した売上高と作業工数を各々合計。 売上高合計を総作業合計で除すことにより、平均人月単価を算出。 ※全案件の総売上高・総作業工数と、平均的な工期を入手できる場合 平均工期を期間とする移動平均により、平均人月単価を算出。 工事完成基準：当該月に開発が終了した全案件が対象 当該月に開発が終了した全案件の売上高合計を、総作業工数で除すことにより、平均人月単価を算出。

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容																																																																																						
ソフトウェア開発（続き）																																																																																							
受託開発 ソフトウェア （除組込み） （続き）	＜価格調査方法＞ ※平均人月単価の算出例 1月 ・・・ 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 案件 1：2 か月 (1,000万円、10人月) 案件 2：3 か月 (3,000万円、36人月) 案件 3：9 か月 (9,000万円、72人月) 案件 4：3 か月 (6,000万円、54人月) 案件 5：5 か月 (4,000万円、30人月) 工事完成基準 工事進行基準 <table><thead><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="3">工事完成基準ベース</th><th colspan="3">工事進行基準ベース</th></tr><tr><th rowspan="2">案 件</th><th rowspan="2">売上高</th><th rowspan="2">作業工数</th><th rowspan="2">案 件</th><th colspan="2">1 か月当たり</th></tr><tr><th>売上高</th><th>作業工数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">8 月</td><td>案件 1</td><td>1,000万円</td><td>10人月</td><td>案件 1</td><td>500万円</td><td>5 人月</td></tr><tr><td>案件 2</td><td>3,000万円</td><td>36人月</td><td>案件 2</td><td>1,000万円</td><td>12人月</td></tr><tr><td>案件 3</td><td></td><td></td><td>案件 3</td><td>1,000万円</td><td>8 人月</td></tr><tr><td>案件 5</td><td></td><td></td><td>案件 5</td><td>800万円</td><td>6 人月</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>4,000万円</td><td>46人月</td><td>合 計</td><td>3,300万円</td><td>31人月</td></tr><tr><td></td><td>8 月 価 格</td><td colspan="2">4,000万円÷46人月＝87万円</td><td>8 月 価 格</td><td colspan="2">3,300万円÷31人月＝106万円</td></tr><tr><td rowspan="4">9 月</td><td>案件 3</td><td>9,000万円</td><td>72人月</td><td>案件 3</td><td>1,000万円</td><td>8 人月</td></tr><tr><td>案件 4</td><td></td><td></td><td>案件 4</td><td>2,000万円</td><td>18人月</td></tr><tr><td>案件 5</td><td></td><td></td><td>案件 5</td><td>800万円</td><td>6 人月</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9,000万円</td><td>72人月</td><td>合 計</td><td>3,800万円</td><td>32人月</td></tr><tr><td></td><td>9 月 価 格</td><td colspan="2">9,000万円÷72人月＝125万円</td><td>9 月 価 格</td><td colspan="2">3,800万円÷32人月＝119万円</td></tr></tbody></table> ・検収ベースの計数の報告を受け、かつ「工事進行基準」ベースによる価格調査方法を採用している調査価格では、入手した計数を、工期に応じて事後的に指数に反映している。		工事完成基準ベース			工事進行基準ベース			案 件	売上高	作業工数	案 件	1 か月当たり		売上高	作業工数	8 月	案件 1	1,000万円	10人月	案件 1	500万円	5 人月	案件 2	3,000万円	36人月	案件 2	1,000万円	12人月	案件 3			案件 3	1,000万円	8 人月	案件 5			案件 5	800万円	6 人月		合 計	4,000万円	46人月	合 計	3,300万円	31人月		8 月 価 格	4,000万円÷46人月＝87万円		8 月 価 格	3,300万円÷31人月＝106万円		9 月	案件 3	9,000万円	72人月	案件 3	1,000万円	8 人月	案件 4			案件 4	2,000万円	18人月	案件 5			案件 5	800万円	6 人月	合 計	9,000万円	72人月	合 計	3,800万円	32人月		9 月 価 格	9,000万円÷72人月＝125万円		9 月 価 格	3,800万円÷32人月＝119万円	
	工事完成基準ベース			工事進行基準ベース																																																																																			
	案 件		売上高	作業工数	案 件	1 か月当たり																																																																																	
		売上高				作業工数																																																																																	
8 月	案件 1	1,000万円	10人月	案件 1	500万円	5 人月																																																																																	
	案件 2	3,000万円	36人月	案件 2	1,000万円	12人月																																																																																	
	案件 3			案件 3	1,000万円	8 人月																																																																																	
	案件 5			案件 5	800万円	6 人月																																																																																	
	合 計	4,000万円	46人月	合 計	3,300万円	31人月																																																																																	
	8 月 価 格	4,000万円÷46人月＝87万円		8 月 価 格	3,300万円÷31人月＝106万円																																																																																		
9 月	案件 3	9,000万円	72人月	案件 3	1,000万円	8 人月																																																																																	
	案件 4			案件 4	2,000万円	18人月																																																																																	
	案件 5			案件 5	800万円	6 人月																																																																																	
	合 計	9,000万円	72人月	合 計	3,800万円	32人月																																																																																	
	9 月 価 格	9,000万円÷72人月＝125万円		9 月 価 格	3,800万円÷32人月＝119万円																																																																																		
組込み ソフトウェア	※特定のユーザー（製造業）からの受注により、情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気機械器具等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを開発するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. システム開発料金 ＜価格調査方法＞ ・システム開発業務の品質は作業工数に比例するとみなし、1 作業工数当たりの「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」を採用。																																																																																						

類別：情報サービス

小類別
品目

ソフトウェア開発（続き）

パッケージ
ソフトウェア

※不特定多数の顧客を対象として、パッケージプログラムを開発・販売するサービス。

＜対象とする調査価格＞

1. 事業用パッケージソフトウェア・利用料金

①基幹システム（税務・会計、給与・人事、販売管理）

②RPAツール

③運用管理ツール

＜価格調査方法＞

- ・ソフトウェアを特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」を採用。
- ・調査対象ソフトウェアがバージョンアップされた際は、新バージョンへ調査価格を変更する。この際、コスト評価法により新旧バージョンの品質調整を実施している。
 - ―― 品質調整の対象は、品質向上を伴うバージョンアップのみであるため、バグフィックス等の機能維持を目的とした開発費用は品質調整の対象から原則除外している。
 - ―― ソフトウェアのような情報財は、開発費用など固定費が高く、変動費が著しく低いという特性があるため、1本当たりの平均費用を品質指標として使用している。
- ・1. ①では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等（IR資料）を組み合わせ、調査価格を作成。

バージョンアップ時のソフト開発費用を適切に評価し、品質向上分を指数に反映（指数を押し下げ）することが重要

バージョンアップ時の1本あたり追加費用
（＝品質向上分）

=バージョンアップ費用総額のうち対象ソフト該当見込み販売本数

=バージョンアップ費用総額×当該ソフト売上高比率
当該バージョン販売開始から12ヶ月分*の販売本数

*バージョンアップまでの平均サイクル。

※コスト評価法の具体例

《「ソフトウェアA」のバージョンアップ時に聴取する価格情報》

バージョンアップされる全ソフトウェアを対象としたバージョンアップ費用総額	22.5億円
「ソフトウェアA」の旧バージョンの売上高比率（新バージョンの売上高比率として代用）	42.4%
「ソフトウェアA」の旧バージョンの販売開始から12ヶ月分の販売本数*（新バージョンの見込み販売本数として代用）	12,571本

*12ヶ月以内に新バージョンが販売される場合は、新バージョン販売開始までの総販売本数を使用。

	9月	10月	11月
「ソフトウェアA」製品販売価格	¥665,000	¥665,000	¥665,000
バージョン	Ver7.1		Ver7.2
①バージョンアップ費用総額（「ソフトウェアA」「ソフトウェアB」「ソフトウェアC」の開発費用）	22.5億円		
②①のうち、「ソフトウェアA」製品に該当するバージョンアップ費用（①×旧バージョンの売上高比率により算出）	22.5億円 × 42.4% = 9.54億円		
③バージョンアップ時の「ソフトウェアA」製品1本当たりの追加費用（②÷旧バージョンの販売本数により算出）	9.54億円 ÷ 12,571本 = 75,889円		
④指数（コスト評価法により、③の追加費用分を値下げ処理）	100	100	89.8

665,000

665,000 + 75,889

 × 100

類別：情報サービス

小類別 品目	調査価格の内容
情報処理・提供サービス	
情報処理サービス	※外部からの委託により行う情報処理業務サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. プロセシングサービス料金 ＊計算代行、データ加工サービス。 2. BPOサービス料金 ＊電子計算機を用いて各種事務手続きを行う業務外注サービス。 3. データ入力サービス料金 ＊データを電子計算機に入力するサービス。 ＜価格調査方法＞ ・業務内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」、または業務内容を特定した「建値調査」を採用。
情報提供サービス	※各種のデータ（不動産情報、気象情報、金融関連情報等）を収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. データベースサービス利用料金 ＜価格調査方法＞ ・データベースを特定した「銘柄指定調査」を採用。
市場調査・世論調査・社会調査	※外部からの委託により、市場調査、世論調査、経済・社会調査を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 調査料金 ＜価格調査方法＞ ・調査内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、調査内容を特定した「建値調査」、職種ランクを特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。
システム等管理運営受託	※ユーザーの情報処理システム、ネットワーク、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 運用管理サービス料金 2. 稼働監視サービス料金 ＜価格調査方法＞ ・業務内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。

類別：インターネット附随サービス

小類別 品目	調査価格の内容
インターネット附随サービス	
ポータルサイト・サーバ運営	※主としてインターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービス。 具体的には、事業者からの手数料収入等（除く広告収入）に基づく、「ウェブ情報検索・提供サービス」やインターネットを通じて財・サービスの取引を仲介する「マーケットプレイス提供サービス」。 ＜対象とする調査価格＞ - ポータルサイト手数料 - ショッピング・オークションサイト - グルメ情報サイト - 不動産情報サイト - 求人情報サイト（含むダイレクトリクルーティング） - 宿泊予約サイト - ふるさと納税サイト ＜価格調査方法＞ - 各ポータルサイトの料金プランを特定した「平均価格調査」、料金プランおよび取扱高を想定した「モデル価格調査」、または「料率型調査」を採用。 「平均価格調査」は「総手数料/掲載店舗数」、または「総手数料/掲載件数」から算出。 「モデル価格調査」では、毎月調査している料金プランの基本料金に、前年実績から想定される従量に単価を乗じた従量料金を加算して調査価格を作成。 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 - 取扱高に対する手数料率（銘柄指定調査または平均価格調査）を調査。 - 取扱商品・サービスを特定した料率、または各サイトにおける取扱商品にかかる平均的な料率を調査。 - 手数料率に、取扱商品の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 - 例えば、ポータルサイト（ショッピング・オークションサイト）の価格指数には、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数・小分類「自動車」（全国）等、ポータルサイト（宿泊予約サイト）の価格指数には、同基本分類指数・小分類「宿泊料」（全国）、ポータルサイト（ふるさと納税サイト）の価格指数には、同基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 - 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 「料率型調査」の一部調査価格では、公表情報等をインターネット上のウェブサイトから日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 - 例えば、手数料率をショッピング・オークションサイトから入手し、調査価格として採用。

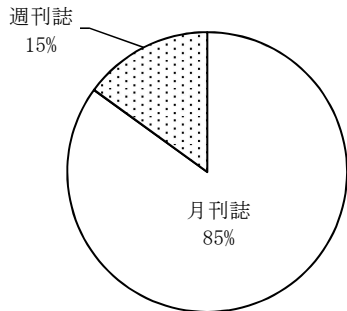
類別：インターネット附随サービス

小類別 品目	調査価格の内容																											
インターネット附随サービス（続き）																												
ICTアプリケーション 共用サービス	※ネットワークを利用し、アプリケーションを提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. クラウドアプリケーションサービス月額利用料金 ①基幹システム（税務・会計、給与・人事） ②Web会議 ③ビジネスチャット ＜価格調査方法＞ ・サービス内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、サービス内容を特定した「平均価格調査」、または取引内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 月額利用料金＝基本料金＋利用者1人当たり単価×想定利用者数 ・調査対象サービスがアップデートされた際は、新バージョンへ調査価格を変更する。 この際、コスト評価法により新旧バージョンの品質調整を実施している。 —— 詳細は、類別「情報サービス」のうち、品目「パッケージソフトウェア」を参照。 ・1. ①、1. ②では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等（IR資料）を 組み合わせて調査価格を作成。 ※コスト評価法の具体例 《アップデート時に聴取する価格情報》 <table><tr><td>当該アプリケーションを対象とした アップデート費用総額</td><td>1,800万円</td></tr><tr><td>当該アプリケーションにおける足許のユーザー数</td><td>5,000ユーザー</td></tr><tr><td>企業が想定するアップデート費用の回収期間</td><td>36ヶ月</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>5月</td><td>6月</td></tr><tr><td>「ICTアプリケーション共用サービス」の 1ユーザー当たりの月額利用料金</td><td>¥300</td><td>¥300</td></tr><tr><td>バージョン</td><td>Ver3.1</td><td>Ver3.2</td></tr><tr><td>①アップデート費用総額</td><td colspan="2">1,800万円</td></tr><tr><td>②見込み販売ユーザー数（回収期間中累計）</td><td colspan="2">5,000ユーザー × 36ヶ月 = 180,000ユーザー</td></tr><tr><td>③1ユーザー当たりのアップデート費用</td><td colspan="2">1,800万円 ÷ 180,000ユーザー = 100円</td></tr><tr><td>④指数 （コスト評価法により、③の追加費用分を 値下げ処理）</td><td>100</td><td>75</td></tr></table> 300 300+100 × 100	当該アプリケーションを対象とした アップデート費用総額	1,800万円	当該アプリケーションにおける足許のユーザー数	5,000ユーザー	企業が想定するアップデート費用の回収期間	36ヶ月		5月	6月	「ICTアプリケーション共用サービス」の 1ユーザー当たりの月額利用料金	¥300	¥300	バージョン	Ver3.1	Ver3.2	①アップデート費用総額	1,800万円		②見込み販売ユーザー数（回収期間中累計）	5,000ユーザー × 36ヶ月 = 180,000ユーザー		③1ユーザー当たりのアップデート費用	1,800万円 ÷ 180,000ユーザー = 100円		④指数 （コスト評価法により、③の追加費用分を 値下げ処理）	100	75
当該アプリケーションを対象とした アップデート費用総額	1,800万円																											
当該アプリケーションにおける足許のユーザー数	5,000ユーザー																											
企業が想定するアップデート費用の回収期間	36ヶ月																											
	5月	6月																										
「ICTアプリケーション共用サービス」の 1ユーザー当たりの月額利用料金	¥300	¥300																										
バージョン	Ver3.1	Ver3.2																										
①アップデート費用総額	1,800万円																											
②見込み販売ユーザー数（回収期間中累計）	5,000ユーザー × 36ヶ月 = 180,000ユーザー																											
③1ユーザー当たりのアップデート費用	1,800万円 ÷ 180,000ユーザー = 100円																											
④指数 （コスト評価法により、③の追加費用分を 値下げ処理）	100	75																										

類別：インターネット附随サービス

小類別 品目	調査価格の内容
インターネット附随サービス（続き）	
インターネット 利用サポート	※主としてインターネットを通じて、インターネットを利用する上で必要なサポートを提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 電子認証サービス利用料 ＊ネットワーク上の個人・法人の本人確認等を行う電子認証サービス。 2. セキュリティサービス利用料 ＊セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視、ウェブアプリケーション脆弱性検査等を行い、ウイルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス。 3. ドメイン名登録サービス利用料 ＊ホームページやメールアドレス等におけるドメイン名を登録・管理するサービス。 4. データリカバリ・デジタルフォレンジックサービス利用料 ＊不正アクセスや情報漏洩などのインシデントが発生した際に、ハードウェアに保存されているデータやネットワーク機器のログを収集・調査・復旧し、原因究明を支援するサービス。 5. 課金・決済代行手数料 ＊クレジットカードや電子マネー等を用いたインターネット上での決済に関し、決済事業者とインターネット上の販売店の仲介を行うサービス。 ＜価格調査方法＞ ・ 1. ～ 4. では、サービス内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、サービス内容を特定した「建値調査」、サービス内容を想定（処理対象となるデータ容量等を固定）した「モデル価格調査」を採用。 5. では、「料率型調査」を採用。 ・ 1. 、 3. の一部調査価格では、公表情報等をインターネット上のウェブサイトから日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 —— 例えば、電子認証サービスの月額料金およびドメイン名登録サービスの更新料（年額）をウェブサイトから入手し、調査価格として採用。 ・ 5. の「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①取扱高に対する手数料率（平均価格調査）を調査。 —— 特定の決済手段（クレジットカード決済等）における平均料率、またはインターネット上での全ての決済手段における平均料率を調査。 ②手数料率に、一般物価の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を算出。 —— 具体的には、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数「生鮮食品を除く総合（季節調整済）」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。

類別：映像・文字情報制作

小類別 品目	調査価格の内容						
映像情報制作							
テレビ番組制作	※テレビ番組を制作するサービスまたはテレビ番組制作に附随するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. テレビ番組制作料金 2. スタジオレンタル料金 * テレビ番組撮影や編集で使用するスタジオをレンタルするサービス。 3. ポストプロダクションサービス料金 * 映像処理や音声処理などにより、収録した素材の加工や仕上げを行うサービス。 ＜価格調査方法＞ ・番組内容、レンタル対象スタジオ、業務内容を特定した「銘柄指定調査」、 「建値調査」を採用。						
新聞							
新聞	※新聞（一般紙、専門・業界紙など）の発行を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 新聞の定期購読料 ①紙媒体 ②電子媒体 ＜価格調査方法＞ ・新聞を特定した「銘柄指定調査」を採用。						
出版							
雑誌	※雑誌の出版を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 月刊誌の定期購読料または定価 ①紙媒体 ②電子媒体 2. 週刊誌の定期購読料または定価 ①紙媒体 ＜価格調査方法＞ ・雑誌を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ ・月刊誌/週刊誌の構成  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>雑誌の種類</th> <th>構成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月刊誌</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>週刊誌</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	雑誌の種類	構成割合	月刊誌	85%	週刊誌	15%
雑誌の種類	構成割合						
月刊誌	85%						
週刊誌	15%						

類別：映像・文字情報制作

小類別 品目	調査価格の内容
出版（続き）	
書籍	※書籍（雑誌に分類されるものを除く）の出版を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 書籍価格 ①紙媒体 ②電子媒体 ＜価格調査方法＞ ・ 書籍を特定した「銘柄指定調査」を採用。

類別：リース

小類別 品目	調査価格の内容
リース	
産業機械リース	※産業機械（印刷機械、プラスチック製造機械等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 産業機械のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・「料率型調査」を採用。 ①新規契約分のリース料率（平均価格調査またはモデル価格調査）を調査。 —— リース対象物件・残価設定・リース期間などを特定した平均料率、またはリース対象物件・残価設定・リース期間・信用リスクなどを想定した料率を調査。 —— 残価設定については、主に残価設定ゼロ（ファイナンス・リース）の取引を調査。 ②リース料率に、リース物件の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、印刷機械の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・品目「印刷関連機械」、プラスチック製造機械の価格指数には、国内企業物価指数・品目「プラスチック加工機械」、包装・荷造機械の価格指数には、国内企業物価指数・品目「包装・荷造機械」などを採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
工作機械リース	※工作機械（旋盤、マシニングセンタ等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 工作機械のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、旋盤、フライス盤の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・品目「旋盤」、マシニングセンタの価格指数には、国内企業物価指数・品目「マシニングセンタ」、工作機械（全般）の価格指数には、国内企業物価指数・商品群「金属工作機械」「金属加工機械」「機械工具」の加重平均指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
土木・建設機械リース	※土木・建設機械（油圧式ショベル系掘削機械等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 土木・建設機械のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、掘削機械（油圧式ショベル系掘削機械等）の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・品目「掘さく機」を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別：リース

小類別 品目	調査価格の内容
リース（続き）	
医療用機器リース	※医療用機器（X線装置、超音波診断装置等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 医療用機器のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、X線装置、超音波診断装置の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・品目「X線装置・医療用電子応用装置」、医療機器（全般）の価格指数には、国内企業物価指数・商品群「電子応用装置」を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
商業・サービス業用機械設備リース	※商業用機械・設備（自動販売機、業務用調理装置等）およびサービス業用機械・設備（自動車整備用サービス機器、ホテル用設備等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 商業・サービス業用機械設備のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、自動販売機の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・品目「自動販売機」、洗車機の価格指数には、国内企業物価指数・品目「自動車整備・サービス機器」、業務用調理機器の価格指数には、国内企業物価指数・品目「電気がま」「電気冷蔵庫」「クッキングヒーター」の加重平均指数などを採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
通信機器リース	※通信機器（電話交換機、電話機、ファクシミリ、ネットワーク機器等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 通信機器のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、電話交換機、電話機、ファクシミリ、ネットワーク機器の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・商品群「有線電気通信機器」、通信機器（全般）の価格指数には、国内企業物価指数・商品群「有線電気通信機器」「無線電気通信機器」「その他の電気通信機器」の加重平均指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別：リース

小類別 品目	調査価格の内容
リース（続き）	
電子計算機・同関連機器リース	※電子計算機・同関連機器（パーソナルコンピュータ、サーバ、プリンタ等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 電子計算機・同関連機器のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、パーソナルコンピュータ、サーバ、電子計算機本体（全般）の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・商品群「パーソナルコンピュータ」、プリンタの価格指数には、国内企業物価指数・品目「印刷装置」を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
事務用機器リース	※事務用機器（コピー機等）をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事務用機器のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・品目「産業機械リース」を参照。なお、料率型調査で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、複写機の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・類別「業務用機器」を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
自動車リース	※自動車をリースするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 自動車のリース料金 ＜価格調査方法＞ ・リース対象車名・リース期間などを特定した「銘柄指定調査」、「建値調査」、またはリース対象車種（排気量など）・リース期間などを特定した「平均価格調査」を採用。 —— 主に、メンテナンス・リース（うちオペレーティング・リース）の取引を調査。 ・リース対象車種の詳細なモデル情報が取得可能な場合などには、モデルチェンジのタイミングで、ヘドニック法による品質調整を実施している。なお、品質調整にあたっては、リース料金に占める車両価格の割合を調査先から聴取したうえで、その割合も考慮している。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別：リース

【こぼれ話】リース

リース取引に
 対する価格調査

§ リース料金は、一般には「リース料率×リース対象物件価格」で設定されます。

▼パーソナルコンピュータ・リースの例

パーソナルコンピュータ

- ・製品型番 ○△□
- ・リース総額 200万円
- ・リース物件価格 20万円／台
- ・数量 10台
- ・リース期間 5年
- ・月額リース料率 2%

1台あたり月額
 リース料金

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{リース料率} 2\% \times 200\text{万円}}{\text{パソコン台数} 10\text{台}} \\
 &= \frac{\text{リース料率} 2\% \times \text{パソコン価格} 20\text{万円} \times \text{パソコン台数} 10\text{台}}{\text{パソコン台数} 10\text{台}} \\
 &= \text{リース料率} 2\% \times \text{パソコン価格} 20\text{万円} = 4\text{千円}
 \end{aligned}$$

§ 通常の価格調査では、代表的な取引を選定し、サービス内容・取引先などを特定した上で、価格（上記の例では「1台あたり月額リース料金：4千円」）を調査することになりますが、「リース」では、ユーザーの希望に応じて任意の物件を取り扱うため、同じサービスが繰り返し提供されることは少なく、ある特定の取引の価格を継続的に調査することは難しくなります。

§ そこで、小類別「リース」では、サービス内容を一定とした価格調査を行うために、調査先企業から「リース料率」を調査し、リース対象物件の値動きを表す「価格指数」を掛け合わせた「料率型調査」を採用しています。

調査価格＝料率×対応する価格指数
 ＝料率×国内企業物価指数・商品群「パーソナルコンピュータ」

§ なお、品目「自動車リース」は、リース対象物件価格に比例した料金設定ではないため、上記の「料率型調査」は馴染まないサービスです。このため、車種・リース期間、他の契約条件を特定したリース料金（銘柄指定調査、建値調査、平均価格調査）を採用しています。

類別：レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
レンタル	
建設機械 レンタル	※ 建設機械をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 建設機械のレンタル料金 ＜価格調査方法＞ ・ レンタル対象物件、取引条件（レンタル期間、取引先、地区、決済条件など）を特定した「平均価格調査」を採用。 ・ 既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
仮設資材 レンタル	※ 仮設資材をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 仮設資材のレンタル料金 ①軽仮設資材 ＊主に建築工事の足場等に使用される補助材。 ②重仮設資材 ＊主に土木工事や建築基礎工事で、掘削箇所の補強や道路・橋の仮設等に使用される資材。 ＜価格調査方法＞ ・ レンタル対象物件、取引条件（レンタル期間、取引先、地区、決済条件など）を特定した「平均価格調査」、「建値調査」を採用。 ・ 既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
通信機器・ サービス業用 機械レンタル	※通信機器、サービス業用機械・設備をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 通信機器のレンタル料金 2. サービス業用機械・設備のレンタル料金 ＜価格調査方法＞ ・ 1.、2.とも、レンタル対象物件、レンタル期間、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または「モデル価格調査」を採用。 ・ 「モデル価格調査」では、代表的なレンタル対象物件および利用期間を固定したモデルを設定し、毎月の価格を算出。 ・ 一部の調査価格では、レンタル対象物件が変更された際、ヘドニック法により新旧対象物件の品質調整を実施している。 ・ いずれも、既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
電子計算機 レンタル	※電子計算機・同関連機器をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 電子計算機のレンタル料金 ①サーバ ②パーソナルコンピュータ ＜価格調査方法＞ ・ レンタル対象物件を特定した「銘柄指定調査」、「建値調査」を採用。 ・ 一部の調査価格では、レンタル対象物件が変更された際、ヘドニック法により新旧対象物件の品質調整を実施している。 ・ 既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別：レンタル

小類別 品目	調査価格の内容
レンタル（続き）	
事務用機器 レンタル	※事務用機器をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事務用機器のレンタル料金 ＜価格調査方法＞ ・レンタル対象物件、レンタル期間、取引先を特定した「銘柄指定調査」、レンタル対象物件、レンタル期間を特定した「平均価格調査」、または「建値調査」を採用。 ・既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。
レンタカー	※自動車をレンタルするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. レンタカー料金 ①乗用車・小型トラック ②特別用途車（ダンプカー） 2. カーシェアリング料金 ＜価格調査方法＞ ・1. は、車両クラス、利用期間を特定した「平均価格調査」、「建値調査」を採用。 ・2. は、車両クラスを特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・いずれも、既存契約分を含まない新規契約分を調査対象としている。

類別： 広告

小類別 品目	調査価格の内容
テレビ・ラジオ広告	
テレビ広告 (タイム)	※番組本編に付帯し番組を提供する形態でテレビ放送されるCM（タイムCM）を媒体として、 広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. タイムCM放送料金 ＜価格調査方法＞ ・全取引を対象とした「平均価格調査」を採用。 ・平均価格は、「当月のタイムCM収入÷当月のタイムCM放映秒数」から算出した 「タイムCM・放映1秒当たり平均単価」を採用。タイムCM収入は、番組制作費と 電波料の合計額。 ・延べ視聴率（GRP）の変化が広告価格に与える影響を推計して除去することにより、 広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え 方」を参照）。 ＊GRP：Gross Rating Point（延べ視聴率）の略称。延べ視聴率とは、一定期間に 放映されたCMの放映時間（15秒を1単位に換算）と視聴率との積の合計。 1GRPは1%の視聴率で15秒間CMが放映されたことを意味する。
テレビ広告 (スポット)	※番組とは別にテレビ放送されるCM（スポットCM）を媒体として、広告主のために広告する サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. スポットCM放送料金 ＜価格調査方法＞ ・全取引を対象とした「平均価格調査」を採用。 ・平均価格は、「当月のスポットCM収入÷当月のスポットCM・GRP総量」から算出 した、「スポットCM・GRP当たり平均単価」を採用。 ・延べ視聴率（GRP）当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施 （詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。
ラジオ広告	※ラジオ放送されるCMを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. ラジオCM放送料金 ①タイムCM ＊番組本編に付帯し番組を提供する形態で放送されるCM（タイムCM）を媒体と して、広告主のために広告するサービス。 ②スポットCM ＊番組とは別に放送されるCM（スポットCM）を媒体として、広告主のために広告 するサービス。 ＜価格調査方法＞ ・1. ①では、番組、取引先を特定した「銘柄指定調査」、または放送時間帯を特定した 「建値調査」を採用。 ・1. ②では、CM秒数、取引先を特定した「銘柄指定調査」、またはCM秒数を特定した 「建値調査」を採用。 ・広告効果（＝広告の品質）を表す適切な指標の入手が困難なため、品質調整は未実施 （詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。

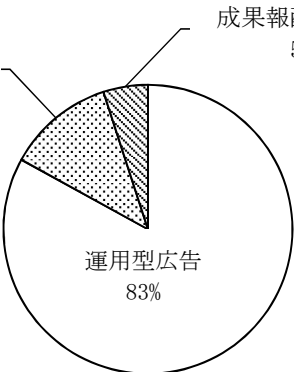
類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容									
インターネット・新聞・雑誌・その他の広告										
新聞広告	※新聞のスペースを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ※紙面ビューアー（紙媒体の紙面をオンライン上で購読者に閲覧させるサービス）で表示される紙面への掲載広告は、当品目に含まれる。オンライン上（ウェブサイト等）のみで配信される新聞記事ページにおける掲載広告は、当品目の対象外（品目「インターネット広告」に該当）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 新聞広告掲載料金 ＜価格調査方法＞ - 広告の取引先業種および掲載箇所、または取引先業種、掲載箇所のいずれかを特定した「平均価格調査」を採用。 - 広告の掲載箇所、取引先業種は以下のとおり。 <table><tr><td></td><td>掲載箇所</td><td>取引先業種</td></tr><tr><td>全国紙</td><td>記事下など</td><td>旅行・航空、金融、食品・飲料、出版、化粧品・トイレットリー、流通、不動産・住宅機器、映画・興行、通販など</td></tr><tr><td>地方紙</td><td>記事下</td><td>運輸・観光、非営利、出版、流通、不動産・建設など</td></tr></table> ・平均価格は、「広告収入÷掲載段数」から算出した「段当たり単価」を採用。 ・販売部数の変化が、広告価格に与える影響を推計して除去することにより、広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。		掲載箇所	取引先業種	全国紙	記事下など	旅行・航空、金融、食品・飲料、出版、化粧品・トイレットリー、流通、不動産・住宅機器、映画・興行、通販など	地方紙	記事下	運輸・観光、非営利、出版、流通、不動産・建設など
	掲載箇所	取引先業種								
全国紙	記事下など	旅行・航空、金融、食品・飲料、出版、化粧品・トイレットリー、流通、不動産・住宅機器、映画・興行、通販など								
地方紙	記事下	運輸・観光、非営利、出版、流通、不動産・建設など								
雑誌広告	※雑誌のスペースを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 雑誌広告掲載料金 ＜価格調査方法＞ - 雑誌および広告の掲載箇所、または雑誌を特定した「平均価格調査」を採用。 - 広告の掲載誌の種類、掲載箇所は以下のとおり。 <table><tr><td>雑誌の種類</td><td>掲載箇所</td></tr><tr><td>女性誌、趣味・娯楽誌、経済誌、その他</td><td>中面広告、特殊面広告、タイアップ広告、など</td></tr></table> ・平均価格は、「広告収入÷掲載頁数」から算出。 ・販売部数の変化が、広告価格に与える影響を推計して除去することにより、広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。	雑誌の種類	掲載箇所	女性誌、趣味・娯楽誌、経済誌、その他	中面広告、特殊面広告、タイアップ広告、など					
雑誌の種類	掲載箇所									
女性誌、趣味・娯楽誌、経済誌、その他	中面広告、特殊面広告、タイアップ広告、など									

類別： 広告

小類別 品目	調査価格の内容
インターネット・新聞・雑誌・その他の広告（続き）	
インターネット 広告	※インターネットを利用した媒体（ホームページ、動画共有サイト、SNS等）により、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 運用型広告料金 ＊リスティング広告、およびデジタルプラットフォームやアドネットワークを通じて入札方式で取引されるもの。 ①リスティング広告 ＊ユーザーが検索したキーワードに連動した広告を検索結果画面に表示するもの（検索連動型広告）。 ②ディスプレイ広告（バナー広告等） ＊ウェブサイトの内容やユーザーの閲覧履歴等をもとに、効果が高いと推測される広告を表示するもの（画像形式の広告等）。 ③動画広告 ＊ウェブサイトの内容やユーザーの閲覧履歴等をもとに、効果が高いと推測される広告を表示するもの（動画ファイル形式の広告）。 2. 予約型広告料金 ＊純広告（例：特定のホームページの特定の枠への広告）やタイアップ広告（例：広告主と特定のインターネット媒体が提携して提供される広告）として、代理店・メディアレップ経由もしくは直接広告主に販売されるもの、およびデジタル・プラットフォームやアドネットワークを通じて非入札方式（固定価格）で取引されるもの。 ①ディスプレイ広告（バナー広告等） ②動画広告 3. 成果報酬型広告料金 ＊インターネット広告を閲覧したユーザーが、あらかじめ設定されたアクション（資料請求等）を行った場合に、メディアや閲覧ユーザーに報酬が支払われる広告。 ①テキスト広告 ②ディスプレイ広告 ＜価格調査方法＞ ・ 1. では、メディアまたはアドネットワークを特定した「平均価格調査」を採用。 —— 広告クリッカー一回当たりのクリック単価や広告動画再生一回当たりの動画再生単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施。 ・ 2. では、メディア、広告枠を特定した「銘柄指定調査」を採用。 —— 出稿枠、期間などを固定した1インプレッション（表示）当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施。 ・ 2. の一部では、公表情報（各広告枠のインプレッション単価）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ・ 2. の一部では、公表情報とは別に、外部データ（株式会社CARTA COMMUNICATIONSが公表している各媒体別のインプレッション単価）も使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・ 3. では、メディア、ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダ）を特定した「平均価格調査」を採用。 —— 設定されたアクション当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施。 ・ 品質調整の詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照。

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容
インターネット・新聞・雑誌・その他の広告（続き）	
インターネット 広告（続き）	＜調査価格の構成＞  成果報酬型広告 5% 予約型 広告 12% 運用型広告 83%
交通広告	※公共交通機関および公共交通機関用施設を媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 鉄道広告掲載料金 ①車両広告（ポスター、デジタルサイネージ等） ②駅広告（ポスター、デジタルサイネージ等） - バス広告掲載料金 - タクシー広告掲載料金 ＜価格調査方法＞ ・ 1. では、鉄道会社各社のHPに掲載されている公表情報（車両広告／駅広告の料金）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ・ 2. では、広告の掲出箇所、規格を特定した「平均価格調査」を採用。 ・ 3. では、広告の掲出箇所、規格を特定した「平均価格調査」、「建値調査」を採用。 ・ なお、交通広告における品質調整の考え方は、【こぼれ話】広告「コロナ禍における『交通広告』の品質調整に関する試み」を参照。
屋外広告	※屋外のスペース（屋上広告塔、壁面広告板等）を媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 屋外広告掲載料金 ＜価格調査方法＞ ・ 広告の掲出場所、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ なお、屋外広告における品質調整の考え方は、【こぼれ話】広告「コロナ禍における『交通広告』の品質調整に関する試み」を参照。
折込広告	※新聞等へ折込むチラシを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 新聞への折込広告料金 ＜価格調査方法＞ ・ 新聞、サイズ、配布地域、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 —— 1部当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。

類別：広告

小類別 品目	調査価格の内容
インターネット・新聞・雑誌・その他の広告（続き）	
ダイレクトメール 広告	※ダイレクトメールを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. ダイレクトメール発送料金（1 通当たり） ＊広告企画・作成に加え、ラベリング、封入・封緘、発送等の作業も含む。事業者が配送を含むサービスを提供している場合には、配送料を含んだ価格。 ＜価格調査方法＞ ・サービス内容、通数、取引先を特定した「銘柄指定調査」、またはサービス内容、通数、取引先を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・1 通当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。
フリーペーパー・ フリーマガジン 広告	※フリーペーパー・フリーマガジンのスペースを媒体として、広告主のために広告するサービス。 ＊フリーペーパー・フリーマガジンは、冊子料金が無料で広告収入を収益源とする紙・雑誌形態の媒体。 ＜対象とする調査価格＞ 1. フリーペーパー・フリーマガジン広告掲載料金（1 部当たり） ＜価格調査方法＞ ・媒体、サイズを特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」を採用。 ・フリーペーパー・フリーマガジン広告掲載料金の一部では、公表情報（HPに掲載されている広告料金）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ・1 部当たり単価を調査することで、広告効果に係る品質調整を実施（詳細は、【こぼれ話】広告「広告における品質の考え方」を参照）。

類別： 広告

【こぼれ話】 広告

広告における
品質の考え方

§ 広告主にとって、広告効果の高さは、広告の目的（商品等の認知、成約等の成果など）がどの程度達成されたかによって決まります。すなわち、広告サービスの品質は、そうした広告効果に連動すると考えられます。このため、企業向けサービス価格指数では、それぞれの広告の実態や目的を踏まえ、広告効果を表す適切な指標（広告閲覧者数、成約数など）を特定し、これらの指標が変動した場合には、広告サービスの品質が変化したと判断して、品質調整を行っています。

＊ 広告効果を表す指標と広告価格の関係

品目	広告効果を表す指標 (具体的なデータ)	指標と広告価格の関係
テレビ広告（スポット）	広告閲覧者数（延べ視聴率<GRP>）	正比例
インターネット広告	広告閲覧者数（インプレッション数） 誘導数（クリック数） 成約数（コンバージョン数）	
折込広告 ダイレクトメール広告 フリーペーパー・フリーマガジン広告	広告閲覧者数（発行部数）	
テレビ広告（タイム）	広告閲覧者数（延べ視聴率<GRP>）	一定程度関係
新聞広告 雑誌広告	広告閲覧者数（販売部数等）	
ラジオ広告 交通広告 屋外広告	適切な指標の取得が困難	—

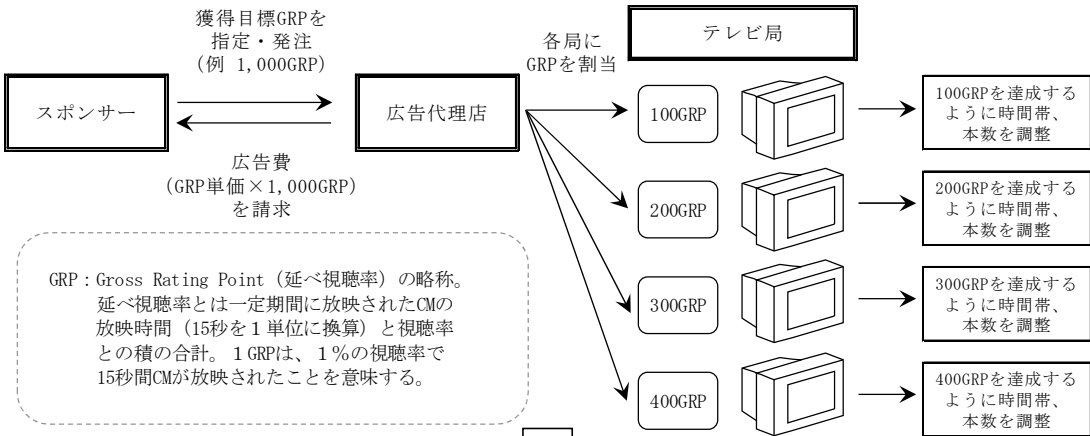
§ 広告効果（＝広告の品質）が広告効果を表す指標と正比例関係にあるとみなせる品目では、広告収入を広告効果を表す指標で割り込むことで、品質調整を行います。この方法は、「テレビ広告（スポット）」「インターネット広告」「折込広告」「ダイレクトメール広告」「フリーペーパー・フリーマガジン広告」において採用しています。

＊ 品質調整例その１：テレビ広告（スポット）

「テレビ広告（スポット）」では、広告閲覧者数に相当する延べ視聴率（GRP）を毎月入手し、広告収入を延べ視聴率（GRP）で割り込んだ価格を毎月の調査価格としています。

▼ スポットCMの取引慣行

- ・ 原則、１キャンペーン毎に取引が発生。
- ・ スポンサー（広告主）は、消費者に広告を見てもらうことを目的として、広告代理店に「獲得目標GRP」を発注。広告代理店は、スポンサーから発注された「獲得目標GRP」を各テレビ局に割り当て。
- ・ 広告の価格は、「１GRP当たり単価×GRPの量」で決定。



調査価格＝広告閲覧者１人当たり単価（品質調整済み価格）
＝スポット広告収入÷総実績GRP
＝単位視聴率（１GRP）当たり平均単価

類別：広告

【こぼれ話】広告（続き）

広告における 品質の考え方 （続き）

§ 広告効果（＝広告の品質）と広告効果を表す指標が単純な正比例関係にないものの、一定の関係にあると考えられる品目では、回帰分析の結果を用いて、広告効果を表す指標の変化に伴う価格変動分を取り除く品質調整を行います。この方法は、「テレビ広告（タイム）」「新聞広告」「雑誌広告」において採用しています。

* 品質調整例その２：テレビ広告（タイム）

▼タイムCMの取引慣行

- ・主に２クール（半年）毎に契約更新。原則として、企業がスポンサーを降りるまで契約が継続。
- ・スポンサー（広告主）は、主に番組の内容や視聴者層を考慮し、商品の長期反復的な波及効果、企業イメージの向上を期待して契約。
- ・広告の価格は、各番組の制作に要する「番組制作費」（出演料、ロケ費、著作権料、放送権利金等）と「電波料」を基に、番組枠毎の需給により決定。番組内容が広告効果に影響するため、価格は視聴率（広告閲覧者数）に完全には連動しない。



タイムCMの品質は、広告閲覧者数＝視聴率だけで決まらず、企業イメージの向上度合等も影響



視聴率の変動がタイムCMの品質に与える影響を回帰分析により推計



１％の視聴率上昇が価格をβ％引き上げるとの推計結果（＝品質変化による価格変動分）

$$\log \underbrace{Y_{i,t}}_{\text{放映時間当たり単価}} = \alpha + \beta * \log \underbrace{X_{i,t}}_{\text{視聴率}} + \underbrace{\mu_i}_{\text{固定効果}} + \epsilon_{i,t}$$

放映時間当たり単価

視聴率 固定効果

（注）iはテレビ局、tは時期を表す。



推計結果を用いて、視聴率（品質）変化による価格変動分を取り除いた「純粋な価格変化」を算出

・ β = 0.20 の場合

5 月	
表面価格	1,000,000円
視聴率	10%

⇒

6 月	
表面価格	1,100,000円
視聴率	11%

表面価格差：＋100,000円

－ 品質の違いによる価格差：＋ 20,000円 *

純粋な価格差：＋ 80,000円

* 品質（視聴率）変化による価格変動

＝＋10%（視聴率10%→11%）×表面価格1,000,000円× **0.20** ＝20,000円

回帰分析により得られた
パラメーター

類別： 広告

【こぼれ話】 広告（続き）

広告における
品質の考え方
（続き）

＊品質調整例その３：新聞／雑誌広告

- ▼新聞広告、雑誌広告の取引慣行
- ・ 広告主は、新聞や雑誌の掲載内容、読者層を考慮し、広告を出稿。
 - ・ 出稿に当たっては、新聞や雑誌に出稿することによる企業イメージの向上といった、より長期的な広告効果を重視する傾向。
 - ・ 新聞／雑誌広告の価格は、販売部数（広告閲覧者数）に完全には連動しない。



新聞／雑誌広告の品質は、広告閲覧者数＝部数だけで決まらず、企業イメージの向上度合等も影響



販売部数の変動が広告の品質に与える影響を回帰分析により推計



１％の販売部数増加が価格をβ％引き上げるとの推計結果（＝品質変化による価格変動分）

$$\log \underbrace{Y_{i,j,t}}_{\text{段単価}} = \alpha + \beta * \log \underbrace{X_{i,t}}_{\text{販売部数}} + \underbrace{\mu_{i,j}}_{\text{固定効果}} + \epsilon_{i,j,t}$$

（注）iは新聞社および雑誌出版社、jは記事の位置などの調査価格の設定条件、tは時期を表す。



推計結果を用いて、部数（品質）変化による価格変動分を取り除いた「純粋な価格変化」を算出

・ β＝0.16の場合

5 月		⇒	6 月	
表面価格	500,000円		表面価格	550,000円
販売部数	300万部		販売部数	330万部

表面価格差：＋50,000円
－ 品質の違いによる価格差：＋ 8,000円＊
――
純粋な価格差：＋42,000円

＊品質（部数）変化による価格変動
＝＋10％（部数300万部→330万部）×表面価格500,000円× **0.16** ＝8,000円

回帰分析により得られた
パラメーター

※なお、「雑誌広告」では、品質調整に使用するデータの制約から、販売部数ではなく、印刷部数を使用。

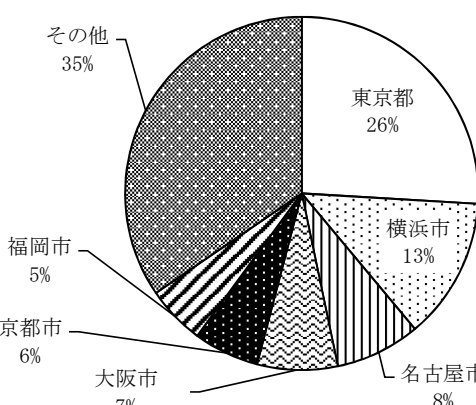
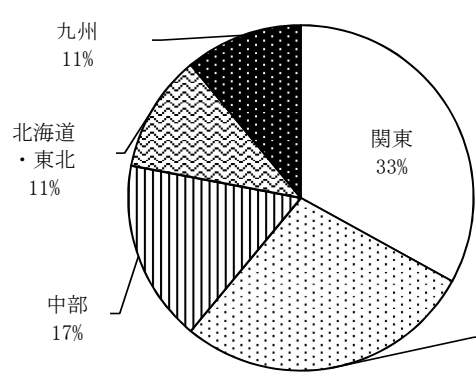
類別：広告

【こぼれ話】広告（続き） 広告における品質の考え方（続き）	§ インターネット広告では、広告閲覧者数に相当するインプレッション数以外にも、より直接的に広告効果を測定可能な指標があります。このため、それぞれの広告の目的や取引の実態に照らして、広告効果（＝広告の品質）を表す適切な指標を特定し、当該指標で広告収入を割り込むことにより、品質調整を行います。 ＊品質調整例その４：インターネット広告 ▼インターネット広告の広告効果に関する指標 広告効果を多様な指標で測定可能。広告の目的等に応じて、適切な指標を個別に判断。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">・商品の認知（広告の閲覧）を目的とする場合</td><td style="width: 30%;">：インプレッション数</td></tr> <tr> <td>・広告のクリックを通じた商品サイトへの誘導を目的とする場合</td><td>：クリック数</td></tr> <tr> <td>・商品の成約などの成果を目的とする場合</td><td>：コンバージョン数</td></tr> </table> ➡ 広告の目的を踏まえ、広告効果を表す適切な指標を特定 ➡ 調査価格＝広告効果を表す指標１単位当たり単価（品質調整済み価格） $= \begin{cases} \text{インプレッション単価（インプレッション１回当たり価格）} \\ \text{クリック単価（クリック１回当たり価格）} \\ \text{コンバージョン価格（成約１回当たり価格など）} \end{cases}$ § 上記以外の品目（「ラジオ広告」「交通広告」「屋外広告」）では、広告聴取者数・閲覧者数が広告効果に影響を与えていると考えられるものの、それらの適切な指標データを取得できないため、品質調整を見送っています。なお、2020年基準改定における「交通広告」「屋外広告」の品質調整に関する検討内容については、【こぼれ話】広告「コロナ禍における『交通広告』の品質調整に関する試み」を参照。 § 「テレビ広告」「新聞広告」「雑誌広告」の品質調整では、GRPとして株式会社ビデオリサーチ『テレビ局別CM放映秒数・GRP』、新聞販売部数として一般社団法人日本ABC協会『新聞社別・朝刊／夕刊別販売部数』、雑誌印刷部数として一般社団法人日本雑誌協会『印刷証明付部数』を使用。	・商品の認知（広告の閲覧）を目的とする場合	：インプレッション数	・広告のクリックを通じた商品サイトへの誘導を目的とする場合	：クリック数	・商品の成約などの成果を目的とする場合	：コンバージョン数
・商品の認知（広告の閲覧）を目的とする場合	：インプレッション数						
・広告のクリックを通じた商品サイトへの誘導を目的とする場合	：クリック数						
・商品の成約などの成果を目的とする場合	：コンバージョン数						

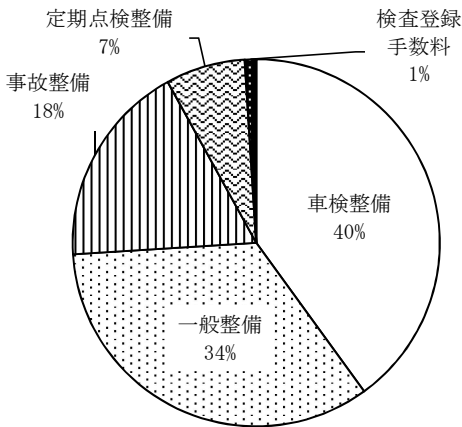
類別： 広告

【こぼれ話】 広告（続き）	
コロナ禍における「交通広告」の品質調整に関する試み	§ 広告サービスのうち「交通広告」「屋外広告」では、広告効果（＝広告の品質）を表す適切な指標の特定が難しいことやデータ制約により、品質調整の導入を見送っています。もっとも、コロナ禍では、「交通広告」や「屋外広告」の潜在的な広告閲覧者と考えられる人流が、行動制限により大きく減少したことから、広告効果（品質）に相応の影響を与えたと考えられます。 こうした問題意識のもと、データを入手することができた大手鉄道企業の各駅の広告掲出価格と駅利用者数をもとに、駅利用者数に対する広告掲出価格の弾性値を回帰分析により推計しました。 交通広告において、潜在的な広告閲覧者と考えられる人流は、 広告効果（品質）を規定する 1 つの指標と考えられる ➡ 「広告掲出価格」と「駅利用者数」を交通広告の価格と人流の代理変数として利用 ➡ 人流の変化が交通広告の品質に与える影響を回帰分析により推計 ➡ 1 %の駅利用者数増加が価格を0.46%引き上げるとの推計結果（＝品質変化による価格変動分） $\log Y_{i,j,t} = 5.71 + 0.46 * \log X_{i,t} + \mu_j + \varepsilon_{i,j,t}$ 各駅の広告掲出価格 各駅の利用者数 属性ダミー (注) i は駅、j は路線等の属性、t は時期(年度)を表す。2020年度のデータを基に集計。 係数はいずれも1%有意。 ➡ 推計結果を用いて、広告閲覧者数（品質）の変化による価格変動分を取り除いた 「純粋な価格変化」を試算 § 上記推計は、対象が一部の鉄道会社に限られているうえ、対象期間も2020年度単年であるという条件のもとでの結果ではありますが、上記のパラメーターと駅利用者数（本試算では第3次産業活動指数の鉄道旅客運送業＜実質値＞を代理変数として使用）を基に品質調整を実施すると、品質調整済みの「交通広告」の指数は、コロナ禍の人流減少のもとで品質低下に伴い上昇した後、人流回復に伴う品質改善によって徐々に下落する姿となります。 —— 品質調整後の指数動向のイメージは、日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数・2020年基準改定の最終案」の補論図表2（2）をご覧ください。 しかしながら、上記の推計結果の妥当性を担保するためには、時系列も含めたさらなるデータの分析と結果の検証が必要です。また、駅利用者数・人流のみが「交通広告」の広告効果を表す指標として適切なのかも大きな論点です。さらに、「屋外広告」では、「交通広告」のような人流データを容易に入手することができません。以上を踏まえて、「交通広告」「屋外広告」については、2020年基準でも品質調整の導入を見送ることとしました。

類別：下水道・廃棄物処理

小類別 品目	調査価格の内容																
下水道																	
下水道	※公共下水道による汚水処理サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 下水道料金 ＜価格調査方法＞ - 代表的な排出量（例えば、月間100立方メートル排出）を想定した「モデル価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ - 地域別構成は、以下のとおり（政令指定都市を対象としている）。  <table border="1"> <caption>下水道調査価格の地域別構成</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>横浜市</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	割合	東京都	26%	横浜市	13%	名古屋市	8%	大阪市	7%	京都市	6%	福岡市	5%	その他	35%
地域	割合																
東京都	26%																
横浜市	13%																
名古屋市	8%																
大阪市	7%																
京都市	6%																
福岡市	5%																
その他	35%																
廃棄物処理																	
一般廃棄物処理	※一般廃棄物の処理（収集運搬・処分）や浄化槽の清掃・保守点検を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 事業系ごみ処理手数料 ＜価格調査方法＞ - 処理工程（収集運搬、処分）を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ - 地域別構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>一般廃棄物処理調査価格の地域別構成</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>近畿・中国・四国</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	割合	関東	33%	近畿・中国・四国	28%	中部	17%	北海道・東北	11%	九州	11%				
地域	割合																
関東	33%																
近畿・中国・四国	28%																
中部	17%																
北海道・東北	11%																
九州	11%																
産業廃棄物処理	※産業廃棄物の処理（収集運搬・処分）を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 産業廃棄物処理手数料 ＜価格調査方法＞ 廃棄物の種類（汚泥、がれき類、ばいじんなど）と処理工程（収集運搬、中間処理、最終処分）を特定した「銘柄指定調査」を採用。																

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容												
自動車整備													
自動車整備	※自動車（乗用車、貨物車）の車検整備、定期点検整備、一般整備および事故整備サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 車検整備料金 2. 定期点検整備料金 3. 一般整備料金 * 車検整備、定期点検整備、事故整備以外の点検整備、臨時整備。 4. 事故整備料金 5. 検査登録手数料 * 車検や登録等の各種手続きを行う際に支払う手数料。 ＜価格調査方法＞ ・ 1.、2. では、取引先、車種、整備内容を特定した「銘柄指定調査」、または取引先、車種、整備内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・ 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{整備料金} = \text{基本作業工賃} \times (1 - \text{基本作業工賃の割引率}) + \text{部品費} \times (1 - \text{部品費の割引率})$ ・ 3.、4. では、取引先、車種、整備内容を特定した「銘柄指定調査」、または取引先、車種を特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。 ・ 5. では、外部データを使用。 —— 例えば、国土交通省『道路運送車両法関係手数料令』の検査手数料、登録手数料を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・ 原則、1. ～ 4. では、使用される部品費も含まれる。 ＜調査価格の構成＞ ・ 調査価格の構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>整備項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車検整備</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>一般整備</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>事故整備</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>定期点検整備</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>検査登録手数料</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	整備項目	割合	車検整備	40%	一般整備	34%	事故整備	18%	定期点検整備	7%	検査登録手数料	1%
整備項目	割合												
車検整備	40%												
一般整備	34%												
事故整備	18%												
定期点検整備	7%												
検査登録手数料	1%												

類別：自動車整備・機械修理

小類別 品目	調査価格の内容
機械修理	
産業用機械器具 修理	※産業用機械器具の保守・修理サービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 産業機械の保守・修理料金 - 工作機械の保守・修理料金 - 土木・建設機械の保守・修理料金 - 医療用機器の保守・修理料金 - 商業用機械・設備の保守・修理料金 - 通信機器・同関連機器の保守・修理料金 - サービス業用機械・設備の保守・修理料金 - その他の産業用機械器具の保守・修理料金 ＜価格調査方法＞ - 取引先および保守・修理内容を特定した「銘柄指定調査」、「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」、保守・修理内容を想定した「モデル価格調査」、または保守・修理内容を特定した「建値調査」を採用。 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{機械修理料金} = \text{基本料金} + \text{作業時間単価} \times \text{超過作業時間数} + \text{諸経費}$ または、 $\text{機械修理料金} = \text{作業時間単価} \times \text{作業時間数}$ - 原則、使用される部品費等も含まれる。
事務用機械器具 修理	※事務用機械器具の保守・修理サービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 電子計算機・同関連機器の保守・修理料金 - 事務用機器の保守・修理料金 ＜価格調査方法＞ - 取引先および保守・修理内容を特定した「銘柄指定調査」、保守・修理内容を想定した「モデル価格調査」、または保守・修理内容を特定した「建値調査」を採用。 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{機械修理料金} = \text{基本料金} + \text{作業時間単価} \times \text{超過作業時間数} + \text{諸経費}$ または、 $\text{機械修理料金} = \text{作業時間単価} \times \text{作業時間数}$ - 原則、使用される部品費等も含まれる。

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
法務・財務・会計サービス	
弁護士サービス	※法務に関する事務、助言、相談などの法律的サービス。具体的には、訴訟事件、非訟事件および審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 顧問料 2. 時間制報酬（タイムチャージ） 3. 着手金・報酬金 ＜価格調査方法＞ ・ 1. では、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 2. では、弁護士の経験年数等を特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。 ・ 3. では、案件を想定（種類、難易度、経済的利益の額を固定）した「モデル価格調査」を採用。
弁理士サービス	※特許、実用新案、意匠または商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理および鑑定などの業務を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 出願手数料 ①特許 ②商標 2. 中間処理手数料 ①特許 ＜価格調査方法＞ ・ 取引先および出願種別、または業務内容を特定した「銘柄指定調査」、出願種別を特定した「平均価格調査」、または標準的な業務を想定（明細表、図面、補正基本料を固定）した「モデル価格調査」を採用。
司法書士サービス	※司法官署に提出する書類の作成、登記または供託に関する手続の代理を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 不動産登記申請手続の代理手数料 2. 商業登記申請手続の代理手数料 ＜価格調査方法＞ ・ 手続種別、登記内容を特定した「銘柄指定調査」を採用。

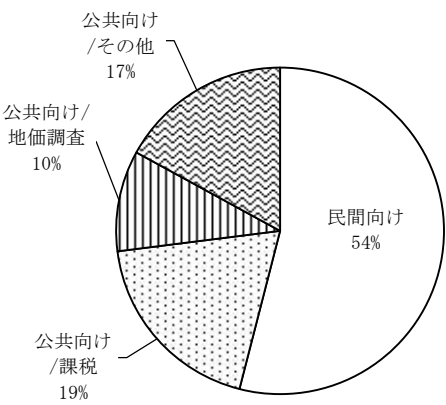
類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
法務・財務・会計サービス（続き）	
公認会計士 サービス	※財務および会計に関する監査、調査、相談のサービス。具体的には、財務書類の監査、証明、調整または財務に関する調査、立案、相談などの業務を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 監査報酬 ＜価格調査方法＞ ・監査業務の品質は監査時間数に比例するとみなし、監査報酬を監査時間数で除した「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」を採用。
税理士サービス	※税務代理、税務書類の作成および税務相談などの業務を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 顧問報酬 2. 決算報酬 ＜価格調査方法＞ ・取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容
その他の専門サービス	
土地家屋調査士サービス	※不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査または測量、登記の申請手続きおよび筆界特定の手続きの代理を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 業務報酬 ①民間企業向け ②公共向け ＜価格調査方法＞ ・民間企業向け取引では業務内容を特定した「銘柄指定調査」、公共向け取引では取引先を特定し、業務内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{業務報酬額} = \text{見積価格（調査先から聴取）} \times \text{落札率（調査先から聴取）}$ または、 $\text{業務報酬額} = \text{予定価格（公表情報を利用）} \times \text{落札率（公表情報を利用）}$ $= (\text{標準的な投入人工量} \times \text{投入技術者単価}) \times \text{落札率}$ —— 予定価格とは、国や地方公共団体が契約を締結する際に契約担当官が定める、落札金額を決定するための基準となる価格。 ・「モデル価格調査」を採用している一部の調査価格では、公表情報（国土交通省『設計業務委託等技術者単価』、『公共嘱託登記業務積算基準』、官公庁が公表している公共嘱託登記業務に関する『入札結果データ』）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。
行政書士サービス	※官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類などの作成を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 業務報酬 ①建設業の許可申請 ②運送業の許可申請 ③風俗営業の許可申請 ④産業廃棄物処理業の許可申請 ⑤外国人雇用関係の申請 ＜価格調査方法＞ ・業務内容を特定した「銘柄指定調査」を採用。
社会保険労務士サービス	※労働および社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 顧問報酬 ※社会保険にかかる種々の業務（行政機関に提出する書類の作成、申請等の代行、労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導業務）を一括して受託するサービス。 2. 算定基礎届手続報酬 ※社会保険料や将来の年金受取額の計算に用いる標準報酬月額を算出し、所定の年金事務所へ届け出るサービス。 3. 給与計算事務報酬 ＜価格調査方法＞ ・1.、2.では、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。取引先の社員数に応じた料金区分に対し、実際に支払われる料金の割引率（または割増率）の推移を調査している。 ・3.では、取引先を特定し、取引先の社員数を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{業務報酬額} = \text{基本料金} + \text{一人当たり料金} \times \text{人員数}$

類別：専門サービス

小類別 品目	調査価格の内容										
その他の専門サービス（続き）											
不動産鑑定評価	※不動産に関する鑑定評価、価格等調査などの業務を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 不動産の鑑定評価または価格等調査にかかる報酬 ①民間企業向け (1) 売買 (2) 不動産証券化 ②公共向け (1) 課税のための固定資産税評価 (2) 公共用地の取得 2. 地価調査にかかる鑑定評価料 ①公共向け (1) 地価公示 ＜価格調査方法＞ ・ 1. では、鑑定評価額にかかわらず一定の報酬額が設定される場合は、依頼目的を特定した「銘柄指定調査」を採用。一方、鑑定評価額に連動した報酬額が設定される場合は、依頼目的、鑑定対象地域を想定した「モデル価格調査」を採用。2. では、作業内容を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 「モデル価格調査」を採用している調査価格では、公表情報（国土交通省『地価公示』、『都道府県地価調査』）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ・ 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 業務報酬額＝鑑定評価額に基づく基本報酬額×（1－値引率） ―― 調査時点における鑑定評価額は、基準年の鑑定評価額に地価調査（公表情報）の地価変動率を乗じて推計している。なお、地価変動率は、地価調査の実施時点に遡って鑑定評価額に反映している。 ＜調査価格の構成＞ ・ 依頼目的別構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (依頼目的別)</caption> <thead> <tr> <th>依頼目的</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間向け</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>公共向け/課税</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>公共向け/地価調査</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>公共向け/その他</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	依頼目的	割合	民間向け	54%	公共向け/課税	19%	公共向け/地価調査	10%	公共向け/その他	17%
依頼目的	割合										
民間向け	54%										
公共向け/課税	19%										
公共向け/地価調査	10%										
公共向け/その他	17%										

類別：技術サービス

小類別
品目

土木建築サービス

調査価格の内容

建築設計

※建築工事および建築設備工事に関する設計企画や基本・実施設計、工事の監理を行うサービス。

＜対象とする調査価格＞

1. 設計監理料

企業向けサービス価格指数
の調査対象

①

②

③

意匠設計

構造設計

設備設計

工事監理

ゼネコン・
ディベロッパー等

① 専業事務所が構造設計のみを請負う

② 専業事務所が設備設計のみを請負う

③ 総合事務所が一括して請負う

＜価格調査方法＞

・サービスの特性（オーダーメイド性の強弱）に応じ、「平均価格調査」、「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」、「モデル価格調査」、「建値調査」を採用。

平均価格調査：規模や仕様の類似した集合住宅などをグルーピングした平均価格（床面積当たり単価）を調査。

労働時間当たり単価調査：売上高を実際の投入人工量で除した平均人月単価、または、売上高を想定した投入人工量で除した平均人月単価を調査。

モデル価格調査：オフィスビルなど標準的な建築物を想定した場合の価格を調査。

・官公庁向け取引価格では、「モデル価格調査」を採用。

・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。

設計監理料 = 予定価格 × 落札率
= （標準的な投入人工量×技術者単価） × 落札率

・官公庁向け取引価格では、公表情報（国土交通省『標準業務人・時間数』、『設計業務委託等技術者単価』、官公庁『入札結果データ』）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。

※モデル価格の算出例

技術者タイプ	標準的な投入人工量	技術者単価	予定価格
技師長	15 人日	74,900 円	1,123,500 円
主任技師	80 人日	62,200 円	4,976,000 円
技師A	200 人日	55,200 円	11,040,000 円
技師B	250 人日	45,300 円	11,325,000 円
技師C	280 人日	35,600 円	9,968,000 円
			38,432,500 円

国土交通省
「標準業務人・時間数」

×

国土交通省
「技術者単価」

=

公共機関の
ウェブサイト
平均落札率を算出

落札率

82.5%

=

調査価格

31,706,813 円

† 国土交通省『業務報酬基準』を参照し、業務施設など調査対象サービスの標準的な業務内容を選定。個々の業務に対する標準的な投入人工量（人日数）を、技術者タイプ別に集計。

† 国土交通省『設計業務委託等技術者単価』の技術者単価を参照。

† 公共機関のウェブサイト等において公表されているデータを参照し、建築設計の平均落札率を算出。

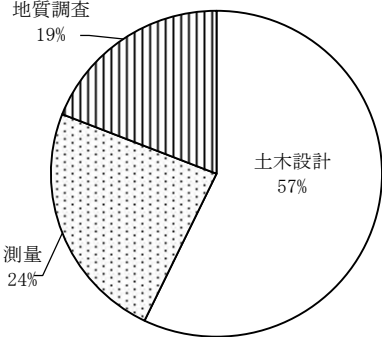
—— 一部の公共機関では、契約方式別の平均落札率を使用。

† 投入人工量に技術者単価を乗じた予定価格に、平均落札率を乗じ、「モデル価格」を算出。

類別：技術サービス

小類別 品目	調査価格の内容
土木建築サービス（続き）	
地図・地理情報サービス	※既存の測量成果、または実地調査を行って得た情報を活用して地図・地理情報を作成し、提供するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 地図・地理データベース提供料金 ＊既存の測量成果に、地物情報（道路・鉄道など）などを付帯したデータベースを提供するサービス。具体的には、地図アプリベンダー向けの地図データ、ナビメーカー向けの道路データを指す。 2. 位置情報・人流データ提供料金 ＊携帯電話機のGPS機能やWi-Fiの接続履歴などを通じて取得した位置情報や、それを通じて生成される人流データを提供するサービス。具体的には、流通業種向けの商圈分析用データ、エリアマーケティング用データを指す。 ＜価格調査方法＞ ・取引先やデータ範囲（都道府県・市町村等の単位）などの条件を特定した「銘柄指定調査」、料金表による「建値調査」、料金表価格に平均値引き率を乗じた「平均価格調査」を採用。
土木設計・測量・地質調査	※土木工事に関する設計、測量、地質調査を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 土木設計にかかる建設コンサルタント料 ＊土木工事に関する設計企画や基本・実施設計、工事の監理を行うサービス。 2. 測量料金 ＊基準点測量、地図を作成するための測量、土木測量、河川測量、境界測量などを行うサービス。具体的には、地上測量と航空測量（ドローンも含む）が含まれる。 3. 地質調査業務価格 ＊地質、土質、基礎地盤、地下水など地下の不可視部分について、「形」「質」「量」を明らかにする地質調査を行うサービス。具体的には、土質ボーリングや標準貫入試験等が含まれる。 ＜価格調査方法＞ ・代表的な業務を特定した「銘柄指定調査」、「建値調査」、標準的な業務を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・官公庁向け取引価格は、「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\begin{aligned} \text{調査価格} &= \text{予定価格} \times \text{落札率} \\ &= (\text{標準的な投入人工量} \times \text{技術者単価}) \times \text{落札率} && \cdots \text{土木設計、測量} \\ &= (\text{標準的な仕様} \times \text{市場単価}) \times \text{落札率} && \cdots \text{地質調査} \end{aligned}$ —— 算出例は、品目「建築設計」を参照。 1. 予定価格については、公表情報（国土交通省『土木設計業務等標準歩掛』、『測量業務標準歩掛』、『設計業務委託等技術者単価』、一般財団法人経済調査会・一般財団法人建設物価調査会『市場単価』）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手。 2. 落札率については、調査先から聴取するケースと、公表情報（官公庁『入札結果データ』）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手するケースが存在。

類別：技術サービス

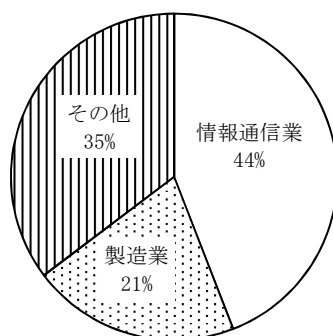
小類別 品目	調査価格の内容								
土木建築サービス（続き）									
土木設計・測量・地質調査（続き）	＜調査価格の構成＞ 調査価格の構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木設計</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>測量</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>地質調査</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	土木設計	57%	測量	24%	地質調査	19%
項目	割合								
土木設計	57%								
測量	24%								
地質調査	19%								
商品・非破壊検査・計量証明サービス									
商品検査	※各種商品（機械製品、繊維品、化学製品など）の検査、検定、品質管理を行うサービス。 —— なお、食品衛生法に基づく食品検査は品目「保健衛生」に分類される。 ＜対象とする調査価格＞ - 検査料 ＜価格調査方法＞ - 検査内容を特定した「銘柄指定調査」、または「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。								
非破壊検査	※構造物、設備またはボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を破壊せずに検査するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 検査料 ＜価格調査方法＞ - 検査内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、検査内容を特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」、検査内容を特定し売上高を作業工数で除した「労働時間当たり単価調査（平均人月単価）」、または検査内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{検査料} = \text{技術者料} + \text{機材使用料} + \text{材料費}$								
環境計量証明	※環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、放射能などを計量し、その結果の証明を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 検査料 ＜価格調査方法＞ - 検査内容を特定した「平均価格調査」、「平均値引率調査」、または検査内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{検査料} = \text{技術料} / \text{検査料に占める技術者料の割合}$ $= (\text{標準的な作業工数} \times \text{技術者単価}) / \text{検査料に占める技術者料の割合}$ 「モデル価格調査」では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等（東京都『入札情報サービス』の落札金額を技術者単価として使用）を組み合わせる調査価格を作成。								

類別：技術サービス

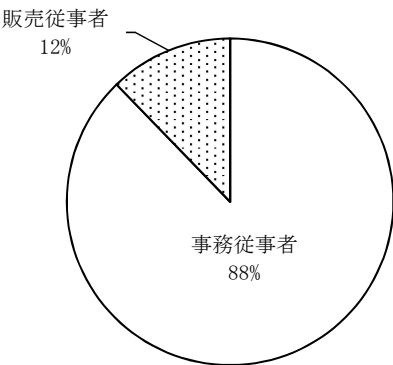
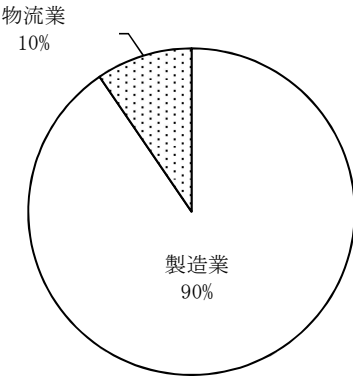
小類別 品目	調査価格の内容																																																	
その他の技術サービス																																																		
プラント エンジニアリング	※プラント・施設を対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負うサービスのうち、建設部分（施工）を除いたもの。 ＜対象とする調査価格＞ 1. エンジニアリング料金 ①石油精製プラント ②化学プラント ③製鉄プラント ④電力プラント ⑤環境衛生システム ＜価格調査方法＞ - 標準的なプラントを想定した「モデル価格調査」または「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。 「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 契約価格＝標準的な投入人工量×労働時間当たり単価×（1／（1－平均利益率）） または、 契約価格＝標準的な投入人工量×労働時間当たり単価 ※価格の算出例 <table><tr><td colspan="2"></td><td>標準的な 投入人工量</td><td></td><td>労働時間 当たり単価</td><td></td><td>人件費</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="3">人 工 タ イ プ</td><td>プロジェクト マネージャー</td><td>100 人日</td><td>×</td><td>110,000 円</td><td>=</td><td>11 百万円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>シニアエンジニア (10年以上)</td><td>2,500 人日</td><td>×</td><td>80,000 円</td><td>=</td><td>200 百万円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>一般エンジニア (10年未満)</td><td>10,000 人日</td><td>×</td><td>50,000 円</td><td>=</td><td>500 百万円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="6"></td><td>711 百万円</td><td>×</td><td><table><tr><td>利益率（10%）</td></tr><tr><td>$\frac{1}{1-0.1}$</td></tr></table></td><td>=</td><td><table><tr><td>調査価格</td></tr><tr><td>790 百万円</td></tr></table></td></tr></table>			標準的な 投入人工量		労働時間 当たり単価		人件費			人 工 タ イ プ	プロジェクト マネージャー	100 人日	×	110,000 円	=	11 百万円			シニアエンジニア (10年以上)	2,500 人日	×	80,000 円	=	200 百万円			一般エンジニア (10年未満)	10,000 人日	×	50,000 円	=	500 百万円									711 百万円	×	<table><tr><td>利益率（10%）</td></tr><tr><td>$\frac{1}{1-0.1}$</td></tr></table>	利益率（10%）	$\frac{1}{1-0.1}$	=	<table><tr><td>調査価格</td></tr><tr><td>790 百万円</td></tr></table>	調査価格	790 百万円
		標準的な 投入人工量		労働時間 当たり単価		人件費																																												
人 工 タ イ プ	プロジェクト マネージャー	100 人日	×	110,000 円	=	11 百万円																																												
	シニアエンジニア (10年以上)	2,500 人日	×	80,000 円	=	200 百万円																																												
	一般エンジニア (10年未満)	10,000 人日	×	50,000 円	=	500 百万円																																												
						711 百万円	×	<table><tr><td>利益率（10%）</td></tr><tr><td>$\frac{1}{1-0.1}$</td></tr></table>	利益率（10%）	$\frac{1}{1-0.1}$	=	<table><tr><td>調査価格</td></tr><tr><td>790 百万円</td></tr></table>	調査価格	790 百万円																																				
利益率（10%）																																																		
$\frac{1}{1-0.1}$																																																		
調査価格																																																		
790 百万円																																																		
プラント メンテナンス	※プラントの修理・保守サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 保守契約料金 ①日常保全 (1) 化学プラント (2) 製鉄プラント (3) 石油精製プラント ②定期修理 ＜価格調査方法＞ プラントを特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」または「銘柄指定調査」を採用。																																																	

類別：職業紹介・労働者派遣サービス

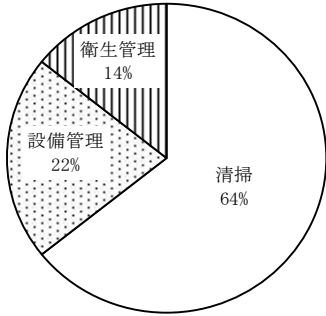
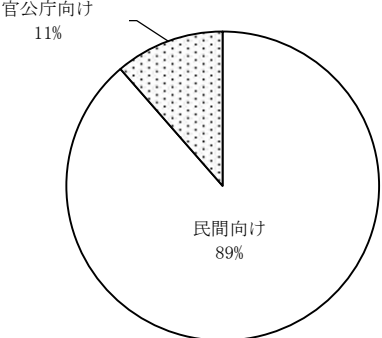
小類別 品目	調査価格の内容
職業紹介サービス	
職業紹介サービス	※求人企業と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 一般登録型、サーチ型の手数料 - 一般登録型の職業紹介とは、求人企業と求職者それぞれからの依頼に基づき、雇用関係の成立をあっせんするサービス。 - サーチ型の職業紹介とは、求人企業の依頼に基づき、最適な人材を探し、雇用関係の成立をあっせんするサービス。 - 再就職支援型の手数料 - 企業からの依頼を受けて、当該企業の従業員や元従業員の再就職を支援するサービス。 ＜価格調査方法＞ 1. では、「料率型調査」を採用。2. では、全取引を対象とした、一人当たり支援料金の「平均価格調査」を採用。 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①求職者の想定年収に対する紹介手数料率（平均価格調査）を調査。 - 紹介する職業を特定した平均料率を調査。 ②紹介手数料率に、求職者の想定年収の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 - 例えば、求職者の想定年収の動きを表す価格指数として、厚生労働省『毎月勤労統計調査』における所定内給与と特別給与の合計（12か月後方移動平均値）を使用。 - 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。
労働者派遣サービス	
専門技術者派遣	※派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けて、その事業所のための労働に従事させるサービスのうち、専門的・技術的な業務に該当するもの。 ＜対象とする調査価格＞ - 労働者派遣料金 - 日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）で定める大分類「専門的・技術的職業従事者」に該当する業務。例えば、情報処理技術者（システム・エンジニア等）や電気・機械・化学技術者、建築・土木技術者など。 ＜価格調査方法＞ - 業種、契約期間を特定した「平均価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ - 業種構成は、以下のとおり。



類別：職業紹介・労働者派遣サービス

小類別 品目	調査価格の内容						
労働者派遣サービス（続き）							
事務・販売派遣	※派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けて、その事業所のための労働に従事させるサービスのうち、事務職業務、販売業務に該当するもの。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 労働者派遣料金 ＊日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）で定める大分類「事務従事者」「販売従事者」に該当する業務。 ＜価格調査方法＞ ・業種、派遣先地区を特定した「平均価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ ・事務従事者/販売従事者の構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (事務・販売派遣)</caption> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務従事者</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>販売従事者</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	職種	割合	事務従事者	88%	販売従事者	12%
職種	割合						
事務従事者	88%						
販売従事者	12%						
製造・物流派遣	※派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けて、その事業所のための労働に従事させるサービスのうち、製造業務、物流業務に該当するもの。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 労働者派遣料金 ＊日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）で定める大分類「生産工程従事者」および中分類「自動車運転従事者」「その他の輸送従事者」「運搬従事者」「包装従事者」に該当する業務。 ＜価格調査方法＞ ・業種、派遣先地区を特定した「平均価格調査」を採用。 ＜調査価格の構成＞ ・業種構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成 (製造・物流派遣)</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>物流業</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	業種	割合	製造業	90%	物流業	10%
業種	割合						
製造業	90%						
物流業	10%						

類別：建物サービス・警備

小類別 品目	調査価格の内容														
建物サービス															
建物サービス	※オフィスビル、商業施設、官公庁舎等の建物に関する清掃、設備管理、衛生管理を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 総合清掃料 * 日常清掃および定期清掃サービス。定期清掃とは、窓ガラスの清掃など日常的な清掃には含まれない清掃サービスであり、定期的に実施されるもの。 ①民間向け ②官公庁向け 2. 設備管理料 * 電気、空調、防災設備等の保守管理サービス。 ①民間向け ②官公庁向け 3. 衛生管理料 * ネズミ・害虫防除、水質検査等の衛生管理サービス。 ①民間向け ②官公庁向け ＜価格調査方法＞ ・ 業務内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。官公庁向け取引の一部の調査価格では、公表情報（入札結果情報）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ＜調査価格の構成＞ ・ 清掃/設備管理/衛生管理の構成  <table border="1"> <caption>清掃/設備管理/衛生管理の構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>設備管理</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>衛生管理</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 民間向け/官公庁向けの構成  <table border="1"> <caption>民間向け/官公庁向けの構成</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間向け</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table> * 基本分類構成項目「建物サービス＜民間向け＞」「建物サービス＜官公庁向け＞」において、本品目の向け先別指数（民間向け・官公庁向け）を参考指数として公表。	項目	割合	清掃	64%	設備管理	22%	衛生管理	14%	項目	割合	民間向け	89%	官公庁向け	11%
項目	割合														
清掃	64%														
設備管理	22%														
衛生管理	14%														
項目	割合														
民間向け	89%														
官公庁向け	11%														

類別：建物サービス・警備

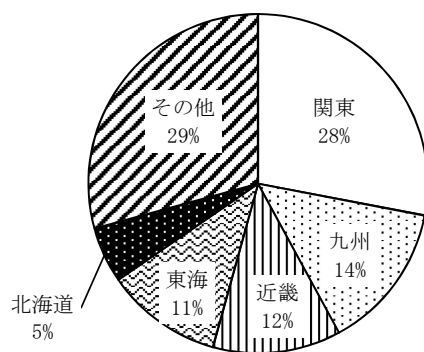
小類別 品目	調査価格の内容						
警備							
機械警備	※盗難等の事故の発生の警戒および防止、人身の安全の確保の業務を請け負う警備サービスのうち、機械警備業務に該当するもの。 ＊機械警備業務とは、警備業務用機械装置を使用して行う施設警備。 ＜対象とする調査価格＞ - 機械警備料金 - 民間向け - 官公庁向け ＜価格調査方法＞ - 警備内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。						
警備 (除機械警備)	※盗難等の事故の発生の警戒および防止、人身の安全の確保の業務を請け負う警備サービスのうち、機械警備業務に該当しないもの。 ＜対象とする調査価格＞ - 常駐警備料金 ＊警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス（施設警備）のうち、機械警備業務に該当しないもの。 - 民間向け - 官公庁向け - 交通誘導警備料金 ＊人もしくは車両の雑踏する場所、またはこれらの通行に危険のある場所における、負傷等の事故の発生を警戒し、防止するサービス。 - 民間向け - 運搬警備料金 ＊運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス。 - 民間向け ＜価格調査方法＞ - 民間向け取引では、警備内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」または「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。 - 官公庁向け取引では、警備内容、取引先を特定した「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査）」を採用。一部の調査価格では、公表情報（入札結果情報）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ＜調査価格の構成＞ - 民間向け/官公庁向けの構成 <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間向け</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> ＊基本分類構成項目「警備（除機械警備）＜民間向け＞」「警備（除機械警備）＜官公庁向け＞」において、本品目の向け先別指数（民間向け・官公庁向け）を参考指数として公表。	対象	割合	民間向け	93%	官公庁向け	7%
対象	割合						
民間向け	93%						
官公庁向け	7%						

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
教育訓練サービス	
研修・職業訓練 受託サービス	※取引先からの委託を受けて、業務遂行のための研修・職業訓練を、集合型やオンライン型等で実施するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 研修・職業訓練受託料金 ①ビジネス系 ②IT系 ③資格系 ＜価格調査方法＞ ・研修内容を特定した「銘柄指定調査」、または研修内容を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 $\text{研修・職業訓練受託料金} = \text{基本料} + 1 \text{人あたり参加費} \times \text{想定参加人数}$
保健衛生	
保健衛生	※健康の管理・増進、疫病の予防、環境衛生の改善などを目的とした相談指導、検査などのサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 健康診断料 ①定期健診 *労働安全衛生法に基づき、労働者が年1回実施することが義務付けられた定期健診。 施設健診のほか、巡回健診も含む。 ②生活習慣病健診 ③人間ドック 2. メンタルヘルス対策サービス料 ①カウンセリング面談 ②電話相談・Web相談 3. 食品検査料 *食品衛生法に基づく食品検査。 ＜価格調査方法＞ ・サービス内容（検査項目、相談方法）を特定した「銘柄指定調査」を採用。 —— 必要に応じて取引先や取引条件（検査対象人数、サービス利用回数）も特定。

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
コールセンター	
コールセンター	※電話等を用いて顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に請負うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - インバウンド業務料金 *顧客からの電話等を受ける受信型業務。 ①電話対応 (1) 注文・予約受付 (2) お客様相談窓口 ②インターネット対応 (1) お客様相談窓口 - アウトバウンド業務料金 *電話をかける発信型業務。 ①商品案内 ＜価格調査方法＞ ・契約相手先と業務を特定した「銘柄指定調査」、「労働時間当たり単価調査（銘柄指定調査、平均人月単価）」を採用。
宿泊サービス	
宿泊サービス	※施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させるサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - ビジネスホテルの宿泊料 ＜価格調査方法＞ ・ビジネスホテルの宿泊料では、外部データを使用。 —— 例えば、民間の宿泊施設データベースである『STR』のデータを採用。 価格データは、店舗（いわゆるビジネスホテルが中心）を特定した平均客室単価に基づいている。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ・一部の調査価格では、店舗を特定して平均客室単価を調査する「平均価格調査」を採用。 *平均客室単価：調査対象店舗を特定し、売上高合計を実稼動客室数で除した客室1室当たり平均室料。 *原則として、飲食代を除く。 ＜調査価格の構成＞ ・地域別構成は、以下のとおり。 —— 観光庁『宿泊旅行統計調査』などを基に、ビジネス宿泊が多い地域で構成。



類別：その他諸サービス

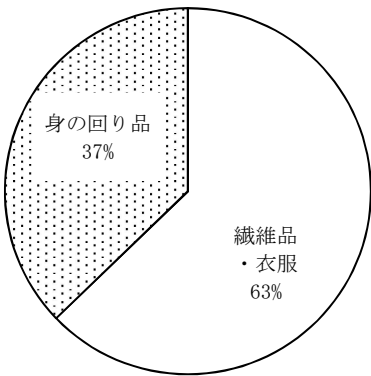
小類別 品目	調査価格の内容								
給食サービス									
給食サービス	※取引先からの委託を受けて、給食を提供するサービス（社員食堂などの事業所給食を除く）。 ＜対象とする調査価格＞ - 給食の受託料金 - 学校給食（義務教育課程） - その他（病院給食、老人福祉施設給食、保育園給食） - 飲食店運営サービスの受託料金 - レストラン - 宿泊施設 ＜価格調査方法＞ 1. では、取引先、提供メニュー、提供食数を特定した「銘柄指定調査」を採用。 2. では、契約相手先と業務内容を特定した「銘柄指定調査」、または「料率型調査」を採用。 ・「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①飲食店の売上高に対する、受託企業への支払い料率（銘柄指定調査）を調査。 —— 契約相手先と業務内容を特定した料率を調査。 ②支払い料率に、外食価格の動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 —— 例えば、総務省『消費者物価指数』の基本分類指数・小分類「一般外食」（全国）を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・調査価格の構成は、以下のとおり。 <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>サービス</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食(学校給食)</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>給食(その他)</td> <td>56%</td> </tr> <tr> <td>飲食店運営サービス</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table>	サービス	割合	給食(学校給食)	25%	給食(その他)	56%	飲食店運営サービス	19%
サービス	割合								
給食(学校給食)	25%								
給食(その他)	56%								
飲食店運営サービス	19%								

類別：その他諸サービス

小類別 品目	調査価格の内容
洗濯	
クリーニングサービス	※衣服その他の繊維製品および皮革製品を原型のままクリーニング（ドライクリーニング、水洗い、染み抜き等）するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. クリーニング料金 ①飲食業向け ②製造業向け ③病院向け ＜価格調査方法＞ ・取引先および洗濯対象物を特定した「銘柄指定調査」を採用。
リネンサプライ	※繊維製品を使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返すサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. リネンサプライ料金 ①ダストコントロール（フロアマット、モップ等の貸与） ②ホテルリネン ③病院リネン ④サービスリネン（サウナ、フィットネスクラブ等のサービス業向け） ⑤フードリネン ⑥貸おしぼり ⑦産業リネン（事務所、工場向け） ＜価格調査方法＞ ・取引先および洗濯対象物を特定した「銘柄指定調査」、または標準的な洗濯対象物を特定した「建値調査」を採用。
スポーツ施設提供サービス	
スポーツ施設提供サービス	※主としてスポーツを行うための施設を利用に供するサービスや、施設所有者（地方自治体等）から施設の運営・管理機能を受託するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 施設利用料 —— 利用用途は、スポーツに限らず、コンサート等のイベント利用なども含まれる。 2. 施設管理手数料 ＜価格調査方法＞ ・1. は、対象施設、利用条件を固定した「銘柄指定調査」を採用。 ※施設利用料には、固定制（基本料金のみ、または基本料金に附属設備の利用料金を含めたセット料金）、売上歩合制（利用料金の一部または全部が入場料収入に応じて変動）が存在。 ・2. は、対象施設、サービス内容を固定した「銘柄指定調査」を採用。 ※当品目は、新型コロナウイルス感染症拡大期における価格設定行動を把握することを企図して、例外的に、調査先企業の協力のもと、2019年1月以降の指数を時系列データ検索サイトで公表。

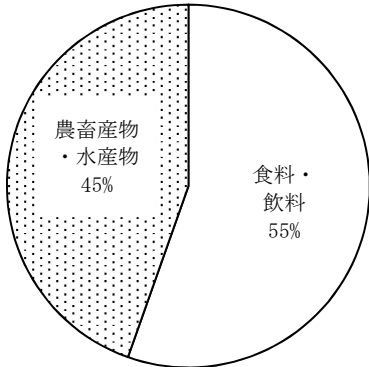
(参考指数)

卸売サービス価格指数

項目	調査価格の内容						
卸売							
繊維・衣服等卸売	※商品（繊維品・衣服、身の回り品）の仕入販売活動を通じて卸売業者が提供する卸売サービス（商品の売上の代理または仲立を行うサービスを含む）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 単位当たり卸売マージン額 ＜価格調査方法＞ ・「マージン調査」または「料率型調査」を採用。 ・「マージン調査」では、単位当たりマージン額を、以下の算式により算出。 単位当たりマージン額＝「販売単価」－「仕入単価」 ＝「販売単価」×「マージン率」 ―― 取扱商品、数量、取引先、取引条件、付随するサービス内容を特定した「マージン調査（銘柄指定調査）」、または取扱商品、取引先等が異なる複数の取引をグルーピングした「マージン調査（平均価格調査）」。 ・「料率型調査」は、原則として、販売単価が調査できない場合や、「マージン調査」よりも適切に価格動向を把握できると判断される場合（取扱商品の構成比の変動に伴い、平均販売価格に振れが生じている場合など）に採用。「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①取扱商品のマークアップ率（＝マージン率／（1－マージン率））を算出。 ―― 取扱商品、数量、取引先、取引条件、付随するサービス内容を特定した「料率型調査（銘柄指定調査）」、または取扱商品、取引先等が異なる複数の取引をグルーピングした「料率型調査（平均価格調査）」。 ―― ②で掛け合わせる価格指数が、卸売業者の仕入価格に対応する価格指数であるため、（販売価格に対する）マージン率ではなく、（仕入価格に対する）マークアップ率を使用している。 ②マークアップ率に、取扱商品の値動きを表す価格指数を乗じて、調査価格を作成。 ―― 例えば、繊維・衣服等卸売の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数と輸入物価指数の各指数を採用。 ―― 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・商品別構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>商品別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繊維品・衣服</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table>	商品別	割合	繊維品・衣服	63%	身の回り品	37%
商品別	割合						
繊維品・衣服	63%						
身の回り品	37%						

(参考指数)

卸売サービス価格指数

項目	調査価格の内容						
卸売（続き）							
飲食料品卸売	※商品（農畜産物・水産物、食料・飲料）の仕入販売活動を通じて卸売業者が提供する卸売サービス（商品の売買の代理または仲立を行うサービスを含む）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 単位当たり卸売マージン額 ＜価格調査方法＞ ・項目「繊維・衣服等卸売」を参照。「料率型調査」で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、青果卸売の価格指数には、農林水産省『農業物価指数』の農産物類別価格指数の各指数と、財務省『貿易統計』の貿易指数表の各価格指数、水産物卸売の価格指数には、水産庁『水産物流通調査』の産地水産物流通調査「月別品目別上場水揚量・価格」の各指数と、財務省『貿易統計』の貿易指数表の各価格指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・一部の調査価格では、外部データを使用。 —— 例えば、農林水産省『農業協同組合及び同連合会一斉調査』で公表されている野菜、果実の販売取扱高、販売手数料と、農林水産省『卸売市場データ集』で公表されている青果、水産物の中央卸売市場仲卸業者の経営動向の粗利益率を、青果、水産物の卸売マージン額の外部データとして使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・商品別構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成</caption> <thead> <tr> <th>商品別構成</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料・飲料</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>農畜産物・水産物</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table>	商品別構成	割合	食料・飲料	55%	農畜産物・水産物	45%
商品別構成	割合						
食料・飲料	55%						
農畜産物・水産物	45%						

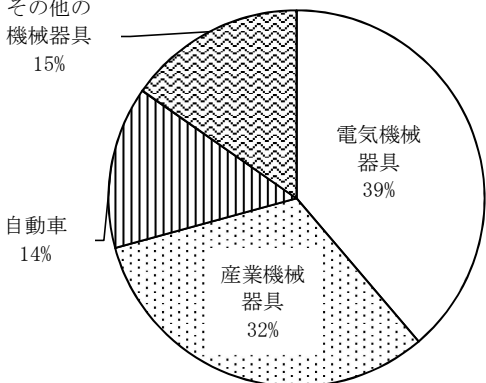
(参考指数)

卸売サービス価格指数

項目	調査価格の内容												
卸売（続き）													
建築材料、鉱物・金属材料等卸売	※商品（建築材料、化学製品、鉱物・金属材料）の仕入販売活動を通じて卸売業者が提供する卸売サービス（商品の売買の代理または仲立を行うサービスを含む）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 単位当たり卸売マージン額 ＜価格調査方法＞ ・項目「繊維・衣服等卸売」を参照。「料率型調査」で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、建築材料、鉱物・金属材料等卸売の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数と輸入物価指数の各指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・一部の調査価格では、外部データを使用。 —— 例えば、リム情報開発株式会社『ローリーラック』のガソリン、灯油、軽油の陸上ローリーラック価格（4製油所、月間平均値）と、資源エネルギー庁『石油製品価格調査』のレギュラーガソリン、灯油、軽油の卸価格、軽油の産業用価格（全国）をガソリン、灯油、軽油の卸売マージン額の外部データとして使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・商品別構成は、以下のとおり。 <table border="1"> <caption>調査価格の構成（商品別）</caption> <thead> <tr> <th>商品別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学製品</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>石油・鉱物</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>建築材料</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼製品</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table>	商品別	割合	化学製品	36%	石油・鉱物	22%	建築材料	17%	鉄鋼製品	16%	非鉄金属	9%
商品別	割合												
化学製品	36%												
石油・鉱物	22%												
建築材料	17%												
鉄鋼製品	16%												
非鉄金属	9%												

(参考指数)

卸売サービス価格指数

項目	調査価格の内容										
卸売（続き）											
機械器具卸売	※商品（主として産業機械器具、自動車、電気機械器具）の仕入販売活動を通じて卸売業者が提供する卸売サービス（商品の売買の代理または仲立を行うサービスを含む）。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 単位当たり卸売マージン額 ＜価格調査方法＞ ・項目「繊維・衣服等卸売」を参照。「料率型調査」で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、機械器具卸売の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数と輸入物価指数の各指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・一部の調査価格では、公表情報（IR資料）をインターネット上のウェブサイト等から日本銀行が直接入手することで、調査価格を作成。 ＜調査価格の構成＞ ・商品別構成は、以下のとおり。  <table border="1"> <caption>調査価格の構成（商品別）</caption> <thead> <tr> <th>商品別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気機械器具</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>産業機械器具</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>その他の機械器具</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table>	商品別	割合	電気機械器具	39%	産業機械器具	32%	その他の機械器具	15%	自動車	14%
商品別	割合										
電気機械器具	39%										
産業機械器具	32%										
その他の機械器具	15%										
自動車	14%										

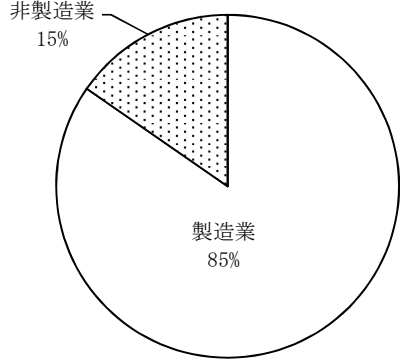
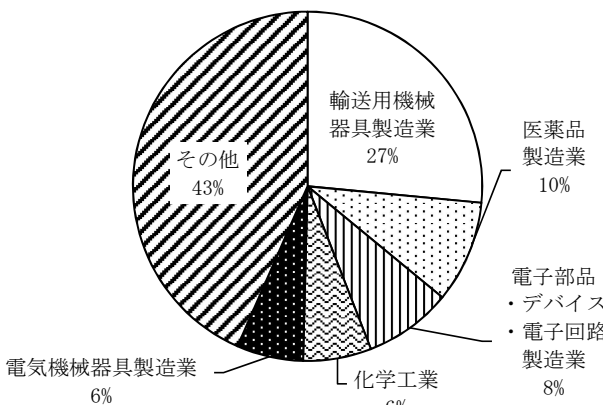
(参考指数)

卸売サービス価格指数

項目	調査価格の内容										
卸売（続き）											
その他の卸売	※商品（主として家具・建具・じゅう器、医薬品・化粧品、紙・紙製品）の仕入販売活動を通じて卸売業者が提供する卸売サービス（商品の売上の代理または仲立を行うサービスを含む）。 <対象とする調査価格> 1. 単位当たり卸売マージン額 <価格調査方法> ・項目「繊維・衣服等卸売」を参照。「料率型調査」で使用している価格指数は以下のとおり。 —— 例えば、医薬品・化粧品、家具・教養娯楽用品等卸売の価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数と輸入物価指数、『企業向けサービス価格指数』の各指数を採用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・一部の調査価格では、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等を組み合わせて調査価格を作成。 <調査価格の構成> ・商品別構成は、以下のとおり。 <table border="1"> <caption>調査価格の構成（商品別）</caption> <thead> <tr> <th>商品別</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品・化粧品等</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>紙・紙製品</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>家具・建具・じゅう器等</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>38%</td> </tr> </tbody> </table>	商品別	割合	医薬品・化粧品等	34%	紙・紙製品	15%	家具・建具・じゅう器等	13%	その他	38%
商品別	割合										
医薬品・化粧品等	34%										
紙・紙製品	15%										
家具・建具・じゅう器等	13%										
その他	38%										

(参考指数)

研究開発価格指数

項目	調査価格の内容																																								
企業内研究開発	※国内企業が提供する研究開発サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 受託研究開発サービス価格 ＊他企業や国などから受託して行う研究開発。 2. 自社内研究開発サービス価格 ＊社内で企業が自ら行う研究開発（自家活動に相当）。 ＜価格調査方法＞ ・1.、2.ともに代表的な研究開発を想定した「モデル価格調査」を採用。 ・「モデル価格調査」の価格算出式は以下のとおり。 調査価格＝投入コスト＋マークアップ ＝（人件費＋部材費＋外注費＋研究設備の減価償却費…）×（1＋マークアップ率） ・投入コストは、調査先から聴取している価格情報に、公表情報等を組み合わせて算出。 具体的な算出方法は以下のとおり。 ①代表的な研究開発のコスト構成を調査 ②コスト構成要素のうち、人件費（基本給）の動向については調査先からベースアップ（ベア）を調査 ③人件費（基本給）以外のコスト構成要素は、調査先毎に価格動向を表すのに適切な価格指数を採用 ―― 例えば、人件費に対応する価格指数には、調査先から調査したベアと厚生労働省『毎月勤労統計』の「特別給与」（後方12か月移動平均）、部材費に対応する価格指数には、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数・商品群「自動車部品」、外注費に対応する価格指数には、『企業向けサービス価格指数』の品目「専門技術者派遣」、研究設備の減価償却費に対応する価格指数には、国内企業物価指数の類別「業務用機器」（償却期間を考慮）を採用。 ・マークアップの算出方法は以下のとおり。 ①受託研究開発の場合は、実際に企業間で取引されたマークアップ率を調査 ②自社内研究開発の場合は、「仮に当該研究開発を他企業や国などから受託した場合」に設定していたと考えられる仮想的なマークアップ率を調査 ※モデル価格の算出例 <table><tr><th>コスト構成要素</th><th>代表的な研究開発に占める割合</th><th>単価 (基準年＝100)</th><th>投入コスト</th></tr><tr><td>人件費</td><td>50 %</td><td>120</td><td>60</td></tr><tr><td>部材費</td><td>20 %</td><td>150</td><td>30</td></tr><tr><td>外注費</td><td>30 %</td><td>100</td><td>30</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>120</td></tr></table> 120 × (1+0.1) = 132 マークアップ率 (10%) 調査価格 132 ＜調査価格の構成＞ ・製造業／非製造業の構成  <table><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr><tr><td>製造業</td><td>85%</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>15%</td></tr></table> ・製造業の業種別構成  <table><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr><tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td>27%</td></tr><tr><td>医薬品製造業</td><td>10%</td></tr><tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td><td>8%</td></tr><tr><td>化学工業</td><td>6%</td></tr><tr><td>電気機械器具製造業</td><td>6%</td></tr><tr><td>その他</td><td>43%</td></tr></table>	コスト構成要素	代表的な研究開発に占める割合	単価 (基準年＝100)	投入コスト	人件費	50 %	120	60	部材費	20 %	150	30	外注費	30 %	100	30				120	業種	割合	製造業	85%	非製造業	15%	業種	割合	輸送用機械器具製造業	27%	医薬品製造業	10%	電子部品・デバイス・電子回路製造業	8%	化学工業	6%	電気機械器具製造業	6%	その他	43%
コスト構成要素	代表的な研究開発に占める割合	単価 (基準年＝100)	投入コスト																																						
人件費	50 %	120	60																																						
部材費	20 %	150	30																																						
外注費	30 %	100	30																																						
			120																																						
業種	割合																																								
製造業	85%																																								
非製造業	15%																																								
業種	割合																																								
輸送用機械器具製造業	27%																																								
医薬品製造業	10%																																								
電子部品・デバイス・電子回路製造業	8%																																								
化学工業	6%																																								
電気機械器具製造業	6%																																								
その他	43%																																								

(参考指数)

研究開発価格指数

【こぼれ話】 企業内研究開発 におけるマーク アップ率の考え方	§ 企業内研究開発で調査対象としている「自社内研究開発サービス価格」は、市場で取引されない自家活動に相当するサービスです（サービス分野の生産物分類では「研究開発のオリジナル」に分類）。企業向けサービス価格指数が、「企業間で取引されるサービスの価格を調査する」という従来からの原則は不変ですが、以下の点を踏まえて、特例として取り込みます。 1. わが国で行われる研究開発サービスの主力である「自社内研究開発」を捕捉することは、研究開発サービス全体を捕捉する観点で必須 2. 「自社内研究開発」を含めるという整理は、SNAにおける「研究・開発」の名目値計上の対応とも整合的であり、SNAデフレーター観点でも適切な対応 § 「自社内研究開発サービス価格」を算出する場合は、「仮に当該研究開発を他企業や国などから受託した場合」に設定していたと考えられる仮想的なマークアップ率を調査したうえで、投入コストと組み合わせることで、調査価格を算出します（擬制価格）。 —— 具体的には、以下のような、調査先毎に適当であると聞かれた利益指標を、仮に受託した場合の仮想的なマークアップ率として採用します。 ① 外部から受託した案件の平均的なマークアップ率 ② 目標/実績の売上高営業利益率（実績値の場合、必要に応じて移動平均値を採用） ③ 社内で認識されているハードルレート・加重平均資本コスト（WACC）

(参考指数)

輸出サービス価格指数

項目	調査価格の内容
外航貨物輸送	※わが国商船隊による輸入貨物以外の外航輸送サービス。 ＊わが国商船隊は、わが国の外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群。 ＜対象とする調査価格＞ - 自動車専用船の輸出貨物輸送運賃 ①北米航路 ②欧州航路 - バルクキャリア（ばら積み貨物船）の輸出貨物輸送運賃（主に鋼材、セメント） ①アジア航路 ②中東航路 - 定期船航路の輸出コンテナ貨物輸送運賃（主に輸送用機械製品等） ＜価格調査方法＞ ・航路、取引先等を特定した「銘柄指定調査」、または航路を特定した「平均価格調査」を採用。 ・運賃に「サーチャージ」（主に燃料費、為替変動調整費等）を適用している場合は、当該分を加算した価格を調査。
国際航空貨物輸送	※日系航空会社が航空機により輸入貨物以外の国際貨物輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 輸出貨物にかかる国際航空貨物運賃 ①北米方面 ②欧州方面 ③アジア方面 ＜価格調査方法＞ ・輸送区間を特定した「平均価格調査（貨物重量当たり単価）」を採用。 ・運賃に「燃油サーチャージ」を適用している場合は、当該分を加算。

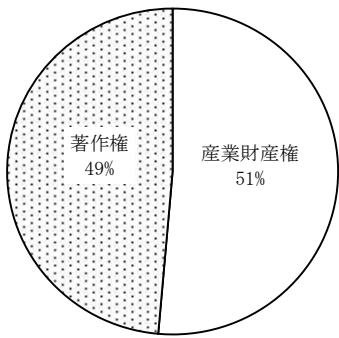
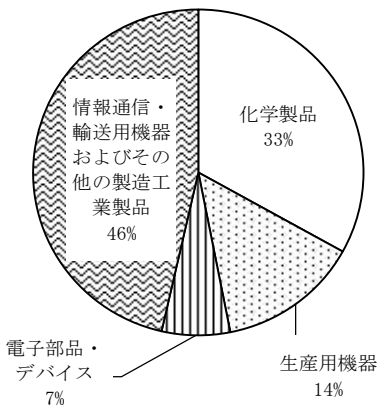
(参考指数)

輸入サービス価格指数

項目	調査価格の内容
国際航空旅客輸送	※外資系航空会社が日本に所在する企業向けに航空機により旅客の国際輸送を行うサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 国際線の航空旅客運賃（ビジネスクラス） - 国際線の航空旅客運賃（エコノミークラス） ＜価格調査方法＞ ・ 1.、2. では、いずれも、ビジネス需要が多いと想定される航路・運賃種類を特定している。 ・ 「燃油サーチャージ」などを設定している場合は、当該分を加算した価格を調査。 ・ 1.、2. では、公表情報等（株式会社オーエフシー『運賃（航空会社、航路、運賃種類を特定した月中平均値）』、航空会社のホームページに掲載されている日本発の燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ価格）、国税庁『国際観光旅客税』）を組み合わせる調査価格を作成。
外航貨物輸送	※わが国商船隊以外の商船隊（外国商船隊）による輸入貨物の外航輸送サービス。 ※わが国商船隊は、わが国の外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群。 ＜対象とする調査価格＞ - スポット契約による貨物輸送運賃（主に鉄鉱石、穀物等） ※スポット契約は、1航海限りの短期契約。 ＜価格調査方法＞ ・ 外部データを使用。 —— 例えば、マリンネット株式会社『スポット契約による貨物輸送運賃』と、株式会社トランプデータサービス『スポット契約による貨物輸送運賃』を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。
外航貨物用船料	※日本の海運企業が外国の船主から外航貨物船舶を用船するサービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 定期用船料（1年以上）（主な対象貨物は輸送用機器、鉄鉱石、原油等） ※船主が所有する船舶に船員を配乗して、用船者に一定期間貸し渡す定期用船契約に基づく用船料。 ①仕組船 ②単純外国用船 - 定期用船料（1年未満） ＜価格調査方法＞ ・ 船型、取引先を特定した「銘柄指定調査」を採用。 ・ 調査価格の一部では、外部データを使用。 —— 例えば、1. では、マリンネット株式会社『定期用船料（1年以上）』を、2. では、株式会社トランプデータサービス『定期用船料（1年未満）』を使用。 —— 使用している外部データの詳細は、『外部データ一覧』を参照。

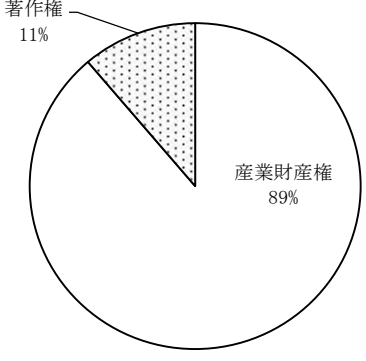
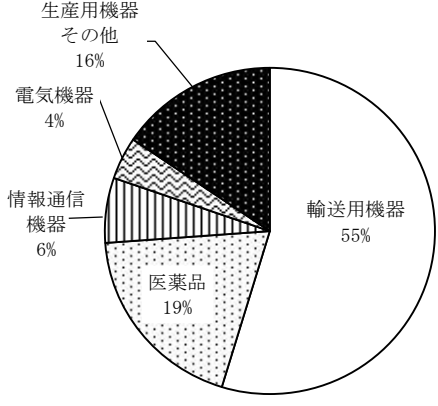
(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

項目	調査価格の内容																
知的財産ライセンス (国内)	※国内企業に対し、国内企業が自社の保有する産業財産権（特許権等）や著作権などの知的財産の使用を許諾する（ライセンスする）サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 産業財産権のライセンス契約料 ＊製品1単位の生産に必要な産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のライセンス契約料。ただし、商標権は含まない。 ①化学製品 ②生産用機器 ③電子部品・デバイス ④情報通信・輸送用機器およびその他の製造工業製品 2. 著作権のライセンス契約料 ＊著作権で保護されている著作物等の使用を許諾する際のライセンス契約料。 ①ソフトウェア（エンドユーザー向けを除く） ②映像著作権 ③スポーツ興行等の放送権 ④著述作品・その他編集出版物に係る著作権 ⑤音楽・音声著作権、同著作隣接権 ＜価格調査方法＞ ・ライセンス契約の内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」、「料率型調査」、全ての取引を包含した「平均改定率」を利用した「モデル価格調査」を採用。 ・「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①ライセンスを用いて生産される製品、または著作物の生産額に対するライセンス料率（平均価格調査）を調査。 —— ライセンス料率は、ライセンス契約の内容、取引先を特定した平均料率を調査。 ②ライセンス料率に、ライセンスを用いて生産される財・サービスの価格指数を乗じて調査価格を算出。 —— 例えば、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数、または総務省『消費者物価指数』から、生産される財やサービスの価格指数を使用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ＜調査価格の構成＞ ・産業財産権/著作権の構成  <table border="1"> <caption>産業財産権/著作権の構成</caption> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業財産権</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>49%</td> </tr> </tbody> </table> ・産業財産権の業種構成  <table border="1"> <caption>産業財産権の業種構成</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学製品</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>情報通信・輸送用機器およびその他の製造工業製品</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>生産用機器</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>電子部品・デバイス</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table>	権利の種類	割合	産業財産権	51%	著作権	49%	業種	割合	化学製品	33%	情報通信・輸送用機器およびその他の製造工業製品	46%	生産用機器	14%	電子部品・デバイス	7%
権利の種類	割合																
産業財産権	51%																
著作権	49%																
業種	割合																
化学製品	33%																
情報通信・輸送用機器およびその他の製造工業製品	46%																
生産用機器	14%																
電子部品・デバイス	7%																

(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

項目	調査価格の内容																		
知的財産ライセンス (輸出)	※海外企業（国内企業のグループ会社含む）に対し、国内企業が自社の保有する産業財産権（特許権等）や著作権などの知的財産の使用を許諾する（ライセンスする）サービス。 ＜対象とする調査価格＞ 1. 産業財産権のライセンス契約料 ＊製品1単位の生産に必要な産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のライセンス契約料。ただし、商標権は含まない。 ①輸送用機器 ②医薬品 ③情報通信機器 ④電気機器 ⑤生産用機器その他 2. 著作権のライセンス契約料 ＊著作権で保護されている著作物等の使用を許諾する際のライセンス契約料。 ①ソフトウェア（エンドユーザー向けを除く） ②映像著作権その他 ＜価格調査方法＞ ・ライセンス契約の内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」、または「料率型調査」を採用。 ・「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 ①ライセンスを用いて生産される製品、または著作物の生産額に対するライセンス料率（平均価格調査）を調査。 —— ライセンス料率は、ライセンス契約の内容、取引先を特定した平均料率を調査。 ②ライセンス料率に、ライセンスを用いて生産される財・サービスの価格指数を乗じて調査価格を算出。 —— 海外企業がライセンスを用いて現地で生産・販売する活動を想定し、原則として、輸出相手国の価格指数を用いる。 —— 例えば、米国、カナダ、英国の生産者物価指数、卸売物価指数、または消費者物価指数から、生産される財やサービスの価格指数を使用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 ・外貨建ての調査価格については、対応する為替レートを乗じることで、円建てに換算。 ＜調査価格の構成＞ ・産業財産権/著作権の構成  <table border="1"> <caption>産業財産権/著作権の構成</caption> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業財産権</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table> ・産業財産権の業種構成  <table border="1"> <caption>産業財産権の業種構成</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>生産用機器その他</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	権利の種類	割合	産業財産権	89%	著作権	11%	業種	割合	輸送用機器	55%	医薬品	19%	生産用機器その他	16%	情報通信機器	6%	電気機器	4%
権利の種類	割合																		
産業財産権	89%																		
著作権	11%																		
業種	割合																		
輸送用機器	55%																		
医薬品	19%																		
生産用機器その他	16%																		
情報通信機器	6%																		
電気機器	4%																		

(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

項目	調査価格の内容												
知的財産ライセンス (輸入)	※国内企業が海外企業（国内企業のグループ会社含む）の保有する産業財産権（特許権等）や著作権などの知的財産の使用許諾を得る（ライセンスされる）サービス。 ＜対象とする調査価格＞ - 産業財産権のライセンス契約料 *製品1単位の生産に必要となる産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のライセンス契約料。ただし、商標権は含まない。 - 医薬品 - 情報通信機器 - 輸送用機器 - 生産用機器その他 - 著作権のライセンス契約料 *著作権で保護されている著作物等の使用を許諾する際のライセンス契約料。 - ソフトウェア（エンドユーザー向けを除く） - 映像著作権その他 ＜価格調査方法＞ - ライセンス契約の内容、取引先を特定した「銘柄指定調査」、「平均価格調査」、または「料率型調査」を採用。 「料率型調査」の価格算出方法は以下のとおり。 - ライセンスを用いて生産される製品、または著作物の生産額に対するライセンス料率（平均価格調査）を調査。 —— ライセンス料率は、ライセンス契約の内容、取引先を特定した平均料率を調査。 - ライセンス料率に、ライセンスを用いて生産される財・サービスの価格指数を乗じて調査価格を算出。 —— 国内企業がライセンスを用いて国内で生産・販売する活動を想定し、例えば、日本銀行『企業物価指数』の国内企業物価指数、『企業向けサービス価格指数』、または総務省『消費者物価指数』から、生産される財やサービスの価格指数を使用。 —— 使用している価格指数の詳細は、『料率型調査において使用している価格指数一覧』を参照。 - 外貨建ての調査価格については、対応する為替レートを乗じることで、円建てに換算。 ＜調査価格の構成＞ - 産業財産権/著作権の構成 <table border="1"> <caption>産業財産権/著作権の構成</caption> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業財産権</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> - 著作権の業種構成 <table border="1"> <caption>著作権の業種構成</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>映像著作権その他</td> <td>37%</td> </tr> </tbody> </table>	権利の種類	割合	産業財産権	40%	著作権	60%	業種	割合	ソフトウェア	63%	映像著作権その他	37%
権利の種類	割合												
産業財産権	40%												
著作権	60%												
業種	割合												
ソフトウェア	63%												
映像著作権その他	37%												

(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

【こぼれ話】
知的財産ライセンス
（著作権）の
価格調査方法

§ 知的財産ライセンス価格指数で調査対象としている「著作権」では、企業のライセンス供与形態に合わせて、価格調査方法を設定しています。

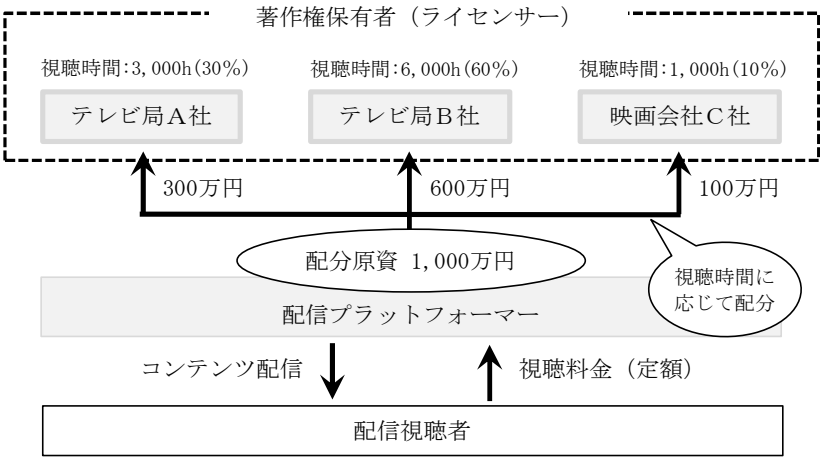
＊レベニューシェア制

動画配信等におけるサブスクリプション契約では、「レベニューシェア制」の取引形態が多くとられています（各コンテンツの視聴時間に応じて収益を分配）。

このようなライセンス取引においては、視聴時間を品質とみなし、「視聴時間当たりの単価」を調査しています。

―― サブスクリプション契約型の著作権取引における品質定義についての詳細は、
【こぼれ話】「知的財産ライセンス（著作権）の品質調整方法」を参照。

⇒ $A社の調査価格 = A社へのライセンス額 / A社視聴時間$
 $= 総ライセンス額 / 総視聴時間 = 当配信プラットフォーム全体の視聴時間当たり単価$



(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

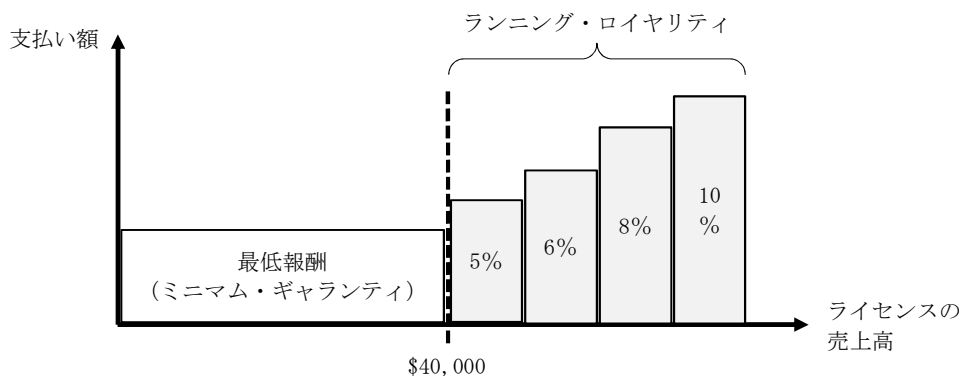
【こぼれ話】
知的財産ライセンス
(著作権)の
価格調査方法
(続き)

* ミニмум・ギャランティ制

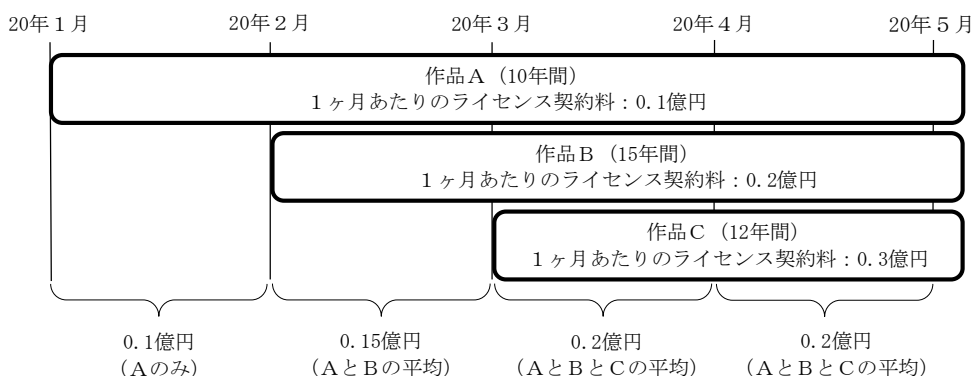
- ・ ソフトウェア (ゲーム)、著作物に係る著作権、映像著作権の輸出入取引においては、「ミニмум・ギャランティ制」の取引形態が多くとられています。
 - 契約開始時に、最低報酬 (ミニмум・ギャランティ) を支払い、最低販売数量を超過した場合には、売上高等に応じてランニング・ロイヤリティによる追加支払いが発生する形態。
 - 多くの取引では、ランニング・ロイヤリティについて、契約時に設定された料率と販売数量基準は契約後不変。
- ・ こうした取引の価格を継続的に調査する場合は、取引される商材 (著作物) が変更される際に、企業の価格設定の変更を価格指数に適切に反映することが重要となります。そこで、価格調査では、平均的な最低報酬額とランニング・ロイヤリティ支払額の比率をベースにして、最低販売数量から一定率販売が超過するケースを想定したモデル価格調査を実施しています。
 - ただし、商材 (著作物) の品質変化による最低報酬額や料率の変化が認められる場合は、品質変化分を調整のうえ、指数に反映します。

⇒ 調査価格 = 最低報酬

+ (最低販売数量超過時の) ロイヤリティ (料率) × 売上高 (インフレーター)



- ・ なお、ミニмум・ギャランティ制の契約であっても、商慣行上、最低報酬を上回らない取引が大宗を占める調査価格もあります。そうした取引においては、実際には契約時以外は支払いが発生しませんが、契約期間中は均等に (1 か月当たりの) 最低報酬額が支払われるとみなし、「契約期間 1 か月当たり最低報酬額」を調査価格としています。
 - 調査対象の品質をできる限り固定できるように、取引先と商品群を固定しています。



(参考指数)

知的財産ライセンス価格指数

【こぼれ話】 知的財産ライセンス (著作権)の 品質調整方法	§ 知的財産ライセンス価格指数で「著作権」の取引価格を調査する際には、品質一定のもとでの指数を作成するため、様々な方法で、品質調整を行っています。 ＊ソフトウェアのバージョンアップに係る品質調整 調査対象のソフトウェアがバージョンアップされた際は、コスト評価法により、新旧バージョンの品質調整を行っています。 調査先からコスト情報を聴取することが難しい場合は、日本銀行『企業向けサービス価格指数』の品目「パッケージソフトウェア」で調査しているバージョンアップに伴う品質向上率を援用することで、品質調整を行っています。 ⇒ $\text{調査価格} = \text{ライセンス契約料} / (1 + \text{バージョンアップに伴う品質向上率})$ ＊映像著作物（映画）の品質調整 映画制作会社が、テレビ放送事業者等に自社コンテンツ（映画）をライセンスする取引においては、ライセンスの品質は視聴数（見込み）と関係していると考えられます。 そのため、価格調査では、品質の代理指標として、調査先から聴取した映画の「興行収入額」を利用し、品質調整を行っています。 ＊サブスクリプション契約（動画配信等）における品質調整 動画配信等におけるサブスクリプション契約では、「視聴時間当たりの単価」を調査することで、品質調整を行っています。 これは、配信プラットフォームが視聴者から得る登録料収入（登録者数×月額料金）が不変であっても、1人当たり視聴時間が増加すると、生産されるサービスの実質値は同様に増加すると考えられるためです。 —— 生産される財・サービスとは、著作権保有者が配信プラットフォームに提供したコンテンツ量（ただし、実際に視聴されて取引が成立した時間分）と整理しています。 —— サブスクリプション契約（動画配信等）における品質調整の詳細は、日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数・2020年基準改定の最終案」の補論1をご覧ください。

(参考指数)

基本分類構成項目

項目	調査価格の内容																				
リース																					
リース料率	※基本分類指数・小類別「リース」の調査価格のうち、「リース料率」部分を集計。 ＊「リース料率」指数は、各調査価格についてリース料率指数（基準年の平均的な料率水準を100とした指数）を作成し、各調査価格のウェイトで加重平均して作成。 ・「リース料率」の構成品目は、次のとおり。 <table><tr><th>小類別</th><th>品 目</th><th>ウェイト</th></tr><tr><td rowspan="8">リース</td><td>産業機械リース</td><td>6.0</td></tr><tr><td>工作機械リース</td><td>0.6</td></tr><tr><td>土木・建設機械リース</td><td>1.6</td></tr><tr><td>医療用機器リース</td><td>1.8</td></tr><tr><td>商業・サービス業用機械設備リース</td><td>4.0</td></tr><tr><td>通信機器リース</td><td>3.5</td></tr><tr><td>電子計算機・同関連機器リース</td><td>8.0</td></tr><tr><td>事務用機器リース</td><td>2.4</td></tr></table> ※品目「自動車リース」はリース料率を調査していないため、構成品目に含まれない。	小類別	品 目	ウェイト	リース	産業機械リース	6.0	工作機械リース	0.6	土木・建設機械リース	1.6	医療用機器リース	1.8	商業・サービス業用機械設備リース	4.0	通信機器リース	3.5	電子計算機・同関連機器リース	8.0	事務用機器リース	2.4
小類別	品 目	ウェイト																			
リース	産業機械リース	6.0																			
	工作機械リース	0.6																			
	土木・建設機械リース	1.6																			
	医療用機器リース	1.8																			
	商業・サービス業用機械設備リース	4.0																			
	通信機器リース	3.5																			
	電子計算機・同関連機器リース	8.0																			
	事務用機器リース	2.4																			